

第2期常陸太田市地域福祉計画  
第2期常陸太田市地域福祉活動計画

# ★せつなぐ いきいきプラン



平成29年度～平成33年度



常陸太田市・常陸太田市社会福祉協議会

# はじめに



本市では、少子高齢化の進行や個人のライフスタイルの多様化等、地域福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、平成25年3月に「第1期常陸太田市地域福祉計画」を策定し、市民、地域、福祉団体、行政等が、それぞれの役割の中で、協働と連携により地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかし、近年、地域においては、高齢者にかかる認知症や介護負担などの問題、障がいのある人の自立や社会参加の問題、育児放棄、虐待、生活困窮など、個人や家族だけでは解決が困難な問題が増えてきています。

このように、複雑多様に変化する地域社会の動向を踏まえ、誰もが住み慣れた地域において助け合い・支え合いながら、自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会が求められてきています。

このような中、本市では、「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田」をまちの将来像とする「常陸太田市第6次総合計画」がスタートいたします。

本市においては、「市民のだれもが生涯活躍できるまちづくり」を基本理念とする同計画を踏まえ、地域の実情に応じた地域福祉活動を推進するため、多くの市民の皆様の御協力をいただき、地区ごとに「地区地域福祉活動計画」を策定するとともに、「常陸太田市地域福祉計画」と「常陸太田市地域福祉活動計画」との連携と整合性を高めることを目的として、両計画を一体的に策定いたしました。

今後、「あたたかい つながりの中で 自分らしく暮らせるまち 常陸太田」を基本理念とする本計画に基づき、地域福祉の取り組みを一層推進していくとともに、地域の福祉課題の解決のために、常陸太田市と常陸太田市社会福祉協議会のさらなる連携のもと、誰もが幸せに暮らせる福祉のまちづくりを進めてまいります。

本計画の実現に向けて、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言を賜りました常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会の委員の皆様をはじめ、市社会福祉協議会支部関係者の皆様、並びに御協力いただきました関係者の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

平成29年3月

常陸太田市長・常陸太田市社会福祉協議会長

大久保 太一

# 計画の策定にあたって

## ～常陸太田市地域福祉推進の特徴～

常陸太田市は、茨城県内で最も面積が広い市です。美しい山々は、きれいな水をつくり、おいしい米やぶどう、梨、そばを育て、自然の恵みが豊かなまちです。

私たちの住むこの地域は、昔から稲作を中心とする農業が盛んで、地域の人々がお互いに支え合い、助け合って暮らしてきました。

しかし、近年、市の人口は、この10年で1万人近く減少し、少子・高齢化が進行するとともに、空き家が増えるなど、以前より地域のにぎわいが減り、人と人とのつながりが弱くなっています。

さらに、核家族化の進行、高齢者だけの世帯やひとり暮らし世帯が増え、家族で支え合う力も弱くなっています。

市では、現在、人口減少対策と少子化対策を重点課題として取り組んでいるところですが、同時に様々な福祉サービスにも力を入れていく必要があります。

しかし、行政（市役所）が行う福祉サービスだけでは、地域の様々な生活課題を解決することは大変難しく、市民と行政（市役所）が共に知恵を出し合い、市民協働を原動力として、総合的に福祉力を高める必要があります。

そこで、このたび、市社会福祉協議会各支部役員及び町会・自治会役員のほか、多くの市民のみなさんにご参加いただき、「地域ふくし懇談会」を市内一円で開催しました。この懇談会には、市社会福祉協議会職員及び市職員も加わり、それぞれの地域の様々な生活課題について、一緒に話し合いを進めました。

そして、「地域でできること」を基本として、地域の生活課題を解決するための対応策を考え、地区別の「地区地域福祉活動計画」の策定に至りました。

また、同時に「第2期常陸太田市地域福祉計画」及び「第2期常陸太田市地域福祉活動計画」の連携と整合性を高めるため、両計画の一体的な策定に取り組みました。

市では、今回の「地域ふくし懇談会」の開催をひとつの契機として、市民協働による取り組みをさらに進めていきます。

平成29年3月

常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会

(常陸太田市地域福祉推進委員会)

(常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会)

# 目次

## Contents

はじめに  
計画の策定にあたって

### ○常陸太田市地域福祉計画

|                                                        |    |
|--------------------------------------------------------|----|
| 第1章 地域福祉の理解                                            | 2  |
| 第1節 「地域福祉」の意味                                          | 2  |
| 第1項 「地域福祉」は地域主体の支え合い・助け合い                              | 2  |
| 第2項 「地域福祉」の役割                                          | 4  |
| (1) 社会福祉制度を補完する役割                                      | 4  |
| (2) 在宅の暮らしを支える役割                                       | 4  |
| (3) 人と人をつなぎ笑顔あふれる地域をつくる役割                              | 4  |
| (4) 地域の安全や暮らしの安心を守る役割                                  | 5  |
| 第2節 常陸太田市の現状                                           | 6  |
| 第1項 常陸太田市を取り巻く状況                                       | 6  |
| (1) 人口及び世帯の推移                                          | 6  |
| (2) 年齢構造                                               | 7  |
| (3) 世帯の状況                                              | 7  |
| 第2項 地域福祉の担い手                                           | 9  |
| 第3節 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」                                | 11 |
| 第1項 計画策定の背景                                            | 11 |
| (1) 国・県の動向                                             | 12 |
| (2) 生活上の支援を必要としている人への対策                                | 13 |
| (3) 地域の人間関係の希薄化                                        | 15 |
| (4) 災害等地域の異変に対する備え                                     | 17 |
| 第2項 第1期常陸太田市地域福祉計画の概要                                  | 19 |
| 第3項 計画の位置付けと関連計画との関係                                   | 20 |
| (1) 地域福祉計画                                             | 20 |
| (2) 地域福祉活動計画                                           | 20 |
| (3) 地区地域福祉活動計画                                         | 21 |
| 第4項 計画の期間                                              | 22 |
| 第5項 計画の策定体制                                            | 23 |
| (1) 地域ふくし懇談会の開催                                        | 23 |
| (2) 市民アンケート等の活用                                        | 23 |
| (3) 「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び「常陸太田市社会福祉協議会<br>福祉のまちづくり委員会」の開催 | 24 |
| (4) パブリックコメントの実施                                       | 24 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第2章 計画推進の方向性                     | 26 |
| 第1節 地域福祉推進の基本方針                  | 26 |
| (1) 「与えられる福祉」から「共に活躍できる福祉」を目指します | 26 |
| (2) 市民協働をさらに進めます                 | 26 |
| (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携を図ります     | 27 |
| 第2節 地域福祉推進の基本方針                  | 28 |
| 第1項 理想の地域の姿（基本理念）                | 28 |
| 第2項 地域福祉推進の基本目標                  | 29 |
| 第3節 地域福祉の課題解決のために                | 30 |
| 第1項 重要課題                         | 30 |
| (1) 地域社会のつながりを強くすることが必要です        | 30 |
| (2) 地域福祉活動の担い手を育成することが必要です       | 30 |
| (3) 支援を必要としている人を見逃さない仕組みが必要です    | 30 |
| (4) 防災意識の向上と災害時等の要支援者支援体制が必要です   | 31 |
| (5) 市民協働を実行する体制が必要です             | 31 |
| 第2項 地域福祉の課題解決の視点                 | 32 |
| (1) 地域の見守りと地域活動のつながり             | 32 |
| (2) 町会等地縁組織と各種の市民団体のつながり         | 33 |
| (3) 権利擁護と自立のつながり                 | 34 |
| (4) 日常生活と災害時等のつながり               | 35 |
| (5) 市民と行政のつながり                   | 36 |
| 第3項 地域福祉の活動区域                    | 37 |
| (1) 基礎区域                         | 37 |
| (2) 中間区域                         | 37 |
| (3) 常陸太田市の区域                     | 37 |
| 第4節 計画を進める主な担い手の役割               | 38 |
| (1) 市民                           | 38 |
| (2) 町会・自治会                       | 38 |
| (3) 民生委員・児童委員                    | 38 |
| (4) 事業者等（企業、医療・福祉事業者・NPO法人等）     | 38 |
| (5) 学校                           | 38 |
| (6) 市民ボランティア                     | 39 |
| (7) 社会福祉法人                       | 39 |
| (8) 市社会福祉協議会                     | 39 |
| (9) 市社会福祉協議会支部                   | 40 |
| (10) 行政（市役所）                     | 40 |
| 第5節 計画の推進体制                      | 42 |
| 常陸太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策体系        | 43 |

|                                                       |    |
|-------------------------------------------------------|----|
| 第3章 地域福祉計画の施策                                         | 48 |
| 基本目標1 誰もが参加できる地域をつくります                                | 48 |
| ●基本施策1 情報を知り、学び・体験する機会を充実します                          | 48 |
| ○市民の活動を支援します                                          | 48 |
| ●基本施策2 地域福祉活動を担う人材を育成します                              | 50 |
| ○地域福祉活動や健康づくり活動のための相談窓口を充実します                         | 50 |
| ○地域福祉に関する学習機会を充実します                                   | 50 |
| ○人権教育・福祉教育を推進します                                      | 50 |
| 基本目標2 ふれあい、支え合う地域をつくります                               | 51 |
| ●基本施策1 みんなが顔見知りになる機会をつくります                            | 51 |
| ○市民の連帯意識の向上を図ります                                      | 51 |
| ●基本施策2 楽しく集い、語り合える場づくりや地域の良さを共感<br>できる機会をつくります        | 52 |
| ○市民の交流の機会をつくります                                       | 52 |
| 基本目標3 みんなで見守り、安心できる地域をつくります                           | 53 |
| ●基本施策1 困りごとを相談する場を充実します                               | 53 |
| ○各種相談窓口を充実します                                         | 53 |
| ●基本施策2 地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます<br>(地域包括ケアシステム等) | 54 |
| ○地域と関係専門機関の連携・協力による総合的支援を進めます                         | 54 |
| ○専門知識を有する職員の確保と職員資質の向上を図ります                           | 54 |
| 基本目標4 災害や地域の異変に備えます                                   | 56 |
| ●基本施策1 地域の要支援者を適切な支援につなげます                            | 56 |
| ○市民による見守り活動を支援します                                     | 56 |
| ●基本施策2 地域の共助力を強化します                                   | 57 |
| ○防災活動を支援します                                           | 57 |
| ○地縁組織等の体制強化を支援します                                     | 57 |
| ○市民団体等の育成を支援します                                       | 57 |
| 基本目標5 地域福祉を進めるための環境を整えます                              | 58 |
| ●基本施策1 市民と市社会福祉協議会・行政（市役所）が協働で地域<br>福祉を推進します          | 58 |
| ○市社会福祉協議会の体制強化を支援します                                  | 58 |
| ○社会福祉法人等の社会貢献を促進します                                   | 58 |
| ○市職員の地域福祉への参画を図ります                                    | 58 |
| ●基本施策2 地域福祉を推進する環境整備を進めます                             | 59 |
| ○バリアフリーを推進します                                         | 59 |
| ○生活環境の改善を図ります                                         | 59 |
| ○地域福祉活動拠点の確保と整備を支援します                                 | 59 |

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 第4章 地域福祉活動計画の施策                                   | 62 |
| 市民と市社会福祉協議会の取り組み                                  | 62 |
| 地域福祉推進の基本方針・基本理念・基本目標                             | 63 |
| 基本目標1 誰もが参加できる地域をつくれます                            | 64 |
| ●基本施策1 情報を知り、学び・体験する機会を充実します                      | 64 |
| ○わかりやすい福祉情報の広報を進めます                               | 64 |
| ○地域福祉活動・ボランティア活動の充実・支援を進めます                       | 67 |
| ●基本施策2 地域福祉活動を担う人材を育成します                          | 70 |
| ○福祉の担い手を育成します                                     | 70 |
| ○福祉・人権教育を支援します                                    | 72 |
| 基本目標2 ふれあい、支え合う地域をつくれます                           | 74 |
| ●基本施策1 みんなが顔見知りになる機会をつくれます                        | 74 |
| ○身近な人たちの交流や支え合いを促進します                             | 74 |
| ●基本施策2 楽しく集い、語り合える場づくりや地域の良さを共感できる機会をつくれます        | 76 |
| ○小地域での ふれあいサロン（たまり場）活動を支援します                      | 76 |
| ○市社会福祉協議会支部活動を推進します                               | 78 |
| 基本目標3 みんなで見守り、安心できる地域をつくれます                       | 80 |
| ●基本施策1 困りごとを相談する場を充実します                           | 80 |
| ○身近な相談窓口を充実します                                    | 80 |
| ●基本施策2 地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます（地域包括ケアシステム等） | 81 |
| ○地域と専門機関のネットワークをつくれます                             | 81 |
| 基本目標4 災害や地域の異変に備えます                               | 83 |
| ●基本施策1 地域の要支援者を適切な支援につなげます                        | 83 |
| ○身近な地域での見守り活動の充実・支援を進めます                          | 83 |
| ●基本施策2 地域の共助力を強化します                               | 84 |
| ○災害に備えた体制を整備します                                   | 84 |
| 基本目標5 地域福祉を進めるための環境を整えます                          | 86 |
| ●基本施策1 市民と市社会福祉協議会・行政（市役所）が協働で地域福祉を推進します          | 86 |
| ○市社会福祉協議会の機能を強化します                                | 86 |
| ●基本施策2 地域福祉を推進する環境整備を進めます                         | 88 |
| ○福祉財源を確保します                                       | 88 |
| ○地域福祉活動を進める拠点を確保します                               | 89 |

## 第5章 地区地域福祉活動計画

|       |                                     |     |
|-------|-------------------------------------|-----|
| 太田地区  | 絆を深めて なごみの場                         | 92  |
| 機初地区  | ふれ <sup>あい</sup> ♡のまち 元気はたそめ        | 94  |
| 西小沢地区 | たまり場に集合！                            | 96  |
| 幸久地区  | ふれあいのまち♡幸久                          | 98  |
| 佐竹地区  | ふれあい ささえ愛 まなび合いの輪を広げよう              | 100 |
| 誉田地区  | 強めよう 地域の絆                           | 102 |
| 佐都地区  | 子どもから高齢者まで ひとりにしないまちづくり             | 104 |
| 世矢地区  | スマイル 世矢                             | 106 |
| 河内地区  | 河内 ふれあいの街                           | 108 |
| 久米地区  | ふれあいと絆 <sup>きずな</sup> 久米の郷          | 110 |
| 郡戸地区  | やさしいまち 郡戸 <sup>ぐんど</sup>            | 112 |
| 金郷地区  | あいさつと絆で きれいなまち 金郷                   | 114 |
| 金砂地区  | ㊦がやく ㊦かまと ㊦あいこう！（最高）                | 116 |
| 山田地区  | 地域住民の♡絆が強いまち 山田<br>～ 健康で笑顔のあふれるまち ～ | 118 |
| 染和田地区 | みんなで一声 地域の輪（和）                      | 120 |
| 天下野地区 | みんなで声かけ♡ 明るい地域                      | 122 |
| 高倉地区  | 「お互い様と感謝の心で」❀暮らし 安心 高倉町❀            | 124 |
| 小里地区  | みんなで元気に楽しい生活                        | 126 |
| 賀美地区  | 愛がつくる幸せの♡和                          | 128 |

## 資料集

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 用語集（解説）                     | 132 |
| 計画の策定経過                     | 141 |
| 常陸太田市地域福祉推進委員会設置要綱          | 145 |
| 常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会設置要綱 | 147 |
| 常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議設置要項     | 150 |
| 常陸太田市社会福祉協議会地域福祉推進連絡調整会議要項  | 153 |
| 常陸太田市社会福祉協議会 支部             | 155 |



# 第1章

## 地域福祉の理解

## 第1章

# 地域福祉の理解

## 第1節 「地域福祉」の意味

### 第1項 「地域福祉」は地域主体の支え合い・助け合い

家庭や住み慣れた地域の中で、自分らしく幸せに暮らすことは、誰もが思い描く共通した願いではないでしょうか。

しかし、現代は、核家族<sup>1</sup>化の進行、高齢者のみの世帯やひとり親世帯の増加により家族間の扶助力が弱まり、さらに、地域の間人関係の希薄化も加わり、地域社会の様相が大きく変化しています。また、雇用に目を向けると、年功序列・終身雇用が終焉し、実力重視・成果主義の社会となり、加えて、長時間労働、非正規雇用労働者の増加などによる不規則・不安定な雇用情勢が、日常的に不安感や精神的ストレスを感じる人を増加させています。このような社会の大きな変化が、地域の様々な生活課題の要因になっているものと考えられます。

#### 地域の生活課題の事例

介護負担、認知症、ひきこもり、孤独（孤立）死、虐待、生活困窮、家庭内暴力、ホームレス、自死（自殺）など

特に、生活上、何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者は、さらに厳しい状況に置かれていることが推測されます。

このような中、近年、急速に福祉活動への関心が高まり、ボランティア<sup>2</sup>やNPO<sup>3</sup>の活動が活発になっています。また、これまでも地域の相互扶助機能を担ってきた町会・自治会活動、民生委員・児童委員<sup>4</sup>活動、社会福祉協議会<sup>5</sup>活動などに対しても、改めて期待の声が高まっています。

1 核家族 ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族

2 ボランティア 自発性、無償性、奉仕性を原則とする活動。自己の主体的な意思により社会問題の解決や必要とされる活動に対し、対価を得ることを目的とせず、労働力や技術力、知識などを提供すること。単なる無報酬の奉仕活動という意味ではない。社会福祉協議会は、地域福祉推進の一環として、ボランティアの需要と担い手に関する情報提供及びコーディネートを行っている。

3 NPO ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。なお、NPOは、Non Profit Organizationの略語である。

4 民生委員・児童委員 民生委員は、法律上、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者に対し生活相談、助言を行い、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行うとともに、関係行政機関の業務に協力すること」とされている。児童福祉法により同時に児童委員を兼務する。

地域の様々な生活課題を解決し、幸せに暮らすためには、福祉行政の役割に加えて、市民の支え合い・助け合いが重要です。

「地域福祉」は、住み慣れた地域を基盤として、誰もが孤立することなく地域のつながりを感じながら、様々な担い手とともに連携・協力し、安心して自分らしく幸せに暮らせる社会の実現を目指すものです。

この実現のために、市民力と行政力を結集し、市民協働<sup>6</sup>により、地域の福祉力を総合的に高め、地域の生活基盤を一層充実することが求められます。



5 社会福祉協議会 社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

6 市民協働 市民がお互いに、又は市民と行政（市役所）が、それぞれの特性や能力を活かしながら、対等な立場で、お互いの責任と役割分担のもとに協力・協調すること。

## 第2項 「地域福祉」の役割

### (1) 社会福祉制度を補完する役割

誰もが住み慣れた地域で末長く、安心して暮らすために、医療・年金・福祉などの社会保障をはじめ、様々な福祉サービスが整えられています。

一方で、福祉サービスは、広く多くの人を対象としているため、個々の人にとっては必要とされる支援が十分ではない場合があります。地域福祉の取り組みは、行政（市役所）の福祉サービスを補完する役割のほか、新たな福祉サービスを地域で考え、市民が主体的に取り組んでいくことも期待されています。

### (2) 在宅の暮らしを支える役割

在宅福祉サービスは、住み慣れた住まいで、末長く自立した生活が送れるように支援するものです。行政（市役所）のほか、企業や医療・福祉事業者・NPO<sup>3</sup>法人等（以下「事業者等」という。）が扱う福祉サービスのほかに、地域における見守りや様々な助け合い活動などの地域福祉活動も、在宅の暮らしを支える大きな力となります。

### (3) 人と人をつなぎ笑顔あふれる地域をつくる役割

人と人との「つながり」がしっかりしている地域は、笑顔にあふれているのではないのでしょうか。

地域福祉における取り組みの目的は、社会的に弱い立場の人を一方的に救済することではなく、誰もが地域社会を構成する一員として、お互いに対等な立場で人格と個性を尊重し合い、ゆるやかにつながりあって共に生きる社会を築くことです。

自己の持てる能力を発揮し、地域とのつながりを感じながら、ときに支え合い、ときに助け合える地域は、誰にとっても安心できる居心地の良い「居場所」にもなるものと考えられます。

誰もがどのような状態にあっても、地域社会のあらゆる分野の活動に参画し、活躍の機会が得られる社会（共生社会<sup>7</sup>）の実現が求められています。

---

7 共生社会 これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

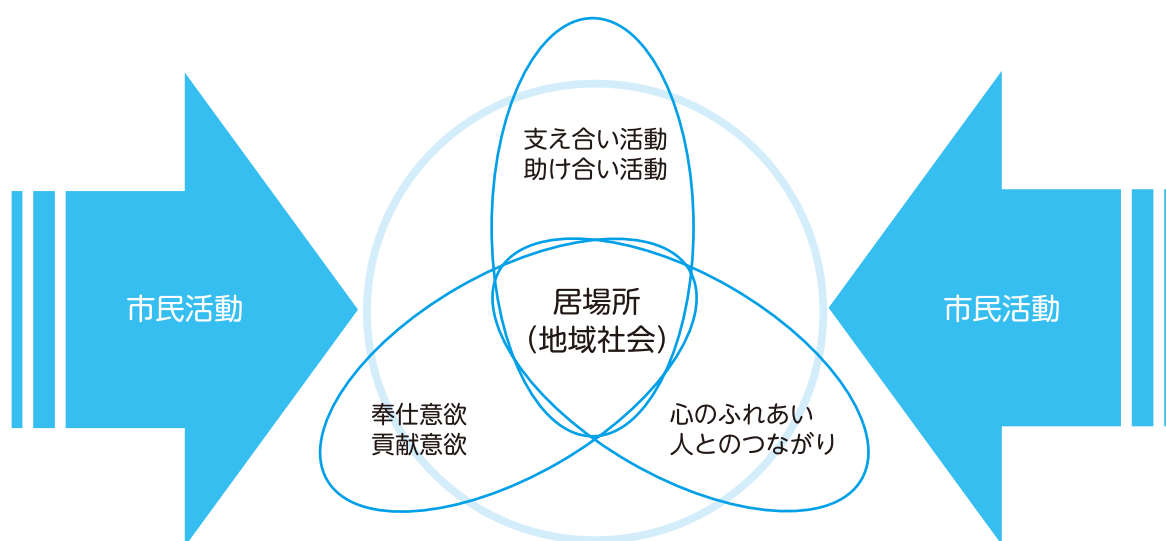
#### (4) 地域の安全や暮らしの安心を守る役割

大規模な災害の発生は、平穏な暮らしを一変させます。不自由な生活を強いられるばかりか、ときには命の危険にさらされることも考えられます。

このようなとき、地域のつながりが大きな力を発揮します。

日頃の暮らしにおける地域の情報は、安否確認や避難支援に活かされ、また、地域の結びつきは、避難生活においてより強固な助け合いにつながるものと考えられます。

##### 理想的な地域社会の姿と考え方



様々な市民活動は、  
「支え合いたい・助け合いたい」「ふれあいたい・つながっていたい」  
「自分ができる社会的な奉仕・貢献がしたい」という市民の願いが行動意欲になっているものと考えられます。

自分の願いが叶う場所は、その人にとって安心できる居場所（地域社会）になるのではないのでしょうか。

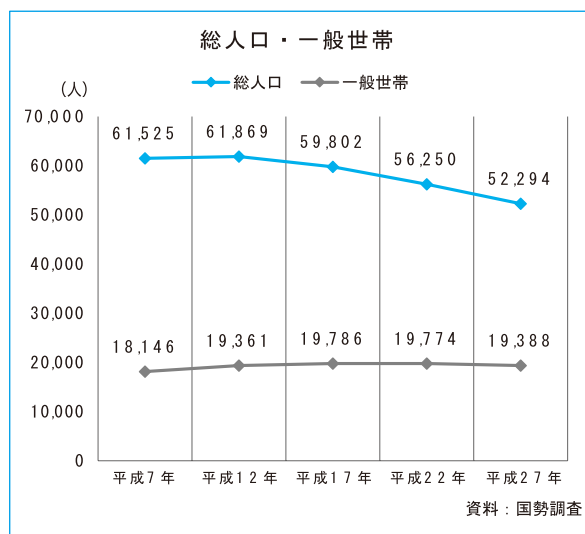
私たちの暮らす地域は、このような安心できる居場所である必要があります。

## 第2節 常陸太田市の現状

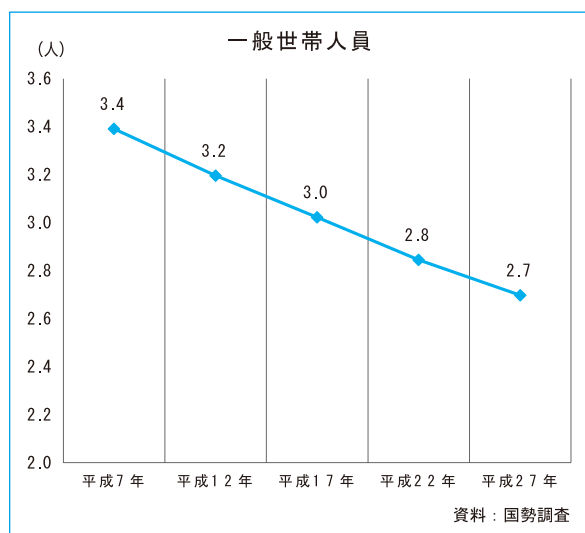
### 第1項 常陸太田市を取り巻く状況

#### (1) 人口及び世帯の推移

平成27年国勢調査によると、常陸太田市の人口は52,294人であり、平成22年と比較すると、3,956人（△7.03%）減少しています。



一般世帯<sup>8</sup>人員数は減少が続いており、平成22年から1.95%低下し、一世帯当たり2.7人になっています。

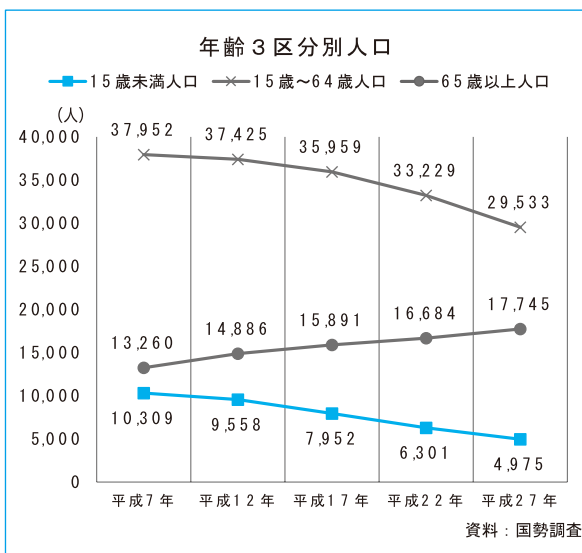


8 一般世帯 国勢調査において、総世帯数から「施設等の世帯」を除いた世帯

## (2) 年齢構造

年少人口<sup>9</sup>比率は9.5%であり、茨城県（12.6%）及び全国（12.6%）の平均値を下回っています。平成22年の11.2%から1.7ポイント低下し、なお少子化が進んでいます。

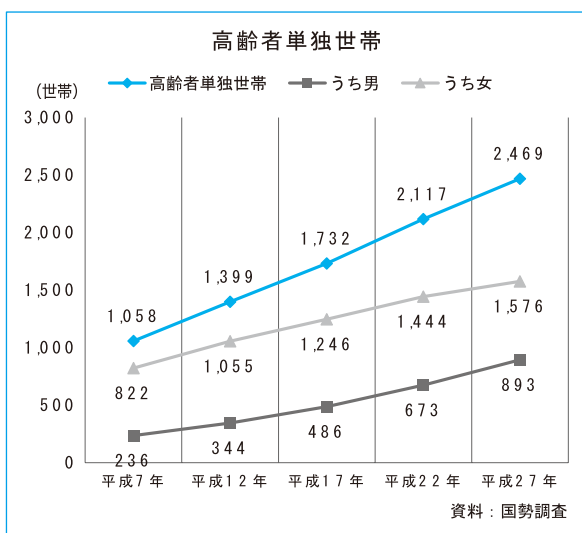
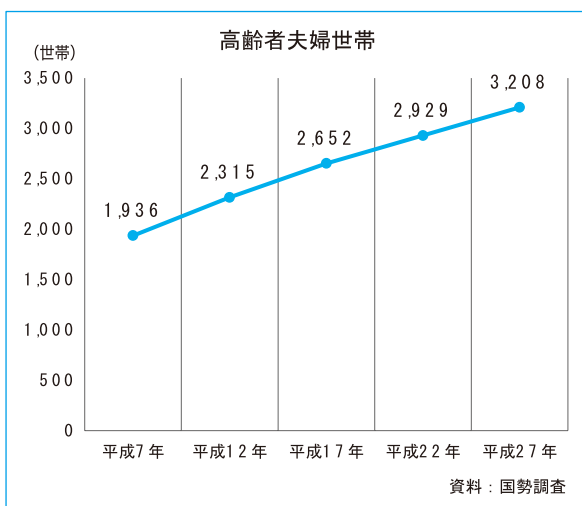
高齢化率<sup>10</sup>は33.9%であり、茨城県（26.8%）及び全国（26.6%）の平均値よりも高く、平成22年の29.7%から4.2ポイント上昇しました。



## (3) 世帯の状況

高齢化に伴い、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯（高齢者単独世帯）が増加しています。

近年の特徴として、ひとり暮らし高齢者世帯のうち、男性の占める割合が上昇傾向にあります。

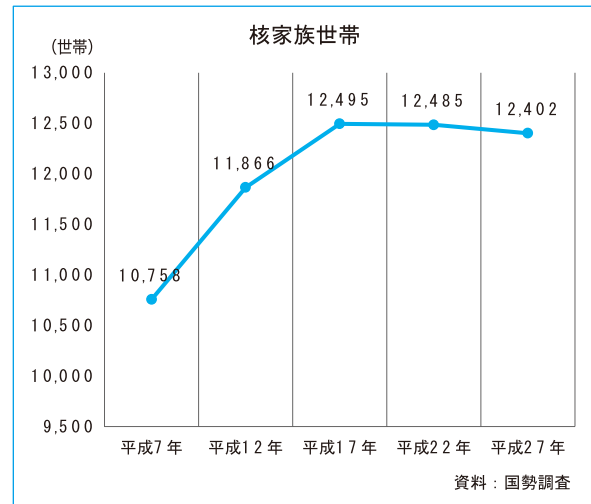


9 年少人口 0～14歳人口

10 高齢化率 総人口に占める65歳以上人口の割合

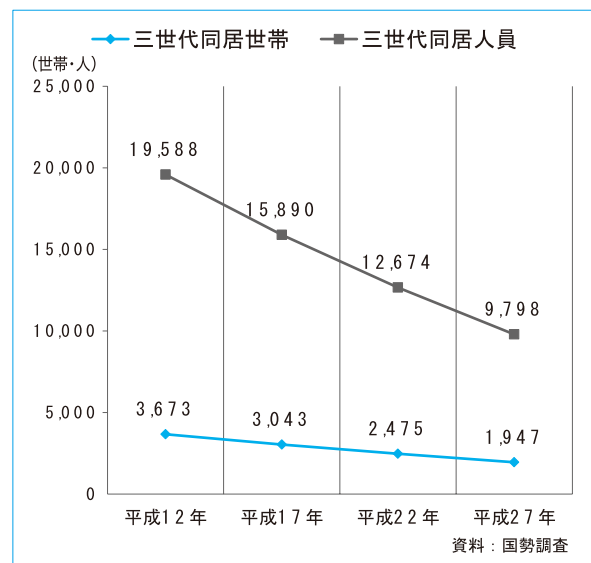
核家族世帯<sup>11</sup>数は、平成17年以降、若干減少傾向にあります。

しかし、核家族世帯の比率は上昇しており、平成22年は、一般世帯<sup>8</sup>(19,774世帯)の63.1%でしたが、平成27年は、一般世帯(19,388世帯)の64.0%になっています。



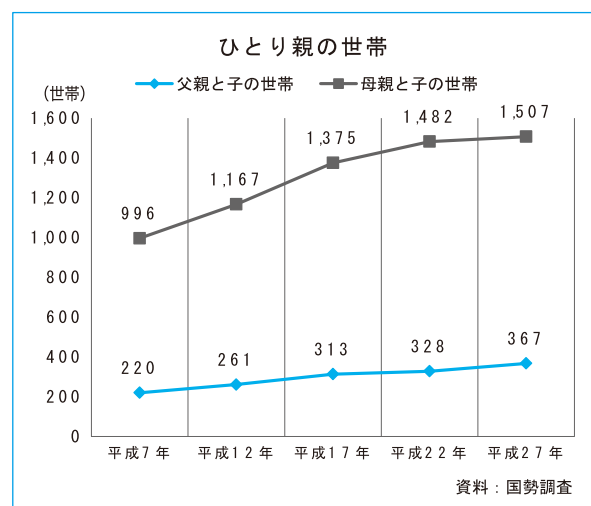
三世代同居世帯<sup>12</sup>は、減少を続けており、平成27年は、1,947世帯、一般世帯の10.0%です。

※平成7年国勢調査においては未調査



一方、ひとり親世帯(父親と子どもからなる世帯、母親と子どもからなる世帯)が増加しています。

一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は、9.7%です。



11 核家族世帯 国勢調査において、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、父親と子どもからなる世帯、母親と子どもからなる世帯

12 三世代同居世帯 国勢調査において、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三世代以上が同居していることが判定可能な世帯

## 第2項 地域福祉の担い手

常陸太田市では、多様な組織・団体・機関が連携・協力し、地域の担い手として活躍しています。常陸太田市の地域福祉の担い手として期待される地域の主な組織・団体・機関は、次のとおりです。

| 組織・団体・機関                           | 団体数・人員数         | 備考             |
|------------------------------------|-----------------|----------------|
| 町会・自治会<br>町会・自治会の班                 | 124組織<br>1,145班 | 平成28年11月16日現在  |
| 消防団<br>消防団員                        | 4支団21分団<br>987人 | 定数             |
| 自主防災会 <sup>13</sup>                | 124組織           | 平成28年4月1日現在    |
| 民生委員・児童委員 <sup>4</sup>             | 139人            | 定数（うち主任児童委員8人） |
| 市社会福祉協議会支部 <sup>14</sup>           | 19支部            | 平成28年4月1日現在    |
| 地域包括支援センター <sup>15</sup><br>サブセンター | 1センター<br>1センター  | 平成28年4月1日現在    |
| 在宅介護支援センター <sup>16</sup>           | 4センター           | 平成28年4月1日現在    |
| 市社会福祉協議会登録ボランティア団体<br>会員数          | 115団体<br>3,356人 | 平成28年3月31日現在   |
| 市社会福祉協議会登録個人ボランティア                 | 172人            | 平成28年3月31日現在   |
| 公民館 <sup>17</sup>                  | 15館             | 平成28年6月1日現在    |
| 地域コミュニティ <sup>18</sup>             | 4組織             | 平成28年4月1日現在    |

13 自主防災会 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、市民が自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

14 市社会福祉協議会支部 市社会福祉協議会は、市民が主体となって地域福祉を推進するため、19の支部組織を常陸太田市全域で構成している。

15 地域包括支援センター 地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市区町村および老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

16 在宅介護支援センター 老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つで、法律上は老人介護支援センターとして規定されている。地域の老人の福祉に関する問題について、在宅の要介護高齢者や要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等からの相談に応じ、それらの介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス（介護保険を含む）が、総合的に受けられるように市区町村等関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う。

| 組織・団体・機関               | 団体数・人員数 | 備 考           |
|------------------------|---------|---------------|
| 小中学校                   | 20校     | 平成28年4月1日現在   |
| 小中学校 P T A             | 19組織    | 平成28年4月1日現在   |
| 文化団体                   | 109団体   | 平成28年6月1日現在   |
| スポーツ少年団                | 28団体    | 平成28年6月1日現在   |
| 老人クラブ                  | 91団体    | 平成28年11月30日現在 |
| 子ども会                   | 76団体    | 平成28年5月31日現在  |
| 社会福祉法人 <sup>19</sup>   | 13法人    | 平成28年4月1日現在   |
| N P O 法人               | 10法人    | 平成28年10月31日現在 |
| 放課後児童クラブ <sup>20</sup> | 15クラブ   | 平成28年4月1日現在   |



- 17 公民館 生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与することを目的として社会教育法に基づいて，市町村が設置することとされている。地域において，各種講座・講習会・講演会・実習会・展示会やスポーツ・レクリエーション等に関する行事の開催，各種の団体，機関等の連絡調整を行っている。
- 18 地域コミュニティ 町会・自治会，市社会福祉協議会，消防団，民生委員・児童委員，公民館，市民ボランティア団体等地域で活動する各種団体をネットワーク化し，地域の様々な課題解決のために連携・協力して活動する市民主体の協議体
- 19 社会福祉法人 社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される法人よりも，設立要件が厳しくされており，公益性が極めて高い法人である。このため，自主的な事業経営の基盤強化，透明性の確保，提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方，税制上の優遇措置がある。
- 20 放課後児童クラブ 正式には，「放課後児童健全育成事業」といい，児童福祉法に基づき，保護者が労働等により昼間家庭にいない小中学校に就学している児童（放課後児童）に対し，授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し，その健全な育成を図っている。

## 第3節 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

### 第1項 計画策定の背景

常陸太田市では、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間として「常陸太田市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）」を策定し、また、常陸太田市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）においては、計画期間を同じくして「常陸太田市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）」を策定し、地域福祉を推進してきました。

常陸太田市における近年の急激な人口減少と少子・高齢化は、地域の将来に大きな不安を与えており、特に「生活上何らかの配慮を必要とする人への支援」「災害時等の避難行動要支援者<sup>21</sup>への避難支援対策」については、支援する側の人材確保が懸念されているところです。

また、団塊の世代<sup>22</sup>が75歳以上となる平成37年（2025年）には、認知症<sup>23</sup>の高齢者の大幅な増加が予想されます。介護保険制度<sup>24</sup>の改正により、これまで、要支援1～2の予防給付のうち訪問介護<sup>25</sup>・通所介護<sup>26</sup>については、平成29年度までに市町村が取り組む地域支援事業<sup>27</sup>に段階的に移行します。

このような背景を踏まえ、常陸太田市における地域の生活課題及び課題克服の支援策を改めて整理し、市民協働<sup>6</sup>による取り組みを進めるため、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を一体的に見直すこととしました。

21 避難行動要支援者 生活の基盤が自宅にあって、同居する家族等のみでは円滑かつ迅速に避難することが困難である特に支援を要する者

22 団塊の世代 昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までの間に生まれた世代を指す。この3年間の出生数は、約810万人で「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。介護・医療などにかかる社会保障費の急増が懸念されている。

23 認知症 一度獲得された知能が、脳の器質的な障がいにより持続的に低下し、失われることをいう。一般に認知症は器質的障がいに基づき、記憶・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障がいが見られ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまると失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。

24 介護保険制度 介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組み。40歳以上の人が出す「保険料（介護保険料）」と「税金」とで運営される。運営は市町村が行い、都道府県と国が支援する。

25 訪問介護 介護保険制度において、ホームヘルパーとも呼ばれる訪問介護職員による訪問介護や夜間対応型訪問介護などのサービス。介護福祉士の資格をもつ者や、都道府県知事又は都道府県知事の指定する者の行う研修（介護職員初任者研修など）を受け、研修を修了した証明書の交付を受けた者が従事する。

26 通所介護（デイサービス） 日中、通所介護の施設（利用定員19人以上のデイサービスセンターなど）に通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図っている。

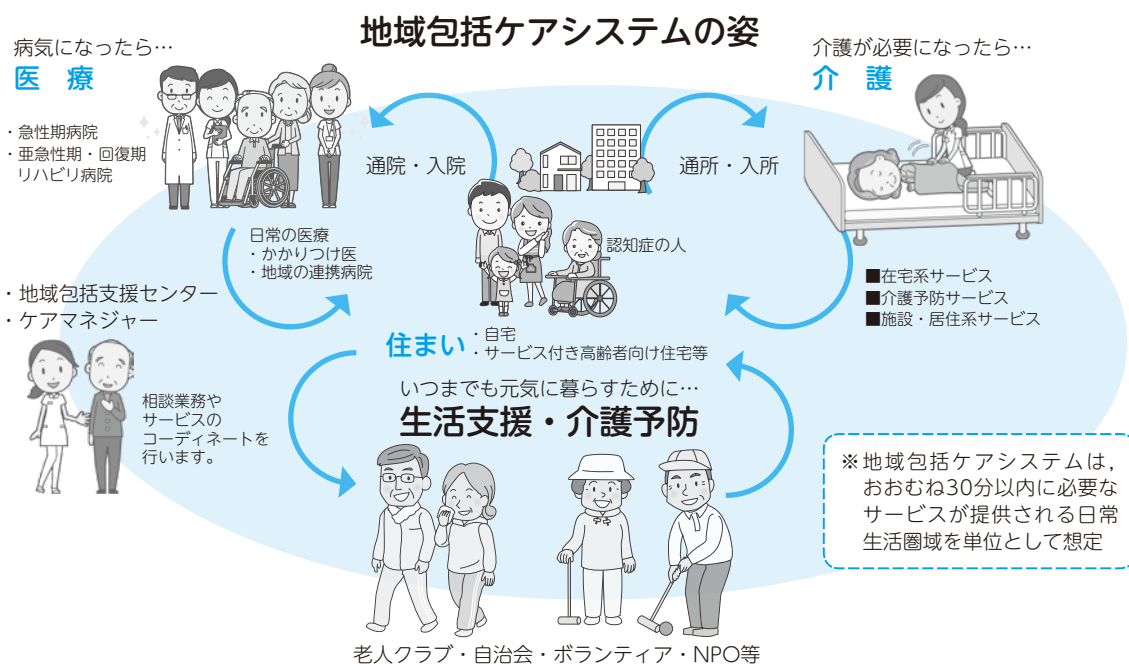
27 地域支援事業 介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため市が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

## (1) 国・県の動向

国においては、東日本大震災を契機とする「避難行動要支援者名簿<sup>28</sup>」の市町村への設置義務化、障害者総合支援法<sup>29</sup>及び障害者差別解消法<sup>30</sup>の制定、生活困窮者自立支援制度<sup>31</sup>や子ども・子育て支援新制度<sup>32</sup>の施行、介護保険制度<sup>24</sup>の改正等、様々な福祉関連政策の見直しを進めています。

国は、平成37年（2025年）を目途に、地域包括ケアシステム<sup>33</sup>の完成を目指しています。

また、県では、これまで取り組んできた「地域ケアシステム」のノウハウである「コーディネート機能」や「多職種協働による支援機能」を有効に活用し、それらの機能を一層強化するとともに、市町村の実情に応じた主体的な取り組みを可能とした「茨城型地域包括ケアシステム」を構築することを目指しています。



28 避難行動要支援者名簿 市町村地域防災計画に避難行動要支援者の対象範囲を定め、安否の確認、避難の支援等避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿

29 障害者総合支援法 障がい者自立支援法に代わって、平成25年4月1日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。正式には「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。

30 障害者差別解消法 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。

31 生活困窮者自立支援制度 「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援する。生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなることがないよう支援の対象となる。

## (2) 生活上の支援を必要としている人への対策

昨今、孤独（孤立）死や介護疲れ、育児疲れなどから引き起こされる虐待<sup>34</sup>など、痛ましい事件・事故が起きています。また、仕事のストレスや健康上の悩み、経済的困窮などから、ひとりで苦しみ、自死（自殺）に至る事案なども全国的に発生しており、常陸太田市も例外ではありません。

行政（市役所）はもとより専門の関連機関でも、様々な市民相談窓口を設置していますが、問題の解決に結びつかないことも多く、その対策は十分とはいえません。

生活上の支援を必要としている人をできるだけ早く発見し、適切な対策を講じるとともに、安定した生活につなげる仕組みが必要です。

現在、常陸太田市では、子ども・子育てに関する新しい支援や経済的に生活に困っている人に対する支援、住み慣れた地域における医療と介護の連携など、様々な生活支援サービスの充実を図っているところですが、今後もさらに対策を進める必要があります。

また、併せて、高齢者が住み慣れた住まいで、末長く安心した生活が送れるよう、地域において包括的な支援・サービスを提供する「地域包括ケアシステム<sup>33</sup>」の早期実現が求められているところです。

32 子ども・子育て支援新制度 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

33 地域包括ケアシステム 高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

34 虐待 高齢者・障がい者虐待は次の(1)から(5)まで、児童虐待は(1)から(4)までが定義されている。

(1)身体的虐待（身体に外傷が生じる又は生じるおそれのある暴行を加えること）

(2)心理的虐待（著しい暴言、著しい拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）

(3)性的虐待（わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること）

(4)放棄・放任・ネグレクト（身体を衰弱させるような著しい減食・長時間の放置、必要な擁護を著しく怠る等）

(5)経済的虐待（財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること）

## 常陸太田市の主な市民相談窓口

| 名 称           | 内 容                                  | 関係部局・機関                   |
|---------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 市 民 総 合 相 談   | 市政に対する意見・要望／生活についての相談・案内など           | 市民協働推進課                   |
| 無 料 法 律 相 談   | 財産／権利／借地／金銭貸借／契約／離婚問題など              | 市民協働推進課<br>市社会福祉協議会       |
| 心 配 ご と 相 談   | 日常生活の中での心配／悩み、困りごとなど（相続、財産、離婚、その他）   | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会         |
| 精 神 保 健 相 談   | 心の健康相談                               | 常陸大宮保健所<br>健康づくり推進課       |
| ひきこもり専門相談     | ひきこもり状態のある方と家族からの相談                  | 常陸大宮保健所                   |
| こ こ ろ の 相 談   | 人付き合いが苦手／不安で眠れない／子育ての不安／福祉サービスについてなど | 社会福祉課                     |
| 子ども発達支援相談     | コミュニケーションや行動面の相談                     | 社会福祉課                     |
| 地 域 児 童 相 談   | しつけ／適性／ことば／養育／精神／身体／性格など             | 子ども福祉課                    |
| 家 庭 児 童 相 談   | しつけ／適性／養育など                          | 子ども福祉課                    |
| 消 費 者 相 談     | 架空請求／訪問販売のトラブルなど                     | 市消費生活センター                 |
| 育 児 ・ 健 康 相 談 | 子どもの発育／健康など                          | 健康づくり推進課                  |
| 教 育 相 談       | 学校生活全般／就学相談／不登校／子育てなど                | 教育委員会指導室                  |
| 人 権 相 談       | 親子／相続／借地／虐待／差別など                     | 水戸地方法務局常陸太田支局             |
| 高 齢 者 相 談     | 介護／医療／健康／福祉など                        | 市地域包括支援センター<br>在宅介護支援センター |
| 障がい者差別問題相談    | 差別／虐待など                              | 社会福祉課                     |

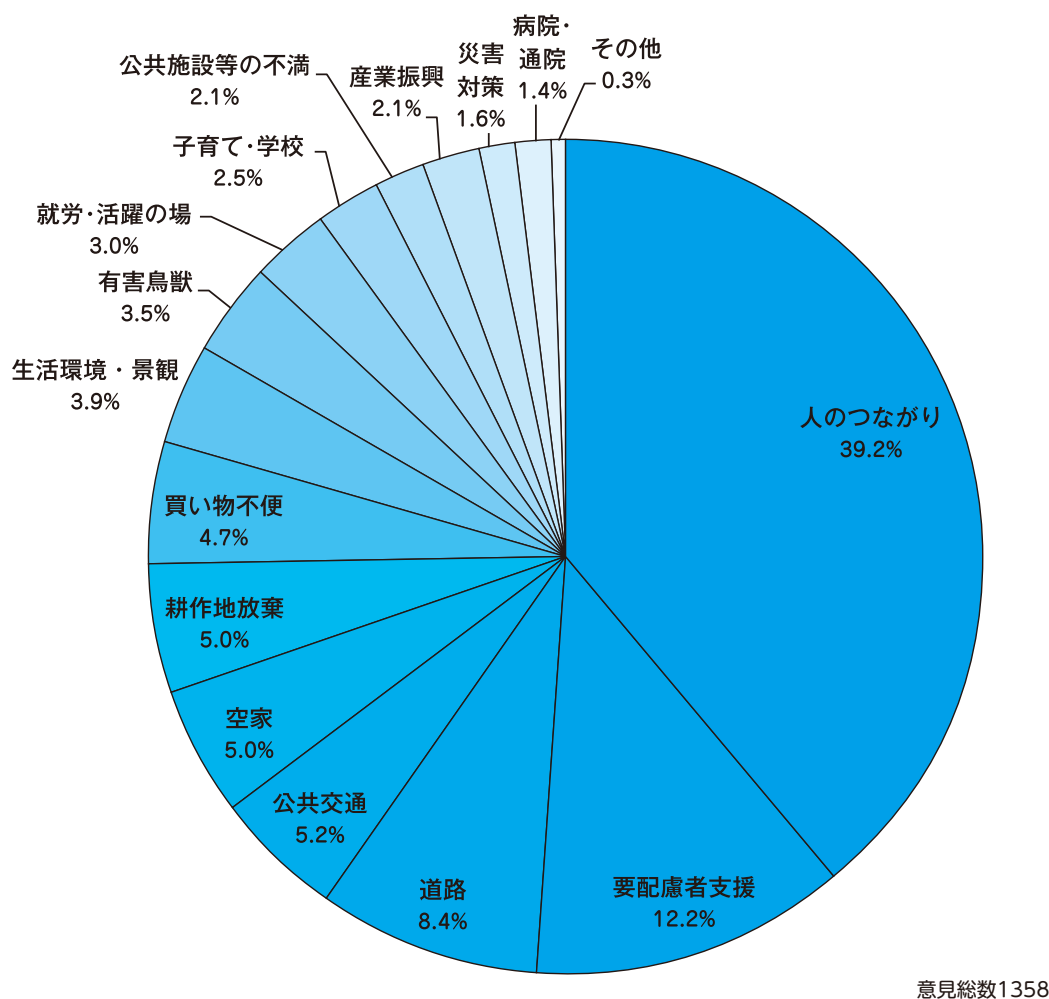
### (3) 地域の人間関係の希薄化

平成27年度から行政（市役所）と市社会福祉協議会が連携・協力し，市社会福祉協議会支部<sup>14</sup>を中心に実施した「地域ふくし懇談会<sup>35</sup>」では，地域の活力がなくなってきたという意見や，さらに少子・高齢化が進むと，住み慣れた自分たちの地域が将来なくなってしまうのではないかという深刻な意見も出されました。

特に，昔は当然だった近所付き合いなど，地域の交流そのものが少なくなっているとの意見が数多く出されました。

ここで，地域における人と人とのつながりについて考えるとともに，自分たちの地域の将来について改めて見つめ直す必要があるといえます。

平成27・28年度「地域ふくし懇談会」地域の課題集計結果



35 地域ふくし懇談会 市社会福祉協議会の19支部単位で開催する市民参加のワークショップ

地域ふくし懇談会で出された「人のつながり」に関する市民の主な意見

| 項目         | 主な意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域交流に関すること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近所付き合いが希薄</li> <li>・新住民との交流が少ない</li> <li>・世代を超えた交流がない</li> <li>・つながりのない人が集まれる場所がない</li> <li>・近所にたまれる場所がない</li> <li>・冠婚葬祭の付き合いがなくなった</li> <li>・あいさつをしない</li> <li>・祭りなどの地域行事がなくなった</li> <li>・話し相手がいない</li> <li>・高齢者の交流の場がない</li> <li>・地域とのかかわりを持ちたくない</li> <li>・地域の情報共有がない</li> <li>・近所の子どもの顔が分からなくなった</li> </ul> |
| 社会参加に関すること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ顔ぶれで物事が決められる</li> <li>・町内の問題、課題が出せるようになっていない</li> <li>・町会など地域活動への参加が少ない</li> <li>・町会の役員や社協の役員になる人がいない</li> <li>・ボランティア<sup>2</sup>をする人が少ない</li> <li>・町会活動に協力しない</li> <li>・高齢者対象の行事に参加者が少ない</li> <li>・老人会への入会者が少ない</li> <li>・若者の町会での協力が少ない</li> <li>・コミュニティ活動に関心・興味がない</li> </ul>                              |
| 子どもに関すること  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの声が聞こえない</li> <li>・子どもが少なく活気がない</li> <li>・少子化で友達がいない</li> <li>・子ども同士で遊べないので困っている</li> <li>・子どもの顔を見ない</li> <li>・地域に子どもがいない</li> <li>・子どもが少なく子ども会の集まりができない</li> <li>・子ども会の入会がない</li> </ul>                                                                                                                     |
| 人口減少に関すること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い住人が少ない</li> <li>・子どもが戻ってこない</li> <li>・若い人が住まない</li> <li>・人口減少により地域での行事が難しい</li> <li>・消防団員のなり手がいない</li> <li>・若い人が転出する</li> <li>・若い人が他市に家を建ててしまう</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| その他        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・未婚者が多い</li> <li>・結婚しない若者が多い</li> <li>・結婚しない人が増えている</li> <li>・ひとり暮らしが増えている</li> <li>・核家族化が進んでいる</li> <li>・子どもと住まなくなった</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |

※高齢者に関することは、『平成27・28年度「地域ふくし懇談会」地域の課題集計結果』の「要配慮者支援」に多く含まれています。

## (4) 災害等地域の異変に対する備え

近年は、突然の集中豪雨や竜巻、地震や洪水による大きな自然災害が全国的に発生しています。

迅速な避難には、地域の情報伝達や助け合いが大きな力になります。いざというときに備え、日頃から、身近な地域で助け合いの仕組みを整えておくことが必要です。

常陸太田市では、「常陸太田市地域防災計画<sup>36</sup>」及び「常陸太田市避難行動要支援者避難支援全体計画<sup>37</sup>」等により、地域防災体制の確立を図っています。しかし、被害が広範囲に渡る大規模災害の発生時は、自らの身体は自ら守る「自助」と、地域でお互いに助け合う「共助」が重要になります。突然の災害発生に備え、日頃から、それぞれの地域において、要配慮者<sup>38</sup>や避難行動要支援者<sup>21</sup>の避難支援対策をはじめとする地域の防災対策に積極的に取り組むことが求められています。

### 【避難行動要支援者】

常陸太田市地域防災計画の定めるところにより「生活の基盤が自宅にあって、同居する家族等のみでは円滑かつ迅速に避難することが困難である特に支援を要する者」としています。

#### 特に支援を 要する者の 具体例

- 立つことや歩行ができない（歩きにくい）
- 音が聞こえない（聞き取りにくい）
- 物が見えない（見えにくい）
- 言葉や文字の理解が難しい
- 危険なことを判断できない
- 顔を見ても知人や家族と分らない

36 常陸太田市地域防災計画 災害対策基本法の規定に基づいて、常陸太田市防災会議が作成する計画であって、常陸太田市の地域に係わる災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもと、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害の復旧を図ることを目的としている。

37 常陸太田市避難行動要支援者避難支援全体計画 避難行動要支援者の避難支援対策について、平常時の備えから災害発生時の対応等の基本的な考え方や取組み方を示したもので、「自助」と「共助」を基本とし、円滑な情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることを目的としている。

38 要配慮者 災害発生時に自分一人で避難行動が迅速に行えないおそれがあり、周囲の人の配慮が必要な高齢者（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者等）や身体障がい者（視覚・聴覚障がい者、音声言語機能障がい者、肢体不自由者、内部障がい者、難病患者等）、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語の理解が十分でない外国人等が多く該当する。

特に民生委員・児童委員<sup>4</sup>は、日頃の見守り活動のなかで、避難行動要支援者<sup>21</sup>を把握しており、自主防災会<sup>13</sup>等地域の避難支援等関係者<sup>39</sup>は、日頃から民生委員・児童委員と情報を共有し、防災対策を進めておくことが求められます。

さらに、自主防災会の関係者は、班（常会等）の仕組みも活用し、日頃から自主的に避難行動要支援者の把握を進め、避難準備・高齢者等避難開始<sup>40</sup>が発令された場合には、迅速に安否確認をはじめとする避難支援行動に移せることが求められます。

### 避難行動要支援者数及び名簿登録同意者数

※同一人が要支援該当要件に複数該当する場合があるため要支援該当実人数より内訳の合計が大きくなる。(人)

|                 | 市地域防災計画に定める<br>避難行動要支援者に該当する可能性のある者 |                                  |           |     |                |                                  |           |     | 避難行動<br>要支援者<br>未同意の<br>者(C) | 避難行動<br>要支援者<br>同意率<br>(B)/(A)<br>×<br>100 | (B) 以外<br>の<br>同意者<br>(D) | 同意者<br>合計<br>(E)<br>(B)+(D) | 避難行動<br>要支援者<br>名簿掲載<br>人数<br>(C)+(E) |
|-----------------|-------------------------------------|----------------------------------|-----------|-----|----------------|----------------------------------|-----------|-----|------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 基準日<br>H28.10.1 | 実人数                                 |                                  |           |     | 同意者数           |                                  |           |     |                              |                                            |                           |                             |                                       |
|                 | 該当要件                                |                                  |           |     | 該当要件           |                                  |           |     |                              |                                            |                           |                             |                                       |
|                 | 介護<br>3～5                           | 身体<br>1,2<br>(心臓補助<br>装置者<br>除く) | 知的A,<br>Ⓐ | 精神1 | 介護<br>3～5      | 身体<br>1,2<br>(心臓補助<br>装置者<br>除く) | 知的A,<br>Ⓐ | 精神1 |                              |                                            |                           |                             |                                       |
|                 | 817                                 | 599                              | 209       | 44  | 236            | 182                              | 44        | 1   |                              |                                            |                           |                             |                                       |
|                 | 実人数 計 (A) 1,513                     |                                  |           |     | 同意者数 計 (B) 414 |                                  |           |     | 1,099                        | 27.36%                                     | 2,858                     | 3,272                       | 4,371                                 |

資料：常陸太田市保健福祉部福祉事務所社会福祉課「避難行動要支援者登録状況」

#### 39 避難支援等関係者

常陸太田市地域防災計画に定めるところにより、災害時に避難支援等に携わる次の機関等をいう。

ア 消防機関（消防団を含む）

イ 警察

ウ 民生委員・児童委員

エ 市社会福祉協議会

オ 自主防災会

カ 町会

キ 市

ク その他市長が認める避難支援等の実施に携わる関係者

#### 40 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に避難準備を呼びかけ、要配慮者・高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況に発令される。市民に求める行動としては、特に避難行動に時間を要する人は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する必要がある。

## 第2項 第1期常陸太田市地域福祉計画の概要

第1期常陸太田市地域福祉計画（以下「第1期地域福祉計画」という。）は、平成25年度から平成29年度までを計画期間とし、「常陸太田市第5次総合計画」を上位計画とする福祉を総括した計画です。高齢者、障がい者、子ども、子育て中の親、その他の配慮を必要とする人に関する個別の関連計画（高齢者福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、男女共同参画推進計画、避難行動要支援者避難支援全体計画）と連携しています。「住み慣れた地域の中でともに支え合い安心して暮らせるまち」を基本理念とし、3つの基本目標と7つの基本施策を設定しました。

### 第1期常陸太田市地域福祉計画基本目標・基本施策

- 1 地域でともにふれあい、支え合うまちづくりを推進します
  - (1) 地域や福祉に対する意識の向上を図る
  - (2) 地域福祉活動の担い手をつくる
  - (3) 地域を支えるネットワークをつくる
- 2 みんなに届く福祉サービスづくりを推進します
  - (1) 情報提供の充実及び情報の共有化を進める
  - (2) 各種サービス、制度の適切な利用を促進する
- 3 誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します
  - (1) 安全で安心して生活できる環境づくりを推進する
  - (2) 健康づくりを推進する

第1期地域福祉計画の評価については、計画の進捗状況を示す指標の設定が困難であるため、個別の関連計画に進行管理とその評価を委ねることとしています。

なお、平成27年に実施した常陸太田市第6次総合計画市民アンケートの結果によると、市民の「地域福祉」への満足度は、回答者の61.8%が「どちらともいえない」と回答しています。

また、「満足」「やや満足」を合わせた比較的満足度の高い施策は、「健康診断や健康相談などの保健サービス」の42.5%、「病院などの医療機関の整備・救急医療体制」の37.2%となっています。

「高齢者への福祉サービス」「障がい者への福祉サービス」「介護保険サービス」「保育所の整備や保育内容」「放課後児童クラブ<sup>20</sup>」など各福祉施策については、「満足」「やや満足」と回答した人の割合が3割弱であり、前回、平成23年調査と比較しても満足度のポイントは低下しており、常陸太田市の福祉は十分とはいえない状況です。

今後、なお一層、常陸太田市の福祉を充実させることが求められています。

### 第3項 計画の位置付けと関連計画との関係

#### (1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村計画で、市民の意見等を十分反映させながら策定する福祉の総合計画ともいえるものです。「地域の支え合い・助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進し、誰もがその人らしく、人と人とのつながりを大切にしながら「共に生きる社会（共生社会<sup>7</sup>）」をつくるための理念とその仕組みをつくる計画です。

また、常陸太田市は、個別の関連計画をそれぞれ策定しています。地域福祉計画は、これらの関連計画を内包するとともに各計画を補完する役割があります。

なお、地域福祉計画と他の法定計画等既存の計画と重複する部分については、既存計画が優先する取り扱いとなります。

#### (2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を図ることを目的に、市民や各種の市民団体などが主体的に取り組む地域福祉活動をまとめたものです。

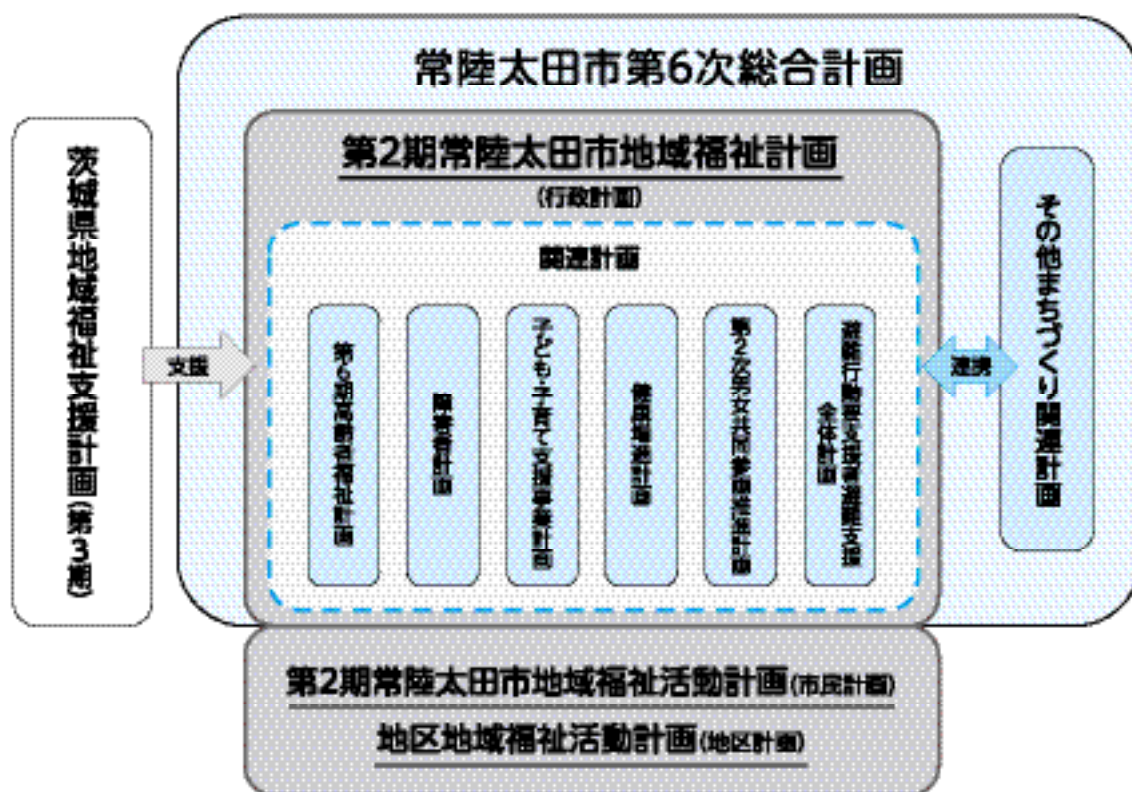
地域福祉計画と地域福祉活動計画は、いわば車の両輪の関係にあり、社会福祉法に基づき設置されている社会福祉協議会<sup>5</sup>が中核となって策定する市民計画です。行政計画の地域福祉計画とは、地域福祉推進の基本理念・目標を同じくしており、市民が計画づくりにかかわることはもちろんのこと、行政（市役所）が参画していることも特徴です。



### (3) 地区地域福祉活動計画

地区地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会各支部の区域をひとつの地区として、市民自ら自分たちの地域の生活課題を把握し、その解決のために市民が主体となり、今後どのように活動していくのかを中期的（3～5年程度）にまとめた計画です。

「地域ですぐにできることに取り組む」ことを基本に、市民自ら計画を策定することで、

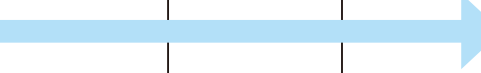
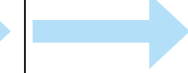
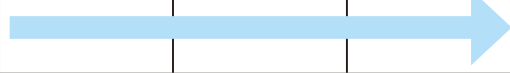
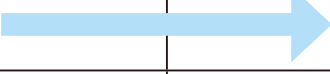
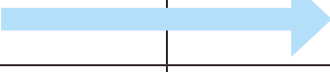


## 第4項 計画の期間

今回、新たに策定した地域福祉計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、策定から3年を目途に計画の進行状況及び地域福祉の実情に合わせ、必要に応じて計画を見直します。

関連計画の計画期間

|                        | 平成<br>29年度                                                                           | 平成<br>30年度                                                                         | 平成<br>31年度                                                                          | 平成<br>32年度                                                                            | 平成<br>33年度                                                                            |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 茨城県地域福祉支援計画<br>(第3期)   |    |                                                                                    |                                                                                     |    |                                                                                       |
| 常陸太田市第6次総合計画<br>前期基本計画 |    |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                       |                                                                                       |
| 第6期高齢者福祉計画             |     |  |                                                                                     |    |                                                                                       |
| 障害者計画                  |    |                                                                                    |  |                                                                                       |                                                                                       |
| 子ども・子育て支援<br>事業計画      |  |                                                                                    |                                                                                     |  |                                                                                       |
| 健康増進計画                 |  |                                                                                    |                                                                                     |  |                                                                                       |
| 第2次男女共同参画<br>推進計画      |  |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                       |  |
| 避難行動要支援者避難<br>支援全体計画   |  |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                       |                                                                                       |
| 第2期地域福祉計画              |  |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                       |                                                                                       |
| 第2期地域福祉活動計画            |  |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                       |                                                                                       |

## 第5項 計画の策定体制

### (1) 地域ふくし懇談会の開催

このたびの地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定にあたり、平成27年度から、市社会福祉協議会各支部役員や町会・自治会役員を中心とした市民，市職員・市社会福祉協議会職員が参加し，地域の生活課題やその対応策について話し合う「地域ふくし懇談会<sup>35</sup>」を開催しました。平成28年度は，市社会福祉協議会各支部において，市民の参加対象をさらに拡大し，同様に「地域ふくし懇談会」を開催しました。

地域ふくし懇談会の開催状況

(平成27～28年度)

| 懇談会種別           | 開催回数 | 参加者数(延べ) |            |      | 合計     |
|-----------------|------|----------|------------|------|--------|
|                 |      | 市 民      | 市社会福祉協議会職員 | 市職員  |        |
| 市社会福祉協議会支部役員対象  | 16回  | 465人     | 156人       | 91人  | 712人   |
| 市社会福祉協議会支部関係者対象 | 22回  | 591人     | 113人       | 39人  | 743人   |
| その他関係会議等        | 26回  | 383人     | 57人        | 27人  | 467人   |
| 合 計             | 64回  | 1,439人   | 326人       | 157人 | 1,922人 |



### (2) 市民アンケート等の活用

常陸太田市第6次総合計画策定に併せて実施した市民アンケートや市社会福祉協議会協力団体等へのアンケートを活用しました。

### (3) 「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び「常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会」の開催

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するという共通の目的を持つ計画であるため、行政（市役所）及び市社会福祉協議会により合同事務局を設置しました。

また、「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び「常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会」を同一の委員で構成し、合同委員会を開催しました。

なお、今後、合同委員会は「常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会」と称することになりました。

常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会の開催状況  
(常陸太田市地域福祉推進委員会)  
(常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会)

| 開催回 | 開催期日            | 開催場所      | 出席委員数 |
|-----|-----------------|-----------|-------|
| 第1回 | 平成28年 7月25日 (月) | 常陸太田市役所   | 16人   |
| 第2回 | 平成28年10月13日 (木) | 常陸太田市役所   | 14人   |
| 第3回 | 平成28年12月15日 (木) | 常陸太田市役所   | 14人   |
| 第4回 | 平成29年 1月26日 (木) | 常陸太田市商工会館 | 14人   |
| 第5回 | 平成29年 3月16日 (木) | 常陸太田市役所   | 16人   |



### (4) パブリックコメントの実施

パブリックコメント<sup>41</sup>を平成29年2月6日から平成29年3月7日にかけて実施しました。

41 パブリックコメント 常陸太田市の重要な計画等の策定や改定、基本的な条例等の制定や改正に際して、事前にその案を公表し、広く市民から意見を求めるとともに、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行い、その結果と理由及び市の考え方を公表する制度

# 第2章

## 計画推進の方向性

## 第2章

## 計画推進の方向性

### 第1節 地域福祉推進の基本方針

#### (1) 「与えられる福祉」から「共に活躍できる福祉」を目指します

平成24年に成立した障害者総合支援法<sup>29</sup>では、社会的障壁を取り除き、社会参加の機会が確保されるとともに、住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう日常生活や社会生活を計画的かつ総合的に支援することとされました。

平成25年の災害対策基本法の一部改正では、避難行動要支援者名簿<sup>28</sup>の作成を市町村の責務とするとともに、避難行動要支援者<sup>21</sup>の「自助」と地域（近隣）の「共助」を基本とし、円滑な情報伝達体制の整備及び避難支援体制整備を求めています。

平成27年4月からは生活困窮者自立支援制度<sup>31</sup>や子ども・子育て支援新制度<sup>32</sup>が実施され、平成28年4月からは、個人の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた障害者差別解消法<sup>30</sup>がスタートしました。

さらに、介護保険制度<sup>24</sup>の予防給付のうち、訪問介護<sup>25</sup>・通所介護<sup>26</sup>については、平成29年4月から地域支援事業<sup>27</sup>に移行します。介護事業所による既存のサービスに加えて、事業者等、市民ボランティアなどの地域の多様な主体による高齢者の支援が期待されています。

このようなことから、これまでの公的な支援措置を一方的に受ける「与えられる福祉」から、誰もが対等の立場で支え合い、助け合うことを基本とした「共に活躍できる福祉」への転換に向けた計画とします。

#### (2) 市民協働をさらに進めます

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定する場合は、市民の意見を十分に反映した計画とする必要があります。手法としては、市民アンケートや市民懇談会、各種委員会の設置など様々な方法が考えられます。今後は市社会福祉協議会と連携して市民協働<sup>6</sup>を進めるため、市民が直接参加する「地域ふくし懇談会<sup>35</sup>」を積極的に開催していきます。

市民協働を進めるには、市民と行政（市役所）との連携はもとより、行政（市役所）の総合化、即ち、行政（市役所）内部の横の連携が重要になります。そのため、日頃から関係各課が緊密に情報を共有し、積極的な連絡調整を図ります。

### (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携を図ります

行政（市役所）及び市社会福祉協議会は、常陸太田市の地域福祉を一層推進するため、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の基本理念・基本目標を共有し、市民協働<sup>6</sup>により連携して地域福祉を推進していきます。



## 第2節 地域福祉推進の基本方針

### 第1項 理想の地域の姿（基本理念）

地域のつながりが希薄になったといわれる昨今，誰もが住み慣れた我が家で，いつまでも安心して幸せに暮らすためには，市民一人ひとりが地域の絆を大切にし，お互いに支え合い・助けあっていくことが大切です。

常陸太田市では，常陸太田市第6次総合計画において，「幸せを感じ，暮らし続けたいと思うまち 常陸太田」をまちの将来像とし，「市民のだれもが生涯活躍できるまちづくり」を目指しています。

本計画においては，地域における人と人とのつながりが，温もりある地域を育むと同時に，人々の尊厳を守る暮らしに欠くことのできないものとして，基本理念を次のとおりとします。

『<sup>なか</sup>あたたかい つながりの中で  
<sup>じぶん</sup>自分らしく暮らせるまち <sup>ひたちおおた</sup>常陸太田』



## 第2項 地域福祉推進の基本目標

### 基本目標1 誰もが参加できる地域をつくります

#### ～ 誰もが活躍できる ～

誰もがお互いに人格と個性を尊重し、自己の持てる力を発揮して活躍できる地域社会をつくります。

### 基本目標2 ふれあい、支え合う地域をつくります

#### ～ 誰もがつながる ～

誰もが地域で孤立することなく、お互いに優しく手を取り合い、誰もがつながる地域社会をつくります。

### 基本目標3 みんなで見守り、安心できる地域をつくります

#### ～ すぐに見つける ～

誰もが地域の異変にいち早く気づき、自分から声を出せない人を見逃さない地域社会をつくります。

### 基本目標4 災害や地域の異変に備えます

#### ～ 日頃から備える ～

災害や突発的な地域の異変について、日頃から市民同士で話し合い、協力して行動できる地域社会をつくります。

### 基本目標5 地域福祉を進めるための環境を整えます

#### ～ 環境をつくる ～

地域福祉を積極的に進めるためのコミュニティづくりと住みよい生活環境の整備、地域の居場所づくりなどのための必要な財源を確保し、地域社会の基盤を整えます。

## 第3節 地域福祉の課題解決のために

### 第1項 重要課題

#### (1) 地域社会のつながりを強くすることが必要です

地域社会のつながりが希薄になりつつあることは、「地域ふくし懇談会<sup>35</sup>」でも参加者の皆さんから多く意見が出されました。

少子化と人口減少を要因とする地域活力の低下と、社会の成熟に伴う合理的なものの考え方は、長きに渡り受け継がれてきた地域のつながりや慣習、行事を簡素化、縮小、衰退させることになりました。

私たちは、気苦労や労力から解放されることを選択してきた一方で、人と人とのつながりが弱まってしまったことによる寂しさも感じています。

これからは、誰もが気軽に地域とのかかわりを持つことができる、ゆるやかな関係の地域社会が求められています。

#### (2) 地域福祉活動の担い手を育成することが必要です

地域は、地域に暮らす人々が支え合って暮らしています。地域の住みよい暮らしのためには、そこに暮らすすべての人が、地域社会のためにできることを無理なく続けていくことが大切です。

地域福祉は、地域の様子に常に関心を持ち、困っている人がいたら声をかけ、手を差し出すという、思いやりの心を次の世代にしっかりと伝えていくことが重要です。

#### (3) 支援を必要としている人を見逃さない仕組みが必要です

地域には、生活保護に至らないものの生活に困窮している人や、家に引きこもっている人、虐待<sup>34</sup>被害が疑われる高齢者・障がい者や子ども、言葉や生活習慣の違いから地域で孤立してしまっている外国人など、悩みを抱えている人がいます。

また、生活上の悩みがあっても、どこに相談してよいかわからない、自分から行動をおこすことができないなど、支援を必要としている人がいます。支援にかかわる関係機関が連携・協力し、要支援者を見逃すことなく、誰もが安心して暮らせる地域社会の仕組みが必要とされています。

#### (4) 防災意識の向上と災害時等の要支援者支援体制が必要です

日本列島は4つの大陸プレート上にあり、常に地震災害の危険にさらされています。記憶に新しいものだけでも、平成7年の阪神淡路大震災、平成15年の十勝沖地震、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、鳥取県中部地震など、この20数年の間だけでも大規模な地震が頻発しています。

また、平成26年の広島市の土砂災害、平成27年の関東・東北豪雨による洪水被害など、豪雨による大規模被害も深刻です。

これらの災害の経験から、近年「自助」「共助」の大切さが提唱されています。

一方で、個人情報保護の意識が高まっています。市民の間でも個人情報の共有には抵抗感があり、日頃の連携が重要な地域の防災対策にも支障が生じていることも事実です。

広範囲に大規模な災害が発生した場合、消防関係機関や警察などへは、救援・救助の要請が集中するため、すべての出動要請に対応することは難しくなります。

地域では、いつ起きるかわからない災害に備え、地域でできることを市民が一丸となって取り組む必要があります。特に自主防災会<sup>13</sup>の機能を十分に生かせるよう、日頃から、避難行動要支援者<sup>21</sup>の安否確認をはじめとする避難支援行動を伴う防災訓練などを実施し、市民の自主的な判断で、早めの避難行動に移せるよう、地域の体制づくりが急がれます。

#### (5) 市民協働を実行する体制が必要です

地域福祉を推進するためには、関係機関が連携・協力し、地域の課題を話し合い、その対応策を考え、必要な人材や資源・財源を確保し、協働で実行に移すという仕組み・体制が必要です。それぞれの主体が役割を明確にしながら、取り組みを適切に評価し、継続的に地域福祉を実行していくことが求められます。

## 第2項 地域福祉の課題解決の視点

常陸太田市では、地域の課題を解決するために、市民がそれぞれの立場で力を合わせて、様々な活動や事業に取り組んできており、この活動や事業は、貴重な「地域の資源」となっています。

このたびの計画策定にあたり、常陸太田市の様々な活動や事業を組み合わせることで、新しい効果や価値が創造できるものと考え、次の5つの視点を設定します。

### (1) 地域の見守りと地域活動のつながり

地域福祉の取り組みで期待される役割のひとつは、支援を必要とする高齢者や障がい者、子どもや子育て中の親、言葉の問題などから意思疎通が困難な外国人など、生活上何かしらの支援が必要と思われる人を、孤立させることなく、地域で安心して暮らせるようにあたたかく見守ることです。

このような支援を必要とする人であっても、地域の様々な活動に参加する機会に恵まれ、気軽に地域の人たちとふれ合うことができれば、孤独感や不安感は和らぐのではないのでしょうか。

市民の誰もが、様々な地域の活動に気軽に参加できる機会を増やし、地域とのつながりを持ち続けることが大切です。

#### 想定される「地域活動」

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ・ご近所付き合い・挨拶・声掛け | ・NPO活動            |
| ・地域の伝統・交流行事の開催  | ・市民ボランティア活動       |
| ・町会・自治会活動       | ・高齢者・障がい者団体・クラブ活動 |
| ・民生委員・児童委員活動    | ・子ども会活動           |
| ・自主防災会活動        | ・女性・青年団体活動        |
| ・公民館活動          | ・スポーツ団体活動         |
| ・市社会福祉協議会支部活動   | ・趣味のサークル活動        |
| ・地域コミュニティ活動     | ・登下校時の見守り活動       |
| ・学校と地域・PTA行事の開催 | など                |

## (2) 町会等地縁組織と各種の市民団体のつながり

地域福祉を推進するためには、各種の市民団体などの連携・協力も重要です。

多くの世帯が町会等の地縁組織に加入し、地域の奉仕活動などの地域活動に参加しています。

また、スポーツや芸術文化などの趣味、ボランティア活動など、特定の目的を持つ市民団体に所属している市民も多くいます。

地縁組織と各種の市民団体が、お互いにそれぞれの強みや弱みを補い合い、連携・協力体制をつくることで、地域活動に効果的に力を発揮できる可能性があります。

地縁組織と各種の市民団体が、日頃から交流を進め、地域の情報を共有できるように、連絡調整機能の強化を進めます。

### 想定される「地域活動」

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ・町会・自治会活動       | ・市民ボランティア活動       |
| ・自主防災会活動        | ・高齢者・障がい者団体・クラブ活動 |
| ・公民館活動          | ・子ども会活動           |
| ・市社会福祉協議会支部活動   | ・女性・青年団体活動        |
| ・地域コミュニティ活動     | ・スポーツ団体活動         |
| ・学校と地域・PTA行事の開催 | ・趣味のサークル活動        |
| ・NPO活動          | など                |



### (3) 権利擁護と自立のつながり

寝たきりや認知症<sup>23</sup>，障がいなど，どのような状態にあっても，誰もが自分らしく生活するためには，個人の権利を守る（権利擁護<sup>42</sup>）ことが重要です。

虐待<sup>34</sup>や詐欺被害などの生活を脅かされる被害にあうことなく，安心して暮らせるように見守り体制を強化します。

また，気軽に相談できる相談窓口の充実のほか「成年後見制度<sup>43</sup>」や「日常生活自立支援事業<sup>44</sup>」を活用し，できる限り地域で自立して生活できるよう支援を強化します。

#### 想定される「地域活動」

- ・ 町会・自治会活動
- ・ 民生委員・児童委員活動
- ・ 市社会協議会支部活動
- ・ 地域の防犯活動
- ・ 地域の医療機関における権利擁護
- ・ 地域の事業者における権利擁護
- など



42 権利擁護 自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な認知症高齢者，知的障がい者，精神障がい者等に代わって，代理人が意思表示を支援・代弁し，人権をはじめ様々な権利を適切に保護すること。

43 成年後見制度 認知症，知的障がい，精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない状態にある人や，契約時に判断能力はあるが，将来低下した場合の財産管理，介護等の契約，遺産分割等を本人に代わって成年後見人等が行う。

44 日常生活自立支援事業 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等に対し，福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより，在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするもの。社会福祉協議会の事業

#### (4) 日常生活と災害時等のつながり

全国的に大規模な地震や異常気象による豪雨などの災害が発生しています。

日頃から地域の防災対策について市民の意識を高め、地域ぐるみで防災活動に取り組むことが必要です。

特に、歩行に不安のある高齢者やひとりで避難所まで行くことができない障がい者などの避難行動要支援者<sup>21</sup>については、「避難行動要支援者避難支援登録制度<sup>45</sup>」等を活用することが有効です。

日頃の地域の見守りの中で、対象となる人を的確に把握し、地域の支援者や支援の方法などをあらかじめ決めておくなど、日頃から災害時の対策に取り組む地域づくりを推進します。

#### 想定される「地域活動」

- ・町会・自治会活動
- ・自主防災会活動
- ・民生委員・児童委員活動
- ・消防団活動
- ・市社会福祉協議会支部活動
- ・地域コミュニティ活動
- ・学校と地域の協力活動
- ・地域の医療機関の要支援者保護
- ・地域の事業者の要支援者保護
- ・市民の災害ボランティア活動

など



45 避難行動要支援者避難支援登録制度 避難行動要支援者名簿の情報提供に同意した避難行動要支援者は、災害発生時の情報伝達や避難場所等への避難誘導等、一連の避難支援等の基礎資料となる個別計画を作成するため、避難行動要支援者に関する情報のほか、避難支援者（2人）を自ら選任して同意を得たうえで「避難行動要支援者避難支援登録申請書」を市に提出することとしている。市は、提出された「避難行動要支援者避難支援登録申請書」に基づき個別計画を作成し、避難行動要支援者および避難支援等関係者に配付する。

## (5) 市民と行政のつながり

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、市民、事業者等、行政（市役所）などの各主体が、計画づくりの段階から一体的に取り組むことに大きな意義があります。

行政（市役所）だけでは補いきれない分野を市民や事業者等の力を合わせることで、住みよい地域社会を実現しようというものです。

市民が地域のために実行しようとしていることを計画段階から応援し、市民主体の地域活動を支える仕組みを強化します。

### 想定される「地域活動」

- ・町会・自治会活動
- ・自主防災会活動
- ・民生委員・児童委員活動
- ・公民館活動
- ・市社会福祉協議会支部活動
- ・地域コミュニティ活動
- ・NPO活動
- ・地域の医療機関の社会貢献活動
- ・地域の事業者の社会貢献活動
- ・地域企業の社会貢献活動
- ・商工会・農協の社会貢献活動
- ・市社会福祉協議会職員の地域活動  
参画
- ・市職員の地域活動参画

など



### 第3項 地域福祉の活動区域

地域福祉の活動を進めるうえで、地域の生活課題に応じ、その活動区域を柔軟に変更することにより、より効果的に対策を立てることができるものと考えられます。

#### (1) 基礎区域

常陸太田市における地域福祉活動の最も身近な活動区域は、隣近所で構成される「班(常会)」等であると考えられます。これらを取りまとめる組織として「町会・自治会」があり、常陸太田市の幸せづくりの活動を支える最も重要な基礎的領域です。

#### (2) 中間区域

複数の基礎区域が合同し「公民館<sup>17)</sup>」や「地域コミュニティ<sup>18)</sup>」を構成しているのが中間区域です。市社会福祉協議会支部<sup>14)</sup>は、この区域と活動区域を共有しています。主に文化活動や生きがいつくり活動、福祉ボランティア活動、健康づくり活動などを実施しています。

#### (3) 常陸太田市の区域

行政(市役所)が福祉行政サービスを提供する基本的な区域です。



## 第4節 計画を進める主な担い手の役割

### (1) 市民

住みよい地域づくりの主役は市民です。暮らしやすい地域にするためには、地域の状況を最も理解している市民が、意識的に地域の様子に関心を持ち、さらにその関心を高め、自分たちでできそうなことは積極的に行動に移すことが大切です。

特に、近所付き合いの挨拶や声掛けなどを積極的に行い、市民同士のつながりを広げ、ときにはみんなで一緒に活動することが期待されます。

毎日の暮らしの中で、地域に暮らすすべての人が、ゆるやかにつながり、自分も地域の一員であるという意識を持つことが求められます。

### (2) 町会・自治会

町会・自治会は、市民の最も基本的な自治組織であり、市民の自発的な参加により、相互扶助の精神を発揮し、組織的に住みよい生活環境づくりに取り組むことが期待されます。

### (3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員<sup>4</sup>は、民生委員法により「常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う。」こととされています。常に市民の生活状態を把握し、福祉サービスの情報提供等を基本として、地域福祉の推進に参画することが求められます。

### (4) 事業者等（企業、医療・福祉事業者・NPO法人等）

事業者等は、広く社会に福祉サービスを含む様々なサービスを提供する主体です。

サービスの提供にあたっては、社会の要求に応じた質の確保はもちろんのこと、市民のニーズに基づく新たなサービスの提供とともに地域の生活課題に対する解決に協力・貢献することも期待されます。

### (5) 学校

学校は、子どもたちが住む身近な地域において、様々なボランティア活動や福祉体験等の機会を活用し、福祉教育を進めています。

学校は、地域の実情に即した福祉教育はもとより、文化活動等の中心的な役割を担うとともに、地域の人々の心のよりどころにもなっています。

## (6) 市民ボランティア

市民ボランティアは、身近な地域や学校、福祉施設、被災地といった様々な場面で、福祉的支援や生活環境改善、災害支援に関する活動など多様な活躍が期待されます。

## (7) 社会福祉法人

社会福祉法人<sup>19</sup>は、高齢者、障がい者、児童まで幅広い社会福祉の専門的知識・技能を有しています。各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティア<sup>2</sup>の受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されています。このため、社会福祉法人は地域福祉の推進に積極的に参画することが期待されます。

常陸太田市内の社会福祉法人

| 種別       | 法人数 |
|----------|-----|
| 高齢者福祉施設  | 6法人 |
| 障害者福祉施設  | 3法人 |
| 児童福祉施設   | 3法人 |
| 市社会福祉協議会 | 1法人 |

## (8) 市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、地域に暮らす市民が参加・協力して、地域の生活課題を解決するために活動している非営利の民間組織です。

高齢者や障がい者等の在宅生活を支援するための様々な福祉サービスの提供や相談対応、ボランティアや市民活動の支援、赤い羽根共同募金運動<sup>46</sup>、災害ボランティア活動やその支援、福祉教育の推進などを実施しています。

全国的な取り組みから、地域の特性に応じた取り組みまで幅広く活動しています。とりわけ、地域福祉の推進は、市社会福祉協議会に課せられた最も重要な役割であり、市民に最も近い福祉活動の専門組織としての役割を果たしています。

46 赤い羽根共同募金運動 平成28年で運動創設70年を迎えた赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和22年（1947年）に「国民たすけあい運動」として開始された。当初戦後復興の一助として戦災孤児など生活困窮者の支援に充てられ、その後、時代の要請に合わせて、子どもの遊び場、障がい者の小規模作業所、高齢者等への在宅福祉活動から、現在のような多様な地域福祉活動を支える募金となった。

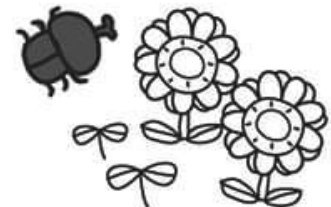
## (9) 市社会福祉協議会支部

常陸太田市全域において、19の市社会福祉協議会支部<sup>14</sup>が活動しています。民生委員・児童委員<sup>4</sup>や市民ボランティア、各町会・自治会等の協力を得て、高齢者等を対象とした「ふれあいサロン<sup>47</sup>」などを開催しています。地域の人々がともに楽しい時間を過ごす活動や地域での見守り活動など、その地域をよく知る人たちが力を合わせて、きめ細かに地域の安心・安全を実現しようとする取り組みを進めています。

## (10) 行政（市役所）

行政（市役所）は、福祉行政という極めて重要な役割を担っています。加えて、市民の自主的な地域福祉活動や事業者等が行う社会福祉活動、さらに市社会福祉協議会が行う地域福祉推進活動等の支援をしています。

既存の福祉サービスや制度では解決できない問題については、市民や事業者等及び市社会福祉協議会、その他の関係機関と連携・協力し解決に努めています。また、市民の意見を取り入れながら限られた財源を有効に使い、最終的な福祉の担い手として地域の課題解決に取り組めます。



---

47 ふれあいサロン 身近な地域で、高齢者や障がい者、子育て中の親などの当事者と、ボランティアが協働で仲間作りの場を開設し、孤独感の解消、要援護者の見守り、引きこもり予防、介護予防、健康の維持向上を図ると共に、地域福祉コミュニティづくりを目的としている。

## 常陸太田市社会福祉協議会・支部（19支部）

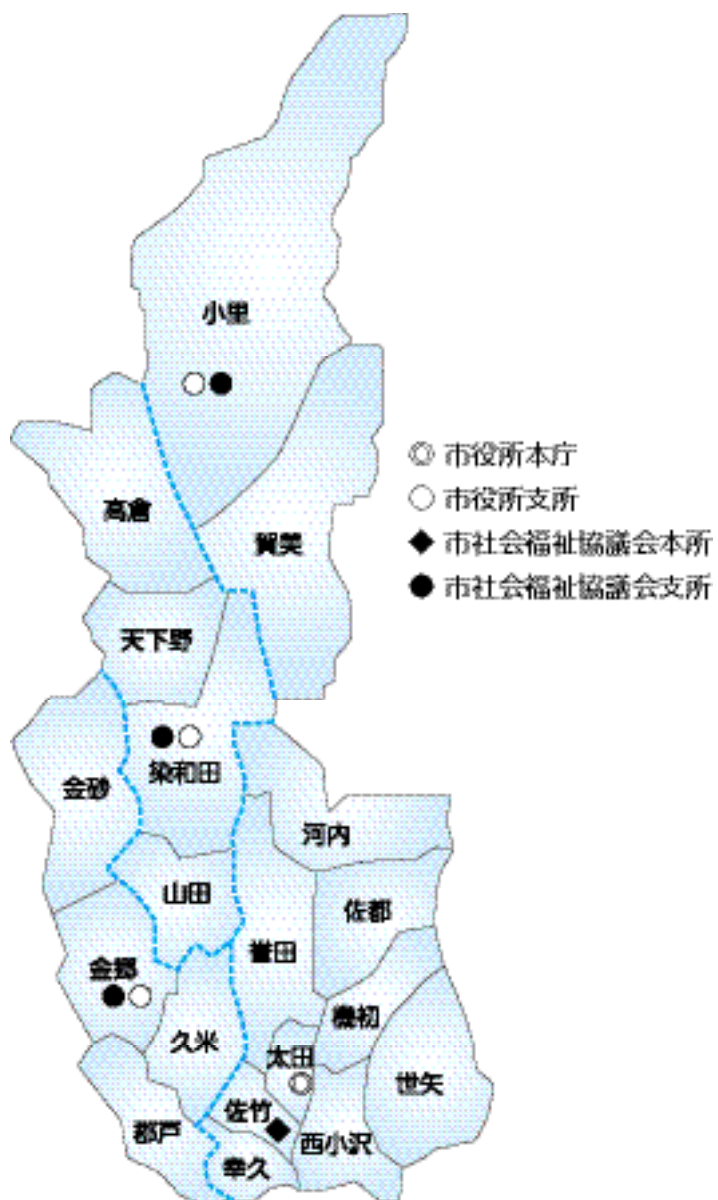
## 市社会福祉協議会

- 総務グループ
- 地域づくりグループ
- 地域包括支援グループ
- くらしさぽーとグループ

- ・金砂郷支所
- ・水府支所
- ・里美支所

## 社会福祉協議会支部

|           |
|-----------|
| 太 田 支 部   |
| 機 初 支 部   |
| 西 小 沢 支 部 |
| 幸 久 支 部   |
| 佐 竹 支 部   |
| 誉 田 支 部   |
| 佐 都 支 部   |
| 世 矢 支 部   |
| 河 内 支 部   |
| 久 米 支 部   |
| 郡 戸 支 部   |
| 金 郷 支 部   |
| 金 砂 支 部   |
| 山 田 支 部   |
| 染 和 田 支 部 |
| 天 下 野 支 部 |
| 高 倉 支 部   |
| 小 里 支 部   |
| 賀 美 支 部   |



## 第5節 計画の推進体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人を対象としながら、医療・保健・福祉を中心とする様々な生活の分野にわたっています。

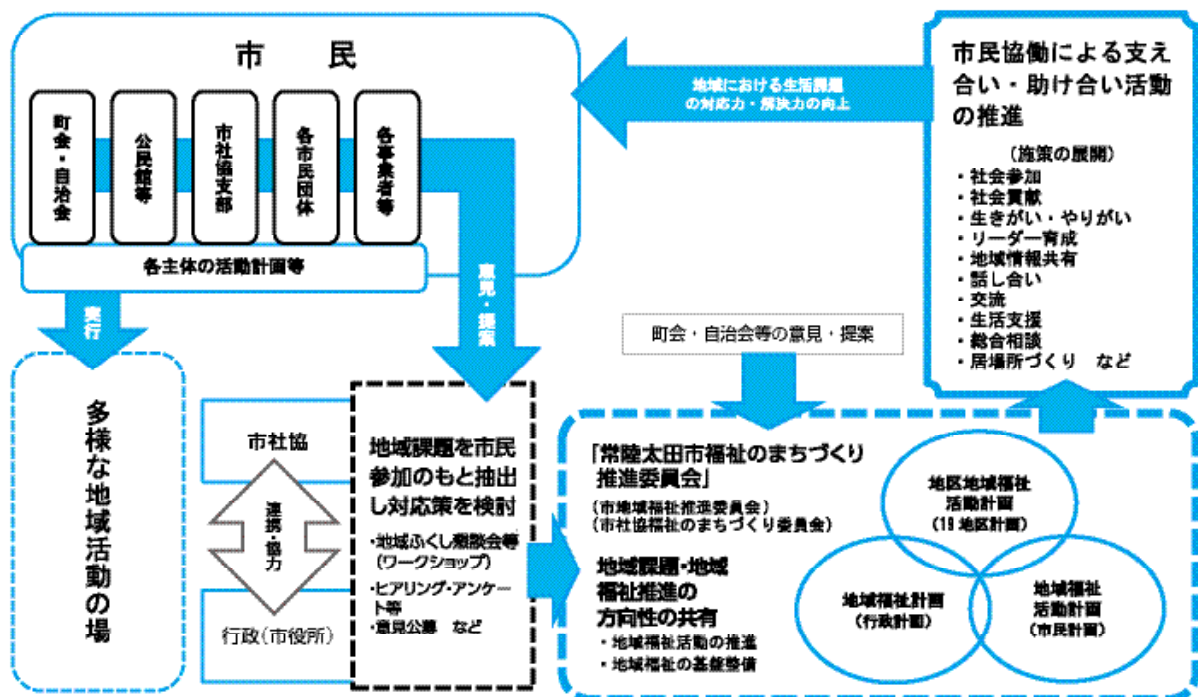
行政（市役所）と市社会福祉協議会は、相互に連携・協力し、多種多様な市民の地域福祉活動を支援・推進していくことを基本とします。

第2期地域福祉計画及び第2期地域福祉活動計画の進行管理については、『常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会（常陸太田市地域福祉推進委員会及び常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会）』が行います。

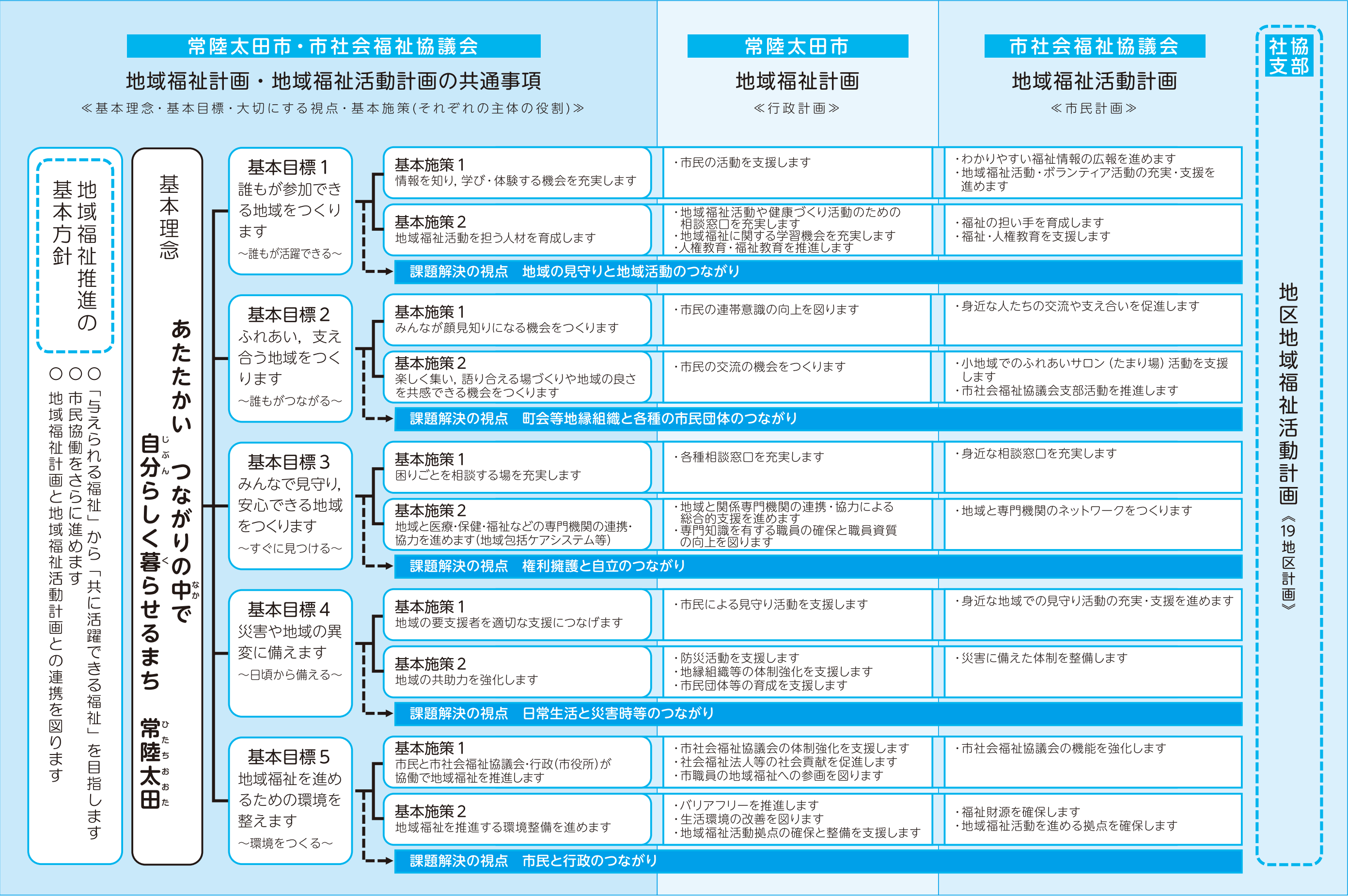
また、各施策の実施については、地域に根差した市民の取り組みとなるよう、各町会・自治会等を中心に市民や関係機関が連携・協力して進めることが重要です。

従って、計画の決定時及び改定時等には、各町会・自治会等に計画の内容について意見を伺う機会を設けるなど、より実現可能な計画となるよう関係機関の意見調整を図るものとしします。

地域福祉推進体制



常陸太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策体系



地区地域福祉活動計画 《19 地区計画》

# 第3章

## 地域福祉計画の施策

## 第3章

## 地域福祉計画の施策

この計画では、常陸太田市の「市民協働」の定義である「市民がお互いに、又は市民と行政（市役所）が、それぞれの特性や能力を活かしながら、対等な立場で、お互いの責任と役割分担のもとに協力・協調すること」を基本的な考え方として各施策を展開します。

### 基本目標1 誰もが参加できる地域をつくります

#### ～ 誰もが活躍できる ～

市民誰もが身近な地域で「参加したい」「体験したい」と思える魅力ある地域福祉の活動づくりに取り組みます。

また、様々な機会を通じて、市民活動や地域福祉活動に関心のある人を見だし、活動につなげ、地域のリーダーとなる人材育成に取り組みます。

### ●基本施策1 情報を知り、学び・体験する機会を充実します

#### ○ 市民の活動を支援します

- ・地域福祉活動や健康づくりの情報を提供します。
- ・地域福祉活動や健康づくりへの理解を促進するため、地域における参加型・体験型事業を実施します。

| 常陸太田市の主な事業   | 内 容                                               | 関係部課等                              |
|--------------|---------------------------------------------------|------------------------------------|
| シルバークッキング    | 高齢者の食に対する意欲向上に向け調理実習等を実施する。(味噌汁の塩分測定等)            | 健康づくり推進課<br>食生活改善推進協議会<br>市社会福祉協議会 |
| 広報紙等による普及啓発  | 広報紙等を利用し、地域福祉活動や健康づくりの情報を広く市民へ周知する。               | 健康づくり推進課<br>社会福祉課                  |
| 障がいに対する理解の促進 | 障がい者の作品展開催など、障がいに対する正しい理解や共生社会の理念の普及、啓発活動を推進する。   | 社会福祉課                              |
| さらに元気アップ健康教室 | 参加者同士が関わり合いながら楽しく運動を進め、自分に合った体、脳を動かす内容を見つけ習慣化を図る。 | 健康づくり推進課                           |

| 常陸太田市の主な事業                | 内 容                                                                           | 関係部課等       |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| スクエアステップ教室                | 高齢者の転倒予防・認知機能向上等に効果のある運動教室を開催する。                                              | 高齢福祉課       |
| いきいき健康運動教室                | シルバーリハビリ体操士の協力を得て、地域の仲間といきいきヘルス体操を通じて介護予防教室を行う。                               | 健康づくり推進課    |
| 放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ) | 就労等により昼間に保護者のいない家庭の小学校児童を対象に、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。 | 子ども福祉課      |
| 両立支援のための広報啓発、<br>情報提供     | 父親の育児参加や子どもをもつ勤労者に対する雇用環境の充実や女性が出産後も安心して働き続けることができる職場づくりなど、両立支援に向けた啓発活動を行う。   | 少子化・人口減少対策課 |



## ●基本施策2 地域福祉活動を担う人材を育成します

### ○ 地域福祉活動や健康づくり活動のための相談窓口を充実します

- ・ ボランティア・市民活動センターの利活用を支援します。

### ○ 地域福祉に関する学習機会を充実します

- ・ 健康や福祉，ボランティアに関する講演会や講習会，セミナーを開催します。

### ○ 人権教育・福祉教育を推進します

- ・ 幼稚園や保育園，認定こども園，  
小学校，中学校での  
人権教育・福祉教育を進めます。



| 常陸太田市の主な事業        | 内 容                                                                         | 関係部課等                    |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ボランティア育成事業        | 中学生等を対象としたボランティア体験研修を実施し，次の世代を担う地域福祉のリーダーを育成する。                             | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会        |
| 手話奉仕員養成研修事業       | 意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が，日常生活または社会生活を営むことができるよう交流活動を促進し，福祉の増進を図るため手話奉仕員の養成を行う。 | 社会福祉課                    |
| 人権教室の実施           | 市内の幼稚園や小・中学校等において人権教室を開催し，人権啓発を進める。                                         | 社会福祉課<br>人権擁護委員          |
| ハートフルフェスタ         | 世界人権デーに合わせ，人権が尊重される社会の実現を図るため，「ハートフルフェスタ ひたちおた」を開催し，人権についての理解を深める。          | 生涯学習課<br>社会福祉課<br>人権擁護委員 |
| 介護ヘルパー養成研修事業      | 助け合い，支え合う地域社会づくりを進める地域のボランティアを養成するとともに，家族介護の質の向上を図るための講義・演習を行う。             | 高齢福祉課<br>市社会福祉協議会        |
| 子育て支援員制度普及促進事業    | 子育て支援分野に従事するための必要な研修を提供し，地域型保育や，一時預かり，利用者支援事業等に従事する人材を育成する。                 | 子ども福祉課                   |
| 健康で学ぶ寿講座          | 65歳以上の方を対象に，生きがいのある人生を送ることを目指して，講話や伝統工芸などを学ぶ講座を開催する。                        | 生涯学習センター                 |
| 昔ながらの食の素晴らしさを学ぶ講座 | 代々受け継がれている様々な食のいわれや素晴らしさを学び，食文化の再発見を行う。                                     | 生涯学習センター                 |

## 基本目標2 ふれあい、支え合う地域をつくります

### ～ 誰もがつながる ～

核家族化が進行する中、ひとり暮らしの世帯も増加しています。今後は、地域の中で支え合い・助け合うことがますます重要になります。地域の中で、気軽に声を掛け合える地域づくりに取り組みます。

さらに、孤立することなく多くの仲間に関わりながら、共通の話題や活動で楽しいひと時を過ごし、人の思いやりと優しさに触れ、改めて地域の良さを感じることが出来る機会づくりに取り組みます。

### ●基本施策1 みんなが顔見知りになる機会をつくります

#### ○ 市民の連帯意識の向上を図ります

- ・挨拶・声掛け運動を広め、地域のつながり（交流）を促進します。
- ・子どもたちを地域ぐるみで見守ります。

| 常陸太田市の主な事業    | 内 容                                                                              | 関係部課等             |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 子育てリフレッシュ運動教室 | 産後のママ（1年未満）の運動教室を行うとともに、交流会などを開催する。                                              | 健康づくり推進課          |
| 三世代交流         | 市社会福祉協議会の各支部で、子どもへ昔遊びの継承等を通じ三世代の交流会を実施する。                                        | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会 |
| 地域ふくし懇談会の開催   | 地域の身近な生活課題について、ワークショップ形式により、市民同士が気軽に直接意見を交わし、地域福祉の理解を深めるとともに、福祉のまちづくりの市民活動を促進する。 | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会 |
| 地区敬老会補助事業     | 式典や会食を通して、長寿を祝うとともに高齢者と地域の方との交流を深め、敬老精神の高揚を図る。                                   | 高齢福祉課<br>市社会福祉協議会 |
| ふれあい給食サービス事業  | ひとり暮らしの高齢者等の孤独感の解消を図るため、月1～2回程度、ボランティアが家庭を訪問し、昼食時に食事を届けるとともに会食を行う。               | 高齢福祉課<br>市社会福祉協議会 |
| 在宅介護者リフレッシュ事業 | 高齢者を介護している家族に対し、介護から一時的に解放し、介護者の身体的・精神的疲労の回復を図るため、介護者相互の交流会を兼ねた日帰り旅行を行う。         | 高齢福祉課<br>市社会福祉協議会 |
| 認知症サポーター養成講座  | 「認知症介護アドバイザー」等を活用して、介護者となる家族をはじめ市民が認知症を正しく理解し状況に応じた的確に対応していけるよう講座を開催する。          | 高齢福祉課<br>市社会福祉協議会 |

| 常陸太田市の主な事業 | 内 容                                                | 関係部課等   |
|------------|----------------------------------------------------|---------|
| 登下校見守り     | 子どもたちの登下校の安全確保のため、地域子ども安全ボランティア活動等により地域の子どもたちを見守る。 | 教育総務課   |
| 青色防犯パトロール  | 地域の治安維持のため、青色回転灯を装着した車両により、地域の防犯パトロールを実施する。        | 市民協働推進課 |

## ●基本施策2 楽しく集い、語り合える場づくりや地域の良さを共感できる機会をつくります

### ○ 市民の交流の機会をつくります

- ・ 高齢者サロン活動や健康づくり教室、体操教室、子育てサークル、趣味の会、地域ふくし懇談会<sup>35</sup>など、身近な地域での開催を広めます。
- ・ 地域の居場所（たまり場）づくりを支援します。

| 常陸太田市の主な事業       | 内 容                                                                              | 関係部課等                        |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 高齢者スポーツ大会の開催     | ゲートボール、クロッケー、ペタンク、輪投げ、グラウンド・ゴルフ等各種目に応じて大会を開催                                     | 高齢福祉課<br>スポーツ振興課<br>市社会福祉協議会 |
| 小地域福祉活動支援        | 市社会福祉協議会支部主体の活動運営を支援する。                                                          | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会            |
| 地域ふくし懇談会の開催（再掲）  | 地域の身近な生活課題について、ワークショップ形式により、市民同士が気軽に直接意見を交わし、地域福祉の理解を深めるとともに、福祉のまちづくりの市民活動を促進する。 | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会            |
| いきいき健康運動教室（再掲）   | シルバーリハビリ体操士の協力を得て、地域の仲間といきいきヘルス体操を通じて介護予防教室を行う。                                  | 健康づくり推進課                     |
| さらに元気アップ健康教室（再掲） | 参加者同士が関わりあいながら楽しく運動を進め、自分に合った体、脳を動かす内容を見つけ習慣化を図る。                                | 健康づくり推進課                     |
| スクエアステップ教室（再掲）   | 高齢者の転倒予防・認知機能向上等に効果のある運動教室を開催する。                                                 | 高齢福祉課                        |
| 老人クラブ活動支援事業      | 地域福祉・地域文化振興の原動力となるよう、会員の特性を活かし、地域に根ざした社会参加・健康づくり・友愛や奉仕活動を行い生きがいづくりなどを推進する。       | 高齢福祉課<br>市社会福祉協議会            |
| 高齢者ふれあいサロン事業     | 高齢者がいつまでも健康で生き生きと生活できるよう、団らん、娯楽、交流を公民館や集会所等、身近なところで利用できるふれあいサロンを実施する。            | 高齢福祉課<br>市社会福祉協議会            |
| 団体、サークル活動        | 健康づくりや生きがい対策として各種団体がサークル活動を実施する。                                                 | 生涯学習センター                     |

| 常陸太田市の主な事業  | 内 容                                                         | 関係部課等       |
|-------------|-------------------------------------------------------------|-------------|
| 結婚相談センターの運営 | 結婚相談やお相手紹介、交流会等のイベント案内を行い、出会いや交流の機会を作るため、「YOU 愛 ネット」の運営を行う。 | 少子化・人口減少対策課 |

## 基本目標3 みんなで見守り、安心できる地域をつくります ～ すぐに見つける ～

幸せな暮らしのためには、生活上の悩みや困りごとを少しでも軽くすることが必要です。身近な地域で、誰もが気軽に相談できる仕組みづくりを進めていきます。より解決困難な課題については、速やかに専門機関につながる仕組みづくりを進め、同時に対応職員の資質向上を図ります。

### ●基本施策1 困りごとを相談する場を充実します

#### ○ 各種相談窓口を充実します

- ・高齢者介護や認知症、障がい者支援、子育て、生活困窮、健康、その他生活上の不安・悩み・困りごとの相談窓口を充実し、生活の自立を支援します。
- ・地域の中で、同じ悩みを持つ人同士が、その思いを共有できる仕組みづくりを進めます。

| 常陸太田市の主な事業    | 内 容                                                          | 関係部課等             |
|---------------|--------------------------------------------------------------|-------------------|
| 健康教育・健康相談     | 保健師、栄養士が各公民館・集会所に出向き、生活習慣病の予防、精神疾患、介護予防などの健康に関する知識の普及・啓発を行う。 | 健康づくり推進課          |
| ママと赤ちゃんの育児相談室 | 1歳未満の乳児を持つ保護者を対象に、個別相談・親子交流を実施する。                            | 健康づくり推進課          |
| ママほっとタイム      | 子育ての悩み相談や母親同士のグループミーティングを実施する。                               | 健康づくり推進課          |
| 地域活動支援センター事業  | 地域で生活する障がい者の日常的な相談、生活支援、地域交流活動等を行い、自立、社会参加の促進を図る。            | 社会福祉課             |
| 子ども発達支援相談     | 子どものコミュニケーションや行動面など、発達段階おける相談を受け、適切な支援へつなげる。                 | 社会福祉課             |
| 生活困窮者自立相談     | 失業や就職活動の行き詰まり等の事情で、経済的な困窮状態に陥っている生活困窮者の相談を受け、生活の安定を図る。       | 社会福祉課             |
| 心配ごと相談        | 生活上のあらゆる心配ごとの相談に対応し、幸せな暮らしを支援する。                             | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会 |

| 常陸太田市の主な事業    | 内 容                                                                          | 関係部課等             |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 配食サービス事業      | 高齢者のみの世帯で、調理が困難な方を対象に、週1～4回栄養バランスのとれた夕食を配達するとともに安否確認を行う。                     | 高齢福祉課             |
| 地域包括支援センターの運営 | 地域の様々なニーズに応えることができる地域包括ケアの中核機関として、介護予防ケアマネジメント、高齢者やその家族への相談支援、虐待防止や権利擁護等を行う。 | 高齢福祉課<br>市社会福祉協議会 |
| 在宅介護支援センターの設置 | 介護者をはじめ高齢者に関する様々な相談対応と支援、サービス機関との連絡・調整を行う。                                   | 高齢福祉課<br>市内社会福祉法人 |

## ●基本施策2 地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます（地域包括ケアシステム等）

### ○ 地域と関係専門機関の連携・協力による総合的支援を進めます

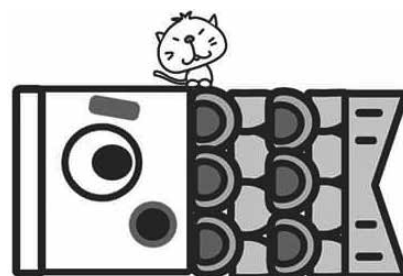
- ・医療・保健・福祉等に関する専門機関を中心に、地域の包括的な相談窓口の整備と地域及び関係機関の連携による総合的な支援体制を確立します。

### ○ 専門知識を有する職員の確保と職員資質の向上を図ります

- ・医療・保健・福祉等の有資格者の人材確保と専門的知識の習得等、職員の資質向上を図ります。

| 常陸太田市の主な事業                         | 内 容                                                                                                                                             | 関係部課等                      |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 乳幼児育成指導事業<br>(すてっぷ教室・子育て相談・発達支援相談) | 発達等で経過観察が必要な乳幼児に対する集団・個別相談を実施する。                                                                                                                | 健康づくり推進課                   |
| 相談支援の提供体制の確保                       | 障がい者が地域において、自立した日常生活や社会生活を営むために、障がい福祉サービスの適切な利用を支えとともに中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図る。また、相談支援事業を効果的に実施するため、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者とのネットワーク化を図る。 | 社会福祉課                      |
| 地域ケアシステム推進事業                       | 在宅の生活に必要な福祉サービスを提供するため、保健・医療・福祉分野の関係者で構成されるケアチームを組織し、支援する体制の充実を図る。                                                                              | 社会福祉課<br>高齢福祉課<br>市社会福祉協議会 |

| 常陸太田市の主な事業            | 内 容                                                                          | 関係部課等             |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 成年後見制度利用支援事業          | 認知症，知的障がい，精神障がいなどによって，自己判断が困難で，権利擁護や身上監護を行う必要がある人に対し，成年後見制度の利用を支援する。         | 社会福祉課<br>高齢福祉課    |
| 地域包括支援センターの運営<br>(再掲) | 地域の様々なニーズに応えることができる地域包括ケアの中核機関として，介護予防ケアマネジメント，高齢者やその家族への相談支援，虐待防止や権利擁護等を行う。 | 高齢福祉課<br>市社会福祉協議会 |
| 在宅介護支援センターの設置<br>(再掲) | 介護者をはじめ高齢者に関する様々な相談対応と支援，サービス機関との連絡・調整を行う。                                   | 高齢福祉課<br>高齢者福祉施設  |



## 基本目標4 災害や地域の異変に備えます

### ～ 日頃から備える ～

自然災害の発生や突然の体調不調を訴える人が発生した場合、不幸にも事件・事故に巻き込まれた場合など、常に地域の異変を見すえ、地域の相互支援体制を整えておくことが求められています。地域の中で日頃から支援が必要な人を把握し、市民が相互に見守る体制づくりを進め、必要に応じて適切な支援につなげます。

### ●基本施策1 地域の要支援者を適切な支援につなげます

#### ○ 市民による見守り活動を支援します

- ・ 支援を必要とする高齢者や障がい者、子ども、言葉の理解が難しい外国人などの要支援者を把握し支援対策を進めます。
- ・ 日頃の挨拶・声掛けなどの地域活動を広め、認知症<sup>22</sup>の発症、虐待<sup>33</sup>事案、消費者被害等の異変を発見し、適切な対応につなげます。

| 常陸太田市の主な事業       | 内 容                                                                                              | 関係部課等                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ゲートキーパー研修        | 自死（自殺）サインに気づき、つなぎ、見守る人の養成を目的に民生委員・児童委員、一般、行政、教育関係者対象者別に研修会を行う。                                   | 健康づくり推進課                   |
| 地域ケアシステム推進事業（再掲） | 在宅の生活に必要な福祉サービスを提供するため、保健・医療・福祉分野の関係者で構成されるケアチームを組織し、支援する体制の充実を図る。                               | 社会福祉課<br>高齢福祉課<br>市社会福祉協議会 |
| 避難行動要支援者避難支援登録制度 | 避難行動要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本とし、円滑な情報伝達体制や避難支援体制の整備を図り、地域の安心・安全を確立する。                                 | 社会福祉課                      |
| 障害者虐待防止センター      | 障がい者本人や養護者等からの障がい者虐待に関する疑問や悩みなどの相談を受ける。また、家庭や職場、障がい者福祉施設等における障がい者虐待の通報や、虐待を受けている障がい者本人からの届出を受ける。 | 社会福祉課                      |
| 虐待防止ネットワークの形成    | 常陸太田市子どもサポートネットワークの開催や児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待防止に向け、早期発見・早期対応への取り組みを行う。                              | 子ども福祉課                     |
| 障害者差別問題相談窓口      | 障害者差別解消法に基づき、障がい者差別に関する相談窓口を設置する。                                                                | 社会福祉課                      |

| 常陸太田市の主な事業 | 内 容                                               | 関係部課等 |
|------------|---------------------------------------------------|-------|
| 緊急通報体制整備事業 | 高齢者のみの世帯に対し、消防本部に通報する緊急通報用電話機、ペンダント型無線発信機等の貸与を行う。 | 高齢福祉課 |

## ●基本施策2 地域の共助力を強化します

### ○ 防災活動を支援します

- ・地域の非常事態に備えた適切かつ迅速な初動態勢確立のため、自主防災会<sup>13</sup>等の共助力の強化を支援します。

### ○ 地縁組織等の体制強化を支援します

- ・公的なサービスや制度では不十分な地域課題に対応するため、町会や自治会等地縁組織の体制充実と市社会福祉協議会支部<sup>14</sup>の体制強化を支援します。

### ○ 市民団体等の育成を支援します

- ・地域福祉の主要な担い手であるNPO<sup>3</sup>・市民団体等の育成を支援します。

| 常陸太田市の主な事業         | 内 容                                                                       | 関係部課等   |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------|
| 自主防災会への支援          | 地域の防災力向上のため、自主防災リーダー研修会の開催、自主防災会の防災訓練への支援、協力及び補助金交付、いばらき防災大学費用助成金の交付等を行う。 | 防災対策課   |
| ハザードマップの作成・配付      | 防災情報の周知及び迅速な避難の実施を図るため、災害や防災に関する情報、災害が予測される区域、避難所等を記載したハザードマップを作成し、配付する。  | 防災対策課   |
| 町会・自治会の活動支援        | 補助金・備品貸出し等の地域活動支援を行い、地域活動の活性化を図る。                                         | 市民協働推進課 |
| 地域における防犯パトロール活動の推進 | 自警団に対し、警察と連携した情報を提供し、防犯パトロール活動の支援を行う。                                     | 市民協働推進課 |
| NPO・市民活動の支援・育成     | NPOの設立や活動、その他市民活動に関する相談等の支援を行う。                                           | 市民協働推進課 |

## 基本目標5 地域福祉を進めるための環境を整えます

### ～ 環境をつくる ～

地域福祉の推進には、その中心的な担い手である市民・市社会福祉協議会・行政（市役所）がしっかりと連携・協力していることが重要です。特に市民と市職員あるいは市社会福祉協議会職員，地域の事業者等が相互に信頼の上に連携・協力できる関係づくりを推進します。

また，誰もが安心・安全に暮らせるよう，公共施設等のバリアフリー<sup>48</sup>化はもちろんのこと，民間施設を含めたユニバーサルデザイン<sup>49</sup>の環境づくりを推進します。

### ●基本施策1 市民と市社会福祉協議会・行政（市役所）が協働で地域福祉を推進します

#### ○市社会福祉協議会の体制強化を支援します

- ・地域福祉の中核的な組織である市社会福祉協議会の活動支援及び安定運営等，体制の強化を支援します。

#### ○社会福祉法人等の社会貢献を促進します

- ・社会福祉法人<sup>19</sup>・事業者等などの社会貢献と地域福祉活動の取り組みを促進します。

#### ○市職員の地域福祉への参画を図ります

- ・地域福祉の理解と地域活動等への参加を促進します。

| 常陸太田市の主な事業             | 内 容                                                                              | 関係部課等                                |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 地域ふくし懇談会の開催（再掲）        | 地域の身近な生活課題について，ワークショップ形式により，市民同士が気軽に直接意見を交わし，地域福祉の理解を深めるとともに，福祉のまちづくりの市民活動を促進する。 | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会                    |
| 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の一体的策定 | 理念や基本目標を共有する地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定することにより，市民協働による福祉のまちづくりを推進する。                 | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会                    |
| 社会福祉法人の社会貢献活動の促進       | 社会福祉法人による公益的な活動（地域の高齢者，子ども，障がい者，生活困窮者等に関する生活課題の解決への対応等）が積極的に展開されるよう必要な調整を図る。     | 社会福祉課<br>高齢福祉課<br>子ども福祉課<br>市社会福祉協議会 |

48 バリアフリー 高齢者や障がいのある人などが生活していくうえで，物理的に障壁となる段差などを除去した状態をいう。広義的には，障がい者などの社会参加を困難にしている社会的，制度的，心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる場合もある。

49 ユニバーサルデザイン 障がいの有無や年齢，性別，国籍，人種，体格等にかかわらず，予め計画の段階から誰もが利用しやすいよう配慮し設計されたもの。

## ●基本施策2 地域福祉を推進する環境整備を進めます

### ○ バリアフリーを推進します

- ・ 公の施設は、バリアフリー<sup>48</sup>化を推進するとともに命を守る地域の緊急避難場所としての整備を推進します。

### ○ 生活環境の改善を図ります

- ・ 誰もが生活上の支障を解消できるよう生活環境を改善します。

### ○ 地域福祉活動拠点の確保と整備を支援します

- ・ 地域福祉活動の拠点整備を進めます。

| 常陸太田市の主な事業         | 内 容                                                                                                                                   | 関係部課等                    |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 移動支援事業             | 障がい者の日常の外出及び余暇活動等，社会参加における外出時の移動支援を行う。                                                                                                | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会        |
| 重度心身障害者通院通所交通費助成   | 重度の心身障がい者が，医療機関又は機能回復訓練のための通院通所に要する交通費（タクシー）の一部を助成する。<br>*ただし，自動車税減免の方は除く。                                                            | 社会福祉課                    |
| 外出支援サービス事業（医療機関送迎） | 市内の医療機関等の通院のためのタクシー送迎に係る運賃の一部を助成する。また，旧町村地区内の通院送迎サービスを行う。                                                                             | 高齢福祉課<br>市社会福祉協議会        |
| 教育・保育施設における防災対策    | 災害時における子どもの安全確保のため，避難訓練や防災教育の推進に努める。教育・保育施設の設備の安全性の確保や避難路の安全確認，避難方法，保護者との連絡方法の確認を行い，日頃からの防災・減災に努める。また，教職員が災害時により適切に対応できるよう，継続的な研修を行う。 | 子ども福祉課<br>教育総務課          |
| 公共施設の施設内禁煙化の推進     | たばこを吸う人，吸わない人への健康影響を防ぐために行う市庁舎，公民館，体育館，学校などの禁煙対策                                                                                      | 健康づくり推進課<br>各施設管理者       |
| 小地域福祉活動支援（再掲）      | 市社会福祉協議会支部主体の活動運営を支援する。                                                                                                               | 社会福祉課<br>市社会福祉協議会        |
| ひとにやさしい道路・公園の整備    | 高齢者や障がい者・小さい子ども連れの方等，誰もが安全で安心して快適に利用できるように，段差や勾配・幅員等に配慮した都市施設の整備を行う。                                                                  | 都市計画課                    |
| 地域公共交通網の形成         | 市民のライフステージや地域の特性に合わせ，快適な外出が可能になるよう公共交通網の構築を図り，高齢者を中心とした移動方法の変化に合わせた支援も行う。                                                             | 企画課<br>常陸太田市地域公共交通活性化協議会 |



# 第4章

## 地域福祉活動計画の施策

## 第4章

## 地域福祉活動計画の施策

### 市民と市社会福祉協議会の取り組み

第4章は、行政（市役所）と協働して福祉を進める、市民と市社会福祉協議会の課題と活動内容が描かれています。それは、少子高齢化や過疎化が進行する中で、私たち市民の思いと行動が「市民の幸せづくり」にとっても大切になってきているからです。

さらに、第5章では19地区に分かれている市社会福祉協議会支部ごとの活動方針が整理されています。もちろん、町会・自治会や各種福祉団体、事業所の力が絶対に必要です。したがって、地区ごとの地域ふくし懇談会が幾度も行われてきました。その結果が、第4・5章に他なりません。

これから5年間の「市民のための市民による市民の幸せづくり計画」です。いろいろな困難が待ち受けているに違いありません。旅の途中で倒れてしまうこともあるかもしれません。しかし、この計画は、私たちの幸せのためにだけ検討・策定されたものではありません。5年後、10年後にこの常陸太田市に生まれてくる命や、この地に幸せを求めて移り住んでくる市民のためにも考えられたものです。

もうすでに、その活動に着手している地区も決して少なくありません。その行動に尊敬の念を抱きながら、活動を全市的に広げていく必要を強く意識した内容となっています。「学びながら広げる」「広げながらつながる」ということです。

この地に生き、この地に暮らす市民が幸せでなければなりません。そのためには、行政（市役所）と市民そして多くの団体や組織が力を合わせるシナリオが必要です。

第4・5章は「常陸太田市の幸せづくり」への市民の決意とメッセージです。

「ともに幸せに、そして、ともに幸せづくりに」というメッセージです。

未来へのメッセージです。

市社会福祉協議会は、1年365日、その活動の中核に位置し続けます。そして、市民と行政（市役所）と、強いつながりを維持しながら邁進していきます。

常陸太田市社会福祉協議会

常陸太田市地域福祉活動計画においても、地域福祉計画の「地域福祉推進の基本方針」・「基本理念」・「基本目標」を共有し、施策を展開していきます。

## ○ 地域福祉推進の基本方針

- ・「与えられる福祉」から「共に活躍できる福祉」を目指します
- ・市民協働をさらに進めます
- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携を図ります

## ○ 基本理念

『あたたかい<sup>なか</sup>つながりの中で  
自分らしく<sup>じぶん</sup>暮らせるまち<sup>く</sup> 常陸太田<sup>ひたちおおた</sup>』

**基本目標1** 誰もが参加できる地域をつくります

～ 誰もが活躍できる ～

**基本目標2** ふれあい、支え合う地域をつくります

～ 誰もがつながる ～

**基本目標3** みんなで見守り、安心できる地域をつくります

～ すぐに見つける ～

**基本目標4** 災害や地域の異変に備えます

～ 日頃から備える ～

**基本目標5** 地域福祉を進めるための環境を整えます

～ 環境をつくる ～

## 基本目標1 誰もが参加できる地域をつくります

### ～ 誰もが活躍できる ～

#### ●基本施策1 情報を知り、学び・体験する機会を充実します

##### ○ わかりやすい福祉情報の広報を進めます

- ・ 市民に必要な情報が届くよう、わかりやすく情報を伝える必要があります。特に情報が届きにくい高齢者や障がいのある人に配慮した福祉情報の広報を進めます。
- ・ 市民が、地域福祉活動に関心を持ち、参加するきっかけになるよう、広報紙やホームページなどで、福祉に関する情報をお届けします。
- ・ 各種の行事に関する情報は、インターネットなどを活用し、より身近に福祉活動の雰囲気や楽しさが伝わるよう、わかりやすい効果的な情報発信を行います。
- ・ 市社会福祉協議会が、市民に十分知られていない状況があることから、市社会福祉協議会支部活動を含む市社会福祉協議会の活動について、組織や取り組みをわかりやすく広報します。
- ・ 社会福祉法人<sup>19</sup>をはじめ、福祉事業者等による社会貢献や地域貢献が求められています。社会福祉法人をはじめとする団体による地域行事への参加・協力や施設開放、人材派遣などが進むよう、福祉施設や企業などに対する働きかけを進めます。

## 主な取り組み

- 広報紙「おおたの福祉」をより読みやすく、わかりやすく充実した内容にします
- ホームページで新着情報をお知らせします

## 【新規事業】

- 市社会福祉協議会支部から広報特派員を募り、広報紙「おおたの福祉」に支部活動の記事を掲載します
- 「おおたの幸せガイドブック」をつくります
  - ・ボランティア活動や市民活動への参加について、わかりやすく紹介します。
- 社会福祉法人、企業、団体に対して福祉情報を発信します
- インターネットを利用した情報配信サービスを活用し、市民に新着情報をお届けします

## ■ 広報紙「おおたの福祉」

市社会福祉協議会の活動や福祉の行事などをお知らせする広報紙で、全戸配布しています。



■市社会福祉協議会ホームページ

URL(アドレス) <http://www.ho-shakyo.jp/>



## ■市社会福祉協議会支部の広報紙

支部活動の情報を市民に伝える広報紙です。



## ○ 地域福祉活動・ボランティア活動の充実・支援を進めます

- ・ 1年365日，常陸太田市のどこかで，誰かの幸せのためにボランティア<sup>2</sup>が活動しています。地域福祉活動・ボランティア活動がもっと広がるよう，市社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターが支援します。
- ・ ボランティア団体等の活動を進めるため，相談支援・コーディネート機能を高め，ボランティア団体の研修や組織運営を支援します。
- ・ 在宅福祉サービスセンター事業，ファミリーサポートセンター事業を通じて，高齢者や障がい者の生活支援や子育てに関するボランティアの育成，活動の場・機会の提供を進めます。
- ・ 市内では多くのボランティア活動が行われています。今後は，さらにボランティア養成を行うとともに，ボランティア同士の交流の場をつくり，活動の輪を広げていきます

|                                  |                     |
|----------------------------------|---------------------|
| 市社会福祉協議会登録ボランティア数<br>※平成28年9月末現在 | 団体：120団体<br>個人：177名 |
|----------------------------------|---------------------|

### 主な取り組み

- ボランティア・市民活動センターを充実します
  - ・ ボランティアコーディネーターの育成
- ボランティア研修会を開催します
  - ・ ボランティアの交流や，活動を進めるための研修会 年1回以上
- ボランティア・市民活動のきっかけづくりを充実します
  - ・ 広く市民向けの講演会 年1回
  - ・ ボランティア・カフェ 年12回
- 福祉まつりを開催します 年1回
- ボランティア連絡協議会の運営を支援します
- 企業・団体等の社会貢献活動を支援します
- 在宅福祉サービスセンター「ほのぼのおおた」を充実します
- ファミリーサポートセンター「ほのぼのおおた」を充実します



## ■ボランティア研修会

ボランティアの交流や情報交換，活動に活かせる研修を行います。



## ■ふくし講演会

ボランティア・地域福祉活動を広げるための市民向けの講演会です。



## ■福祉まつり

地域福祉活動・ボランティア活動の発表や交流のための行事です。



## ■ボランティア・カフェ

気軽な雰囲気、ボランティアをテーマにした集いの場です。

- ・年12回開催
- ・開催にあわせて，活動に活かせる内容のミニ講座を開催します。



## ●基本施策2 地域福祉活動を担う人材を育成します

### ○ 福祉の担い手を育成します

- ・地域福祉を進めるためには、活動を支える担い手の育成が不可欠です。これからボランティア<sup>2</sup>を始めようとする人のための講座や、地域での活動をリードするリーダー育成のための研修会などを開催し、担い手の育成を進めます。
- ・新たな地域ニーズに対応するために、今までにない新しいボランティア活動を積極的に支援します。
- ・高齢化に伴い、介護を必要とする人が増えています。安心して暮らせる地域づくりのために、介護の知識や技術を持つ人を育てます。

### 主な取り組み

- 気軽に参加できるボランティア養成講座を開催します
  - ・ボランティア・カフェ開催時のミニ講座 年12回
- いきいき介護ヘルパー養成研修会を開催します
  - ・研修内容 介護の基礎知識、介護技術等
  - ・これまでの受講者数 延464名（学生184名・一般280名）  
(平成15～28年度)
- ボランティアが輝く場所（活動場所）を増やし、講座から実践へのつながりを支援します

### 【新規事業】

- ボランティア・リーダー研修会を開催します
  - ・ボランティア・地域福祉活動を推進するリーダー養成の研修会 年1回

## ■ ボランティア・カフェ開催時のミニ講座

楽しみながらボランティア活動につなげます。



らくらくお掃除講座



コーヒーボランティア養成講座

## ■ いきいき介護ヘルパー養成研修会

家庭の介護技術の向上と、地域で福祉を担う人づくりをめざして開催しています。  
介護の基礎知識や介護技術などを学びます。



介護実習・実技



調理実習



修了式

## ○ 福祉・人権教育を支援します

- ・地域福祉を進める人を増やすには、子どもの頃からの福祉教育がとても重要です。子どもたちの理解度に応じたわかりやすい「福祉活動メニュー」をつくり、学校やボランティアなどと協力して、子どもたちの心を育てる福祉・人権教育を支援します。
- ・地域では、地域の課題に関心を持ち、参加につながる必要があります。幅広い年代の人に、地域福祉の現状や支え合い・助け合いの大切さを伝える出前講座を行い、福祉への理解を進めます。
- ・障がいに関する理解や受け入れを促進するため、研修会などを開催し、啓発を図ります。

### 主な取り組み

#### ○学校での福祉・人権教育を支援します

- ・福祉体験ボランティアの紹介や、福祉講座への職員派遣をします。
- ・福祉体験用具を貸し出し、福祉授業を支援します。
- ・理解度に応じた多様な「福祉活動メニュー」を提案します。

#### ○福祉教育推進校の活動を支援します

- ・福祉・人権教育に取り組む福祉教育推進校

小学校13校・中学校7校（平成28年度）

#### 「福祉教育推進校」

市社会福祉協議会が、児童生徒のボランティア・福祉活動を支援するため、市内の小・中学校を福祉教育推進校に指定しています。

#### ○子どもたちの福祉理解・体験を推進します

- ・中学・高校生福祉チャレンジセミナーの開催

#### ○教職員が福祉理解を深める研修を進めます

- ・教職員福祉セミナーの開催

### 【新規事業】

- 地域で福祉出前講座を開催します（障がいの理解を含む内容とします）

## ■中学・高校生福祉チャレンジセミナー

手話、点字、車いす、福祉施設実習などの体験講座です。



## ■教職員福祉セミナー

市内の教職員を対象に、福祉体験を通して福祉体験学習の意義や取り組みについて研修します。



## 基本目標2 ふれあい、支え合う地域をつくります

### ～ 誰もがつながる ～

#### ●基本施策1 みんなが顔見知りになる機会をつくります

##### ○ 身近な人たちの交流や支え合いを促進します

- ・身近な地域での交流や支え合いの大切さについて啓発します。
- ・地域福祉を進めるためには、市民による課題の発見・解決の取り組みが必要です。地区ごとの「地域ふくし懇談会<sup>35</sup>」の開催を支援し、地域交流や支え合いを進めます。
- ・認知症<sup>22</sup>になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。
- ・市社会福祉協議会支部<sup>14</sup>の交流事業を支援するとともに、地域の団体に対しレクリエーション用品を貸し出すなどの支援を行います。

#### 主な取り組み

- 市社会福祉協議会支部活動の充実を支援します（財政・活動支援等）
- 地域ふくし懇談会を推進します
  - ・地区ごとのワークショップの開催
- 認知症サポーター養成講座（市受託）を開催します
  - ・地域住民、企業・商店のほか、全小学校で開催します。
  - ・これまでのサポーター数 延べ4,410名（平成21～28年度）
  - ・認知症啓発を進め、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを広げると同時に、認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の人に寄り添って、その生活を支える認知症パートナーを広げる取り組みを検討します。
- レクリエーション用具を貸し出します

## ■ 地域ふくし懇談会

～ 地域の課題を話し合う場づくり ～

市社会福祉協議会支部が主催し、地域の課題を出し合い、地域みんなのできることを考えます。



## ■ 認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識や接し方などを学び、認知症の人やその家族を見守るサポーターを養成します。



## ■ 認知症パートナー

今後、認知症の人がますます増えることが予想されます。常陸太田市では、これまでに4,000人を超える人が、認知症サポーター養成講座を受講し認知症について学びました。

今後は、知識を活かして、認知症の人に寄り添って助け合う仲間（パートナー）が必要です。認知症予防の知識を広げ、地域みんなで認知症予防に取り組むための仲間でもあります。

## ●基本施策2 楽しく集い、語り合える場づくりや地域の良さを共感できる機会をつくれます

### ○ 小地域での ふれあいサロン（たまり場）活動を支援します

- ・ ふれあいサロン<sup>47</sup>（たまり場）の目的や大切さなどを，広報紙やホームページを活用し周知・啓発します。
- ・ ふれあいサロン（たまり場）が，歩いて行けるできる限り身近な場所で行われるよう，立上げから運営までを積極的に支援します。
- ・ 子どもから高齢者まで，市民が気軽に楽しく集う場になることを目指します。

### 主な取り組み

- ふれあいサロン（たまり場）立上げを支援します（財政・企画支援）
  - ・ 現在，市内に61か所あるふれあいサロン（たまり場）活動を，市内全域に広げます。 目標 100か所
  - ・ 町内会，老人会等の活動をふれあいサロン活動につなげるお手伝いをします。
- ふれあいサロン運営者のための情報交換・研修会を開催します
  - ・ サロンボランティア同士の交流や情報交換の場を設けます。
  - ・ サロン内容の研修会を行います。（レクリエーション，物づくり等）
- ふれあいサロン運営費の一部助成をします

### 【新規事業】

- ふれあいサロン活動（たまり場）の情報紙をつくれます
  - ・ 地域の人達に，身近なふれあいサロン（たまり場）活動を知ってもらう機会をつくれます。

## ■サロンボランティア研修会

ふれあいサロン活動に取り入れることができるレクリエーションなどの研修です。



レクリエーション研修会



物づくり研修

## ■ふれあいサロン（たまり場）

市内各地で行われています。



ピュア内堀



山下なかよし会



世矢支部ふれあいサロン会



金郷支部なごやかサロン

## ○ 市社会福祉協議会支部活動を推進します

- ・市社会福祉協議会支部<sup>14</sup>は、地域の人々によって運営され、地域交流の機会づくりや各種福祉事業など、地域福祉を進める大きな役割をはたしています。  
今後はさらに、地域の幸せづくりのために市社会福祉協議会支部の運営を支援し、見守り活動など地区で支え合うしくみづくりが進められる必要があります。
- ・さまざまな機会をとらえ、特に20～30歳代や居住年数の短い人に対し、市社会福祉協議会支部や地域団体の活動の周知・啓発を図り、市社会福祉協議会支部への参加促進に取り組みます。
- ・市社会福祉協議会支部や地域団体の活動などの充実のため、地域のニーズに応じた人材育成の講座・研修会を進めます。

### 主な取り組み

- 市社会福祉協議会支部活動の充実と支援に取り組みます（財政支援・運営支援）
- 福祉バザーによる支部活動の財源づくりをします
- 市社会福祉協議会支部間の情報交換の機会づくりをします
  - ・年1回 支部連絡会を開催し、支部間の交流と意見交換の機会をつくれます。

### 市社会福祉協議会支部活動の主な財源

- ・市社会福祉協議会会費の一部
- ・市補助金
- ・赤い羽根共同募金からの配分金
- ・善意銀行からの配分金
- ・福祉バザー益金

市社会福祉協議会支部は、主に地域の皆さまから寄せられた善意で運営されています。

## ■市社会福祉協議会支部の活動

市社会福祉協議会支部は、市内19の地区に設置されています。町会長、民生委員・児童委員をはじめ、地域の各種団体の代表者が運営委員となり、多くの人が参加して福祉を進める各種事業に取り組んでいます



福祉体験教室（佐竹支部）



男の料理教室（郡戸支部）



三世代交流事業（佐都支部）



水府小・学区ふれあいデー（染和田支部、天下野支部、高倉支部）



ふれあいサロン（小里支部）



ふれあい交流事業（賀美支部）

## 基本目標3 みんなで見守り，安心できる地域をつくります

### ～ すぐに見つける ～

#### ●基本施策1 困りごとを相談する場を充実します

##### ○ 身近な相談窓口を充実します

- ・相談は課題解決の出発点です。だれもが気軽に相談できる体制づくりが必要です。身近な相談先として，市社会福祉協議会支部活動やふれあいサロン<sup>47</sup>(たまり場)活動などでの相談など，市民が主体の相談窓口づくりを進めます。
- ・市社会福祉協議会の各種相談窓口と外部の相談機関との連携を一層強め，いろいろな課題を抱える市民が相談窓口に来て，支援ができる体制づくりを進めます。
- ・同じ課題を抱える人たちによる当事者団体の活動はとても重要です。当事者団体の支援・連携により課題解決につなぐしくみをつくります。

#### 主な取り組み

- 気軽に身近な相談窓口づくりを進めます（電話相談・訪問相談・職員研修）
- 地域包括支援センターがより相談しやすい窓口となるよう，体制の充実を図ります
- 心配ごと相談・法律相談を進めます
- 当事者団体の支援と連携の充実を図ります

#### 【新規事業】

- ふれあいサロン（たまり場）での気軽な相談先づくりを進めます

## ●基本施策2 地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます（地域包括ケアシステム等）

### ○ 地域と専門機関のネットワークをつくります

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、健康でいるための保健サービス、病気になったときの医療、介護が必要になったときや困ったときの福祉サービスなどを、自宅の近くで利用できることが必要です。  
そのような地域包括ケアシステム<sup>32</sup>の構築に向けて、地域包括支援センター<sup>15</sup>が中心になって専門機関のネットワークをつくります。
- ・高齢者だけでなく、生活に困窮している人やいくつもの問題を抱える人の自立を支援するために、医療・保健・福祉分野、地域の民生委員・児童委員<sup>4</sup>やボランティア<sup>2</sup>など様々な立場の人の連携を進めます。
- ・町会・自治会や民生委員・児童委員、専門機関等との意見交換・情報共有の場を設け、困っている人の早期発見や地域課題の把握を行います。

### 主な取り組み

- 地域包括支援センター（市受託）の運営の充実・強化を図ります
- 地域ケアシステム推進事業（市受託）を進めます
  - ・見守りネットワークの充実
  - ・キーパーソン会議の開催
  - ・市社会福祉協議会支部の活性化
  - ・認知症サポーターの活躍
- 専門機関との連携強化を図ります
- 生活福祉資金・小口資金貸付事業により、生活困窮世帯支援を進めます

## ■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域や自宅で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他の日常生活の支援などの総合的な相談窓口です。

介護、福祉、医療、認知症の対策、虐待防止など、必要な支援が継続的に受けられるようアドバイスや関係機関との連絡・調整などをします。

社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどが配置されています。

・本所【担当地区：常陸太田・金砂郷】

（市総合福祉会館内） TEL 0294-72-8881

・サブセンター【担当地区：水府・里美地区】

（常陸太田市役所水府支所内） TEL 0294-70-5678

## ■地域ケアシステム推進事業

支援が必要な人に対し、民生委員・児童委員や市民の協力により、見守りネットワークをつくり、日頃の見守りをします。また、困難な課題を抱えている人に対しては、関係機関が連携して総合的に支援します。高齢者だけでなく家族を対象としたファミリーケアを行います。

## ■見守りネットワーク（地域ケアシステム推進事業）

高齢者や障がい者など支援の必要な人に対して、民生委員・児童委員を中心に、近隣の協力者により日頃の見守りを行います。

## ■キーパーソン会議

民生委員・児童委員と福祉関係者が、見守り対象者の情報を共有し、支援の方法や地域の状況などを話し合います。

## 基本目標4 災害や地域の異変に備えます

### ～ 日頃から備える ～

#### ●基本施策1 地域の要支援者を適切な支援につなげます

##### ○ 身近な地域での見守り活動の充実・支援を進めます

- ・ 見守りネットワーク活動の強化，民生委員・児童委員<sup>4</sup>活動の支援や福祉施設と地域との連携づくりにより，災害時における地域での要配慮者<sup>38</sup>の支援体制の充実を図ります。
- ・ 災害時に，高齢者，障がい者，乳幼児など特に配慮が必要な人のために開設される福祉避難所の運営に協力します。
- ・ 避難行動要支援者名簿<sup>28</sup>への登録について，日頃行われるふれあいサロン<sup>47</sup>や交流事業などで，取り組みの趣旨について理解を求めるなどの協力をします。

#### 主な取り組み

- 見守りネットワークを推進します（地域ケアシステム推進事業）
- 災害時に介助員を派遣します
- 地域の市民団体や福祉施設と社会福祉協議会支部の連携を強化します
  - ・ 町会・自治会等の地域の団体と協力して，見守りを進めます。

## ●基本施策2 地域の共助力を強化します

### ○災害に備えた体制を整備します

- ・災害ボランティアを養成するとともに、災害時のボランティア受け入れ体制の整備に向け、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。
- ・災害ボランティアセンター設置マニュアルを整備し、災害時に向けた体制を整えます。

### 主な取り組み

- 災害ボランティア養成研修会を開催します 年1回
- 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施します 年1回

### ■災害ボランティア養成研修会

災害発生時に活躍するボランティアを養成する研修会です。災害を想定し、災害ボランティア活動の流れや注意点、避難所での支援の方法などを研修します。



## ■災害ボランティアセンター

災害発生時に、災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。近年、大きな災害の被災地のほとんどに設置・運営されています。常陸太田市で大きな災害があった時は、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置することになっており、被災者のニーズの把握、ボランティア活動に必要な機材の準備、ボランティアの受け入れ・派遣などを行います。

## 基本目標5 地域福祉を進めるための環境を整えます

### ～ 環境をつくる ～

#### ●基本施策1 市民と市社会福祉協議会・行政（市役所）が協働で地域福祉を推進します

##### ○市社会福祉協議会の機能を強化します

- ・地域福祉を進めるためには、市民の参加を支援し、市民協働<sup>6</sup>による福祉のまちづくりを進める必要があります。多様化する生活課題に対応し、地域のニーズに応えるために、地域に対するきめ細かな活動ができるよう、専門性を高める職員研修を継続して行います。
- ・各種事業を推進するための適切な体制の整備・充実が不可欠であり、市社会福祉協議会の役割を十分に発揮できる事務局体制の充実を図ります。
- ・市社会福祉協議会の財源は会員からの会費によるところが大きいため、会員加入の理解促進を図るとともに、自主事業の検討、自主財源の確保、補助金の確保など財政基盤の安定に向けて取り組みます。

#### 主な取り組み

- 事務局体制の整備・充実を図ります
  - ・研修体制の整備
    - 自主研修の開催，外部研修への参加促進
  - ・事業を展開できる必要人員の確保
  - ・コミュニティ・ソーシャルワーカーの育成と配置
- 事業の効率化と財政基盤の安定を図ります
  - ・自主事業の検討
  - ・自主財源の確保
  - ・補助金の確保

## ■コミュニティ・ソーシャルワーカー

生活上の課題を抱えている人や家族に対し、制度の利用援助や福祉専門職・関係機関との連携により生活を支援します。

また、その人が暮らす地域に対して、課題をお知らせし、住民のつながりづくりなど地域に対して支援します。

今ある制度だけでは解決できない人の相談に応じ、公的なサービス以外の支援の開発を働きかけ解決をめざすなど、個別支援，地域支援，支援の環境づくりなどを行います。

## ●基本施策2 地域福祉を推進する環境整備を進めます

### ○福祉財源を確保します

- ・地域福祉を進めるための財源は、市補助金のほか、善意銀行、赤い羽根共同募金への寄付金や、社会福祉協議会会員会費、福祉バザー益金などとなっています。
- ・地域で集められたお金がどのように地域で使われるのかを広報し、福祉に対する理解と協力を広げ、財源の確保に努めます。

### 主な取り組み

- 善意銀行を推進します
- 赤い羽根共同募金運動を推進します
- 社会福祉協議会会員会費の確保を進めます
- 福祉バザーを開催します（地区ごとに開催）

#### ■善意銀行

市民の皆さんの“善意の金品”を預託（寄付すること）していただき、それらを必要とする人や施設・団体などに払出し（活用すること）、みんなが幸せになれる福祉のまちづくりを推進するための銀行です。

#### ■赤い羽根共同募金

「じぶんの町を良くするしくみ」をスローガンに行われる募金活動です。民間の社会福祉を推進することを目的に10月1日から12月31日まで全国一斉に行われます。寄付金は、一旦県の共同募金会に集められた後、市社会福祉協議会を通じて地域福祉活動のために使われます。赤い羽根が目印です。

## ○ 地域福祉活動を進める拠点を確保します

- ・ 地域の実状に合わせたきめ細かな福祉活動を進めるためには、市民の情報交換や集いの場となる活動の拠点が必要となっています。

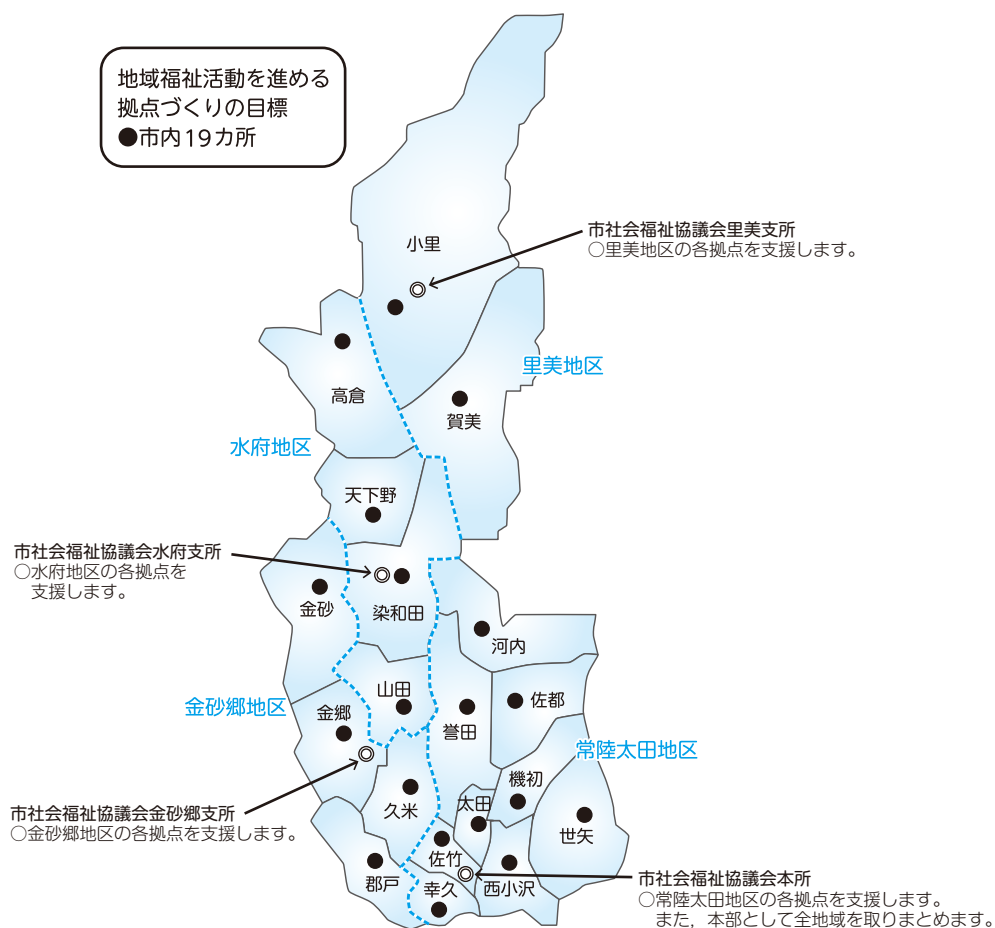
また、人と人とのつながりをつくるために、身近な地域の中で、世代をこえた多くの人が気軽に集まれるふれあいサロン<sup>47</sup>(たまり場) が求められています。

地域の各種団体と協力して、市民による拠点づくりを支援します。

### 主な取り組み

#### ○市社会福祉協議会支部活動を支援します

- ・ 現在、地域の福祉活動を進めるために、市社会福祉協議会の4拠点があります。今後は、支部ごとに市内19か所の拠点ができるように支援します。





# 第5章

## 地区地域福祉活動計画

# おおた 太田地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 8,319人 (男3,997人 女4,322人)
- 世帯数 3,306世帯
- 町 会 宮本町・内堀町・中城町・栄町・東一町・埜町・金井町・東二町  
東三町・木崎一町・木崎二町・山下町・西三町・西二町・西一町  
寿町
- 学 区 太田小学校・太田中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・歴史あるまち
  - ・ボランティア活動が活発 など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・高齢者が集まり語り合える場が少ない
  - ・近所づきあいが希薄，交流が少ない など
- 地域ふくし懇談会 平成28年8月25日 19名
- 計画まとめ会議 平成29年1月18日 14名
- 参加関係団体等 社協支部，町会，民生委員・児童委員，老人会，  
公民館，ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン 絆を深めて なごみの場

### 目標1 集まる機会を作ろう！

- ・ 地域住民のつながり，声かけの機会を多く作ろう！
- ・ 井戸端会議をしよう！
- ・ 縁側的な集会場所を作ろう！
- ・ 集会所・駅・公園・空き家を活用しよう！
- ・ 広報で呼びかけ，回覧板を回すときの声かけを心がけよう！
- ・ リーダーをつくりみんなで進めよう！

### 目標2 防災訓練を行い災害時に備えよう！

- ・ 防災訓練を続けよう！
- ・ 地域みんなが参加できる工夫をしよう！（合同開催等）
- ・ 災害時に助けが必要な人を確認しよう！
- ・ 日頃の声かけを心がけよう！
- ・ 地域の異変に備えよう！

＊災害だけでなく・・・

事件にまきこまれていないか

認知症になっていないか

虐待がおきていないか など

### 具体的な とりくみ

☆ 今後も地域の課題をみんなで知り，話し合いをつづけます

# はたそめ 機初地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 4,855人 (男2,377人 女2,508人)
- 世帯数 1,687世帯
- 町 会 幡町・四季の丘はたそめ・三才町・西宮町・田渡町・長谷町  
高貴町
- 学 区 機初小学校・瑞竜中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・山，川，田園風景等の自然が豊か
  - ・歴史的建造物がある など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・町内全体での交流が少ない
  - ・高齢者同士のつながりが希薄である など
- 地域ふくし懇談会 平成28年 8月27日 31名
- 計画まとめ会議 平成28年 9月12日 11名  
平成28年11月28日 25名
- 参加関係団体等 社協支部，町会，民生委員・児童委員，老人会，公民館，  
ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン

ふれ<sup>あい</sup>♡のまち 元気はたそめ具体的な  
とりくみ

## 目標 地域住民の交流をすすめます

## 1, 地域全体でイベントを行い、地区の活性化を図り、住民の絆を深めます

## ◎「オール機初 スポーツ大会」を実施します

- ・ 例年の「スポーツ大会」に、みんなが参加できる種目を増やし（ソフトバレーボール等）、老若男女が参加できるスポーツ大会にします（会場：機初小学校）
- ・ 各種団体に積極的に声をかけ、みんなで協力して行います

## ◎「機初地区夏祭り」を検討します

～ オール機初 サマーフェス（仮称）～

- ・ 夏祭りの開催に向けて、各種団体が話し合います

いろいろな年代の方が参加できる企画をします  
「浴衣コンテスト」／盆踊り大会／三才太鼓／  
カラオケ大会／とん汁配布 等

## 2, 広げよう 笑顔のあいさつ

- ・ 環境整備（草刈り等）を通じて、地域住民同士の交流を深め、誰でも、気軽にあいさつし合える環境をつくります

## 3, いつもにこにこ ラジオ体操

- ・ 健康増進とご近所のコミュニケーションを図るため、班単位でラジオ体操を行います（定期開催を検討します）

☆ 地域の課題を知るために、今後も話し合い、見直しをしています

# にしおざわ 西小沢地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 2,010人 (男991人 女1,019人)
- 世帯数 693世帯
- 町 会 岡田町・小沢町・内田町上・内田町中・内田町下・落合町・堅磐町  
上土木内町・沢目町
- 学 区 西小沢小学校・峰山中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・元気な高齢者が多い
  - ・子どもたちが元気にあいさつできる など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・高齢者のコミュニティの場が少ない
  - ・買物が不便 など
- 地域ふくし懇談会 平成28年6月20日 35名
- 計画まとめ会議 平成28年7月22日 18名
- 参加関係団体等 社協支部、町会、民生委員・児童委員、老人会、公民館、ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン たまり場に集合！

### 具体的な とりくみ

### 目標1 たまり場に集合！

(1) 仲間づくりをすすめよう！

- ① サークルやお茶のみを通した、人のつながりをつくり出す
- ② 集会所や資源ごみ集積場等を活用します
- ③ シニアクラブの活動を広げ、元気なシニアを！

(2) たまり場の目印「のぼり旗」

“たまり場”の旗を作って、住民の理解をすすめます

### 目標2 みんなで知ろう！

#### 高齢者生活支援サービス

- (1) 地域で利用できるサービスを支部広報紙でお知らせします
- (2) 広報委員に民生委員が入ります
- (3) 民生委員が相談窓口になります

### ～ 今後の課題として ～

☆買い物・通院の安心をみんなで考えます

☆ 地域の問題をみんなが知るために

- ・ 年に1回、この計画について協議して見直しをします
- ・ 町会長、民生委員、支部役員の話し合いを継続します

# さきく 幸久地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 1,857人 (男913人 女944人)
- 世帯数 652世帯
- 町 会 上河合町・下河合町・藤田町・栗原町・島町
- 学 区 幸久小学校・峰山中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・田，畑，川と自然に恵まれている
  - ・地域住民一体となった行事がある など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・サロン会の参加が少ない
  - ・川の氾濫・水害などの防災対策 など
- 地域ふくし懇談会 平成28年 6月16日 35名
- 計画まとめ会議 平成28年 6月30日 15名
  - 平成28年 9月 6日 16名
  - 平成28年 9月26日 28名
  - 平成28年10月25日 16名
- 参加関係団体等 社協支部，町会，民生委員・児童委員，老人会，公民館，ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン

## ふれあいのまち♡幸久

具体的な  
とりくみ

## 目標1 ふれあいを広げよう！

- ・ ふれあいの場を増やそう！
- ・ 住民みんなで、積極的に行事に参加しよう！
- ・ 何歳でも、自分ができることで活躍する幸久をめざそう！
- ・ 回覧板まわしの時の「ひと声かけ運動」
- ・ ふれあい訪問 ～ 子どもたちからの手紙をそえて ～
- ・ 回覧板「幸久版」～ 地域のことを みんなで知ろう ～  
サロン案内状に、福祉サービス情報、ボランティア活動の様子をのせてまわす
- ・ 「ふれあいの日」をつくる

## 目標2 災害に備えよう！

- ・ 災害時の避難要支援者名簿を確認しよう！
- ・ 防災訓練を続けよう！
  - ☆ 子どもから大人まで、みんなが参加して
  - ☆ 学校と連携して
- ・ 災害時の対応をみんなで話し合おう！

☆ 地域の問題をみんなが知るために

- ・ 町会長、民生委員、支部役員の話し合いを継続します
- ・ 年に1回、この計画について協議して見直しをします

# さ たけ 佐竹地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 4,678人 (男2,238人 女2,440人)
- 世帯数 1,638世帯
- 町 会 磯部町・谷河原町・天神林町・佐竹南台・稲木町
- 学 区 佐竹小学校・峰山中学校
- 地域のよいところ (懇談会から)
  - ・シルバークラブの花壇づくり
  - ・天神ばやし太鼓がある など
- 地域の課題 (懇談会から)
  - ・昔は田畑でお茶飲み会ができていたが、今はない
  - ・小さい子どもたちの遊び場が少ない など
- 地域ふくし懇談会 平成28年5月20日 43名
- 計画まとめ会議 平成28年9月 7日 19名
- 参加関係団体等 社協支部, 町会, 民生委員・児童委員, 老人会, 公民館, ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在 (国勢調査)

## スローガン ふれあい ささえ愛 まなび合いの輪を広げよう

### 具体的な とりくみ

#### 目標1 “ふれあい” “まなび合い” の心豊かなまち

- ・ 外に出る機会，（例えば，趣味の会やおしゃべり茶会など）多様な人と人との「ふれあいの場」「情報交換の場」を，週1回程度つくります
- ・ 子どもとの自然体験等を通じた「ふれあいの場」をつくらします
- ・ 祭などのイベント準備から実施活動を，「ふれあいの場」「生きがいづくりの場」ととらえ，多くの住民が参加する工夫をします
- ・ 会合などの場所は，歩いて集まれる所がいいので，町会単位の集会所を利用しやすくします  
例えば，週1回の開放 など
- ・ 関心の高い健康・食・歴史などに関する行事を，町会・公民館・社協などの団体が連携（共催・協賛）して行います

#### 目標2 “ささえ愛” の心優しいまち

- ・ 隣近所で，声かけ・見守り活動を行います
- ・ ゴミだしができない世帯に，隣近所がゴミだしを手伝います
- ・ 買い物は，移動店舗，配送サービスを使うほか，隣近所が買い物を手伝います

#### 目標3 “ひとの輪” の心かようまち

- ・ ボランティアの担い手づくりをします
- ・ 行事について，分かりやすい文書を，回覧や個別配布して周知します
- ・ 隣近所で呼びかけ合って，地域行事の参加者を増やします
- ・ 写真入りの『町会かわら版』を配布してお知らせします

# ほんだ 誉田地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 4,845人 (男2,340人 女2,505人)
- 世帯数 1,884世帯
- 町 会 馬場町上・馬場町下・馬場町真淵・新宿町上・新宿町下・増井町  
下大門町一・下大門町二・上大門町一・上大門町二・瑞竜町一  
瑞竜町二
- 学 区 誉田小学校・瑞竜中学校
- 地域のよいところ(懇談会から)
  - ・西山公園の桜・景色が素晴らしい
  - ・子ども会や老人会のボランティア活動が活発 など
- 地域の課題(懇談会から)
  - ・サロン活動が少ない
  - ・若い人たちとの交流の場が少ない など
- 地域ふくし懇談会 平成28年8月28日 42名
- 計画まとめ会議 平成29年1月23日 10名
- 参加関係団体等 社協支部, 町会, 民生委員・児童委員, 老人会, 公民館,  
ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在(国勢調査)

## スローガン 強めよう 地域の絆

### 目標1 地域の絆を深めましょう！

- (1) 高齢者の安否確認を継続します  
(食事サービス, 友愛訪問の継続)
- (2) ふれあいの場を広げよう！  
(たまり場, ふれあいサロン, 子ども会等)
- (3) 子どもを見守ろう！
- (4) 特別支援学校, 養徳園, くにみとの交流を深めよう！
- (5) ひがん花の郷づくりを継続しよう！

### 目標2 三世代交流会を継続しよう！

#### 具体的な とりくみ

夏祭, 秋祭, どんど焼き, 納涼祭, 町民運動会, 頑張るぞ大門  
など

- (1) 町会長, 社協支部, 公民館, 老人会, 子ども会, P T A,  
地域住民みんなで盛り上げよう！
- (2) 住民同士のふれあい, つながる場を作ろう！
- (3) 外に出る機会を増やそう！

---

☆ これからも地域のことを考え, 話し合いを続けます

# さと 佐都地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 1,552人 (男778人 女774人)
- 世帯数 578世帯
- 町 会 里野宮町・白羽町・茅根町・常福地町・春友町
- 学 区 機初小学校・瑞竜中学校
- 地域のよいところ (懇談会から)
  - ・お米がたいへんおいしい
  - ・伝統行事が継承されている など
- 地域の課題 (懇談会から)
  - ・地域の高齢者を援助する人が高齢者になってきた
  - ・行事の参加者が少ない など
- 地域ふくし懇談会 平成28年7月23日 28名  
平成29年1月28日 26名
- 計画まとめ会議 平成28年8月17日 10名  
平成28年9月 5日 9名
- 参加関係団体等 社協支部, 町会, 民生委員・児童委員, 老人会, 公民館, ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在 (国勢調査)

## スローガン 子どもから高齢者まで ひとりにしないまちづくり

### 目標1 『 高齢者を 地域で見守る まちづくり 』 ～みんなで声かけ・見守ろう！～

- ・ 班内で，高齢者の安否確認をします
  - ・ えん側のような地域をつくれます ～ 地域えん側計画 ～
- えん側・・・だれでもちょっと立ち寄って，おしゃべりができるあったかい場所です
- ・ ご近所情報をみんなで共有します
- ご近所情報・・・ご近所だからこそわかる情報は，困ったときや災害時にとても大切な情報です

#### 具体的な とりくみ

### 目標2 『 地域ワクワクサロン 』 ～ ふれあいサロンを広げます ～

- ・ 子どもと高齢者が，いつでも気軽に集まれる場所をつくれます（空き家の活用も検討します）
- ・ みんなの得意を持ちよって（手づくり料理，昔話，趣味 など）誰もが先生になります
- ・ まとめ役を中心に，継続します

☆ 地域の課題を みんなが知るために

- ・ 年1回，この計画について話し合い，見直しをします

# せや 世矢地区 地域福祉活動計画



- 人 口 5,227人 (男2,544人 女2,683人)
- 世帯数 1,949世帯
- 町 会 小目町・亀作町・真弓町・真弓町真弓ヶ丘団地・大森町
- 学 校 世矢小学校・世矢中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・子どもたちのあいさつが元気
  - ・地区ボランティア協力隊による環境美化 など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・近所づき合いが少なくなっている
  - ・ひとり暮らし高齢者が増えてきている など
- 地域ふくし懇談会 平成28年8月18日 43名
- 計画まとめ会議 平成28年8月18日 10名  
平成28年9月 5日 16名
- 参加関係団体等 社協支部，町会，民生委員・児童委員，老人会，公民館，ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン スマイル 世矢

### 具体的な とりくみ

#### 目標1 ひとり暮らし高齢者に “さりげない”見守りを！

- ・ご近所で、普段から“さりげなく”見守ります

見守りのポイント！

- ・雨戸が開いたか、閉まったか
- ・新聞や郵便がたまっていないか
- ・電気がついたか、消えたか など

そして……

自分の用事の“ついでに”ごみ出しや買い物を手伝います

#### 目標2 常会に入りやすい地域をつくろう！ ～笑顔で声かけコミュニケーション～（真弓町）

- ・ご近所・町会長などで、地域の和をつくります
- ・みんながふれあう機会に（総会や新年会、回覧板を回すときなど）地域のこと（しくみやきまり）を伝えます

#### 目標3 たまり場づくり

- （1）『あなたの笑顔が見たいから』～通学路の整備～（小目町）
  - ・たいせつな子どもたちの安全を守り、地域の連携をつくるためにみんなで通学路を整備します
- （2）『地域の親になろう！』～三世代交流～（亀作町）
  - ・子ども＋親世代＋高齢者の三世代で交流します
- （3）『みんなでラジオ体操』（大森町）
  - ・歩いて行ける場所で、みんなでラジオ体操をします
  - ・仲間づくり、健康づくり、情報交換の場にします

☆ 地域の課題を知るために、今後も話し合い、見直しをしていきます

# かわち 河内地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 1,148人 (男570人 女578人)
- 世帯数 467世帯
- 町 会 町屋町・町屋町北・西河内下町・西河内中町・西河内上町
- 学 区 機初小学校・瑞竜中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・町屋地区の街並み
  - ・文化行事がある（町屋の赤レンガなど） など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・ひとり暮らし高齢者が多くなっている
  - ・若者の定住が少ない など
- 地域ふくし懇談会 平成28年 6月29日 24名
- 計画まとめ会議 平成28年 9月13日 12名  
平成28年10月11日 11名
- 参加関係団体等 社協支部，町会，民生委員・児童委員，老人会，公民館，ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン 河内 ふれあいの街

### 具体的な とりくみ

#### 目標1 みんなが集まる場所をつくります

(1) 多くの人が集まる，交流の場を作ります

集まるアイデアの一例

- ・丸太や廃材，ビールケース等を使って，腰かけ場を作ります

(2) 町会，公民館，社会福祉協議会支部，その他関係団体が連携して事業を行います

※各団体の長が協議する場を持ち，効率的な事業を行います

※各団体の垣根を越えた交流の場・機会を作り，問題意識を共有します

(3) 住民の 生きがいつくり，健康づくり を進めます

(4) バザー等による資金確保を進めます

#### 目標2 災害に備えます

(1) 地域で防災訓練を行います

- ・ AEDや消火器の使い方
- ・ 飲料水の確保
- ・ 炊き出し訓練（豚汁，おにぎり等）

(2) 防災訓練を通して，住民同士のコミュニケーションを図ります

#### 目標3 みんなで高齢者を見守ります

(1) いつでも，みんなで，高齢者を見守ります

(2) 日頃の見守りを，災害時にも活かします

☆ 地域の課題を知るために，今後も話し合い，見直しをしていきます

# くめ 久米地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 5,009人 (男2,439人 女2,570人)
- 世帯数 1,736世帯
- 町 会 久米町・薬谷町・大里町1・大里町2・大平町・玉造町・芦間町  
大方町・岩手町
- 学 区 久米小学校・金砂郷中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・児童のあいさつがよくできている
  - ・元気な高齢者が多い など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・近所づきあいが少なくなっている
  - ・ひとり暮らしで生活に困っている高齢者がいる など
- 地域ふくし懇談会 平成28年7月30日 56名  
平成28年8月27日 57名
- 計画まとめ会議 平成29年2月17日 35名
- 参加関係団体等 社協支部，町会，民生委員・児童委員，老人会，公民館，ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン

ふれあいと絆<sup>きずな</sup> 久米の郷具体的な  
とりくみ

## 目標1 人と地域のつながりをつくろう！

- (1) 地域みんなであいさつ，声かけをしよう
- (2) 地域の共同作業に参加しよう
- (3) 住民同士の交流を進めよう
- (4) 会やサークル活動を活性化しよう
- (5) 地域の交流行事に参加しよう

## 目標2 健康づくりの輪を広げよう♪

- (1) ラジオ体操やウォーキング，軽スポーツなど  
仲間づくりの輪を広げよう

## 目標3 安全・安心なまちをつくろう！

- (1) 防災・避難訓練に参加しよう
- (2) 地域みんなで声かけ・見守りをしよう

今後も地域の課題をみんなで知り，話し合いをつづけます

# ぐんど 郡戸地区 地域福祉活動計画



- 人 口 1,979人 (男957人 女1,022人)
- 世帯数 720世帯
- 町 会 花房町・新地町・松栄町・中野町・小島町
- 学 区 郡戸小学校・金砂郷中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・子ども会が活発（三世代教室等）
  - ・地域の女子会がある など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・各世代を通じた情報交換の場がない
  - ・隣近所のお茶のみ交流が少ない など
- 地域ふくし懇談会 平成29年1月28日 25名
- 計画まとめ会議 平成29年1月28日 13名
- 参加関係団体等 社協支部、町会、民生委員・児童委員、老人会、公民館、ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

スローガン

やさしいまち ぐんど 郡戸

具体的な  
とりくみ**目標1 交流の場をつくろう！**

- (1) ニューサロン会を立ち上げます  
老若男女を問わず、幅広い年齢層が集う  
サロン会を集会所等で開きます
- (2) 様々な交流を行います  
フリーマーケット・花見・料理教室  
歩く会・軽スポーツ・健康教室 など  
場所 旧郡戸幼稚園など

**目標2 探そう！地域の名人（特技）**

- (1) ものづくり・伝統文化など、地域に眠る  
人材（財）を探します

**目標3 笑顔であいさつ 見守り運動**

- (1) だれもがあいさつをします
- (2) 高齢者も 子どもも 地域もみんなで見守ります

---

今後も地域の課題をみんなで知り、話し合いをつづけます

# かなごう 金郷地区

## 地域福祉活動計画



- 人 □ 1,773人 (男822人 女951人)
- 世帯数 592世帯
- 町 会 高柿町・竹合町・箕町・下利員町・中利員町・千寿町
- 学 区 金砂郷小学校・金砂郷中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・夏祭りや運動会，サロン等地域がまとまっている
  - ・ボランティアに取り組む人が多くなってきた など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・日中ひとりである人が多く，交流が少ない
  - ・あいさつをしない人がいる など
- 地域ふくし懇談会 平成28年9月3日 32名
- 計画まとめ会議 平成28年9月8日 15名
- 参加関係団体等 社協支部，町会，民生委員・児童委員，老人会，公民館，ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン

## あいさつと絆で きれいなまち 金郷

具体的な  
とりくみ**目標1 体操教室をすすめます**

～ 地域のつながりで 健康寿命を延ばそう！ ～

- ・ ラジオ体操，シルバーリハビリ体操，スクエアステップ など
- ・ 男女，年齢を問わず，集まりやすい場所で行います
- ・ 町会長，婦人会長がリーダーになってすすめます
- ・ みんなに知らせて，声をかけあって参加します

**目標2 えんがわで おしゃべりしよう！**

- ・ 歩ける人は 自分から出かけて行ってあいさつ・声かけ・おしゃべりします

**目標3 あいさつとクリーン作戦！**

- ・ 挨拶をしよう！（人と人のつながりは挨拶から）
- ・ 自分のすんでいる地域は，自分たちできれいにしよう！

**目標4 ひとり暮らし高齢者の安否確認をします**

～ お年寄り 未来の自分だ 大切に！！ ～

- ・ 地域の行事を増やします
- ・ となり近所へ積極的に声かけします  
※誘い合う声かけが，一人暮らし高齢者や高齢者世帯の安否確認にもつながります
- ・ 若い時から，地域のまちづくりに関わっていこう！

**目標5 集いの場をふやします****目標6 花壇づくりをすすめます**

今後も地域の課題をみんなで知り，話し合いをつづけます

# かなさ 金砂地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 1,175人 (男579人 女596人)
- 世帯数 485世帯
- 町 会 上利員町・下宮河内町・赤土町・上宮河内町
- 学 区 金砂郷小学校・金砂郷中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・人のつながりが強い
  - ・蕎麦が有名 など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・ひとり暮らし高齢者が増えている
  - ・交流の機会が少ない など
- 地域ふくし懇談会 平成29年3月12日 38名
- 計画まとめ会議 平成29年3月12日 38名
- 参加関係団体等 社協支部、町会、民生委員・児童委員、老人会、公民館、ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン

㊦がやく ㊦かまと ㊦あいこう！  
(最 高)

具体的な  
とりくみ

## 目標1 人と人との交流をすすめよう

- ・みんなが集い，話し合う場をつくろう
- ・草刈りなど共同作業の機会を活用しよう
- ・常陸秋そばなど地域の資源を活かし，都市部との交流を行おう

## 目標2 地域のつながりをつくろう

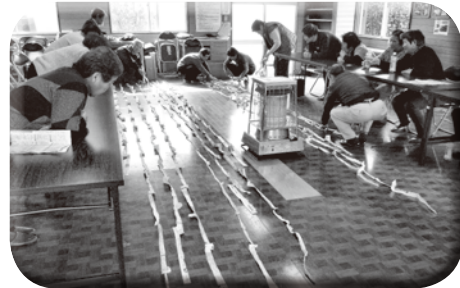
- ・老人クラブや地域の会を続け，広げていこう
- ・子どもから大人・高齢者まで世代を超えた交流を行おう  
(グラウンドゴルフやイベントなど)
- ・楽しい地域のお祭を続けよう

## 目標3 となり近所の助けあいを広げよう

- ・見守りや声かけして，近所の助けあいの輪を広げよう

★今後も地域の課題をみんなで知り，話し合いをつづけます

# やまだ 山田地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 1,700人 (男849人 女851人)
- 世帯数 640世帯
- 町 会 松平町・和田町・東連地町・棚谷町・国安町
- 学 区 山田小学校・水府中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・夏祭りが各地域で継承されている
  - ・美味しいお米ができる など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・ひとり暮らしの高齢者が多い
  - ・近所づきあいや人と人とのつながりが希薄 など
- 地域ふくし懇談会 平成28年8月22日 32名
- 計画まとめ会議 平成29年2月24日 17名
- 参加関係団体等 社協支部、町会、民生委員・児童委員、老人会、公民館、ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン

# 地域住民の が強いまち 山田

## ～ 健康で笑顔のあふれるまち ～

### 具体的な とりくみ

#### 目標1 地域住民が参加しやすく，絆が強まる交流を開催する

- 各種団体や同好会等で，交流会開催時，ひと声かけ，大勢が参加し絆を強くする

##### ◎ 交流会の実施内容

☆ゲートボール，グラウンドゴルフ，ゴルフ，ふれあいサロン，健康体操など

☆三世代交流，ふるさと祭，歩く会など，全員が参加できる行事を継続する

☆シルバーリハビリ体操，絵手紙教室など 同好者での行事を継続する

|    |                      |
|----|----------------------|
| 誰が | 町会，老人会，各団体等が主導し，開催する |
|----|----------------------|

#### 目標2 防災意識を高めよう

- 自主防災組織による，防災訓練を定期的に行う
- ・住民参加型の定期的な防災訓練を実施する
- ・災害時要支援者名簿をメンテナンスし，防災組織，消防団が共有する

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 誰が | 町会，老人会，各団体等が主導し，開催する          |
|    | 災害時要支援者名簿は，民生委員・児童委員がメンテナンスする |

#### 目標3 生活道路や環境整備を行う

- 地域住民全員参加で道路等の除草作業を行う
- ・市等計画の河川清掃日に合わせて実施する
- 空き家情報を把握する
- ・町会，地域消防組織と空き家情報を共有する

|    |                                            |
|----|--------------------------------------------|
| 誰が | 防災訓練は，町会が随時計画し，住民全員で実施する                   |
|    | 空き家情報は各自治会が把握しメンテナンスを実施・各自治会と近隣住民が見守り確認を行う |

★地域の福祉を進めるために，町会，社会福祉協議会・山田支部，公民館，老人会役員が定期的に実施状況を把握し，課題等を見直します

# そめわだ 染和田地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 1,560人 (男763人 女797人)
- 世帯数 591世帯
- 町 会 和久町・町田町・西染町・中染町中南・中染町中東・中染町中西  
東染町
- 学 区 水府小学校・水府中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・自然が豊かで美しい
  - ・水府地区の中心地（支所・総合センター・北消防署）
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・子どもとふれあう場所がない
  - ・ひとり暮らしの高齢者が増えた
- 地域ふくし懇談会 平成28年8月20日 29名
- 計画まとめ会議 平成29年3月 2日 22名
- 参加関係団体等 社協支部、町会、民生委員・児童委員、老人会、公民館、ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン みんなで一声 地域の輪（和）

### 目標1 近所力を強くする

○声かけ・見守りを強化します！

- ①回覧板を回すときに「声かけ」を行おう
- ②各自治会の集まりの場で「ご近所交流」を増やすことを伝えていこう

### 目標2 情報の共有化を図る

○情報の連絡強化を図ります！

- ①町会役員・民生委員・老人会などで情報を交換するネットワークをつくろう

具体的な  
とりくみ

☆地域の問題をみんなが知るために

- ・年に1回，この計画について協議して見直します
- ・町会長，民生委員，支部役員の話し合いを継続します

# けがの 天下野地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 809人 (男396人 女413人)
- 世帯数 357世帯
- 町 会 天下野町一区・天下野町二区・天下野町三区・天下野町四区  
天下野町五区・天下野町六区
- 学 区 水府小学校・水府中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・竜神大吊橋を中心に観光イベントがある
  - ・天下野（けがの）の地名 など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・ひとり暮らし高齢者が多い
  - ・近所との交流が少ない など
- 地域ふくし懇談会 平成28年8月20日 37名
- 計画まとめ会議 平成29年2月21日 23名
- 参加関係団体等 社協支部，町会，民生委員・児童委員，老人会，公民館，ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン

## みんなで声かけ♡明るい地域

具体的な  
とりくみ

## 目標1 みんなで高齢者を見守ろう！

○高齢者の安全を確認するため，地域みんなで見守ろう

## 目標2 回覧板の回し方をみんなで考えよう！

○回覧板を次へ渡せない方について，支援する方法を考えよう

○行事参加を呼びかけるものは，多くの人へ声をかけよう

## 目標3 みんなで声かけして，行事に参加しよう！

○たくさんの人が集まり，交流を深めよう

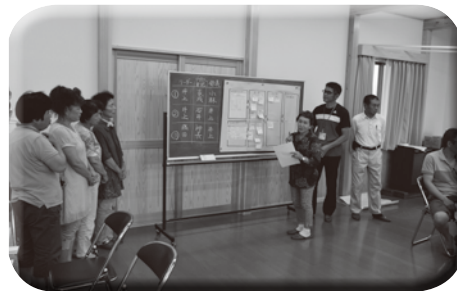
## 目標4 買い物のお手伝いをしよう！

○買い物へ行くことのできない人へ隣近所が声をかけよう

☆地域の問題をみんなが知るために

- ・年に1回，この計画について協議して見直しをします
- ・町会長，民生委員，支部役員の話し合いを継続します

# たかくら 高倉地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 529人 (男259人 女270人)
- 世帯数 215世帯
- 町 会 上高倉町第1・上高倉町第2・下高倉町第1・下高倉町第2
- 学 区 水府小学校・水府中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・空気がおいしく、水がきれい
  - ・人情があり、皆やさしい など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・サロン会、茶飲み会をやりたいが移動手段が確保できない
  - ・行事への若者の参加が少ない など
- 地域ふくし懇談会 平成28年8月 6日 27名
- 計画まとめ会議 平成29年2月18日 31名
- 参加関係団体等 社協支部、町会、民生委員・児童委員、老人会、公民館、ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン

「お互い様と感謝の心で」✿暮らし 安心 高倉町✿

具体的な  
とりくみ**目標1 更に深めます地域の絆**

## (1) 回覧板で繋がり/見守りを

「一声掛けて 声掛けて」挨拶での親近感と、お互い様の見守り。

誰もが「見守り 見守られる」で支え合い。

## (2) 地元伝統行事の継承

全戸対象下記事業で、高倉地区はまだまだ繋がっています。

(新年会・花見会・三世代交流会・地区内一斉清掃・どんど焼き等)

**目標2 明るく 元気で 活気広がる高倉町**

## (1) 健康づくりと おしゃべりサロン

ラジオ体操 シルバーリハビリ体操が現在地区内2か所で実施、大変好評を博しています。更におしゃべりサロンとしての側面もあり、心と体の両面での健康促進効果大。この体操&おしゃべり集う場所を、あと1~2か所程度増やしていきます。

## (2) 「好きな人この指止まれ」で高まる生きがい、広がる地域の輪(サークル活動)

仲間づくり、健康づくり、生きがいと、多くを備えているこれらサークル活動を、地域づくりの会を中心に応援していきます。

(ゲートボール/グラウンドゴルフ/ゴルフ/ハイキング/輪投げ等)

**目標3 災害に備えます**

## (1) 自主防災組織・消防団・地域づくりの会・社協支部・関係機関等を中心として、避難訓練・防災訓練を実施していきます。

## (2) 災害時要支援者名簿の現行化

## (3) 上記記載の関係者関係機関等での情報の共有化及び意思疎通

その他、高倉町福祉活動計画の定期的見直し

地域の課題は日々 更新されており、定期的に地区民・関係機関等で見直しを行っていきます

# おざと 小里地区 地域福祉活動計画



- 人 □ 2,041人 (男991人 女1,050人)
- 世帯数 732世帯
- 町 会 里川町・徳田町・小妻町・小中町・大中町・大中町白幡台
- 学 区 里美小学校・里美中学校
- 地域のよいところ（懇談会から）
  - ・福祉に関わる情報交換の場がある
  - ・素直で親切な人が多い など
- 地域の課題（懇談会から）
  - ・見守りをする人も高齢化している
  - ・地域の集りの出席者が少ない など
- 地域ふくし懇談会 平成28年10月17日 29名  
平成28年10月26日 28名
- 計画まとめ会議 平成28年12月20日 11名
- 参加関係団体等 社協支部，町会，民生委員・児童委員，老人会，公民館，ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン

## みんなで元気に楽しい生活

具体的な  
とりくみ

## 目標1 はじめの一步 集まろう！

- (1) シルバーリハビリ体操の参加者を増やそう
  - \*お茶, おしゃべりも楽しむ
- (2) より近い集会所での開催をめざします
- (3) 町会, 社協支部が中心になってすすめます
- (4) 参加者も役割分担し, 声をかけあい横の広がりをつくります

## 目標2 地域でがんばろう！！

- (1) 集まる機会を大切にします
  - \*地域の祭, 世代や地域をこえた交流会など

## 目標3 みんなで声かけ 助けあい

- (1) 目くばり, 気くばりをします
  - \*声かけ, 話し相手, 安否確認, ゴミだし, 買い物のお誘い・手伝い, 回らん板回しの手伝い

---

『小里地区のふくしを考える会』

・今後も地域の課題について, みんなで話し合いをつづけます

# がみ 賀美地区 地域福祉活動計画



○人 □ 1,198人 (男579人 女619人)

○世帯数 463世帯

○町 会 折橋町・小菅町・上深荻大菅町

○学 区 里美小学校・里美中学校

○地域のよいところ（懇談会から）

- ・隣近所が仲よく、助け合っている
- ・昔のお茶のみ話が今でもできている など

○地域の課題（懇談会から）

- ・地域住民の高齢化で行事が減少している
- ・若い人たちが戻ってこない など

○地域ふくし懇談会 平成28年10月 6日 27名

○計画まとめ会議 平成28年12月13日 22名

○参加関係団体等 社協支部、町会、民生委員・児童委員、老人会、公民館、ボランティア等

※人口・世帯数 平成27年10月1日現在（国勢調査）

## スローガン

## 愛がつくる幸せの♡

具体的な  
とりくみ

## 目標1 出会いの場をつくろう！

- (1) 若者の希望塾をすすめます
- (2) ふれあいサロンをすすめます  
(ふれあいサロン・・・みんなで集い、楽しむ場です)
  - ①集会所ごとに行います  
(パーティー、花見、盆踊り、グラウンドゴルフ、ドッジボール、飲みニケーション など)
  - ②里美文化センター、旧賀美小 グランド・体育館 など活用します
- (3) 今日“行く”(教育)と今日“用”(教養)をつくります  
\*今日の用事、今日行くところをつくって、出かけることが健康づくりや生きがいにつながります

## 目標2 笑顔であいさつ 見守り運動

- (1) だれもがあいさつをします
- (2) 高齢者も、子どもも、地域も、みんなで見守ります

賀美の幸せを実現するために

『賀美を愛する会』に集い、みんなでとりくみます！

町会、自主防災会、消防団、上深荻駐在所、社会福祉協議会賀美支部、民生委員・児童委員、老人クラブ、食生活改善推進委員、青少年健全育成賀美支部、在宅福祉ネットワーク、保健推進員、体育協会賀美支部、スポーツ推進委員、里美小中学校PTA、子ども会育成会、青少年相談員、スポーツ少年団、町会推進委員

☆今後も地域の課題について、みんなで話し合いをつづけます





# 資料集



## 用語集（解説）

### 1 核家族（かくかぞく）

ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族

### 2 ボランティア

自発性、無償性、奉仕性を原則とする活動。自己の主体的な意思により社会問題の解決や必要とされる活動に対し、対価を得ることを目的とせず、労働力や技術力、知識などを提供すること。単なる無報酬の奉仕活動という意味ではない。社会福祉協議会は、地域福祉推進の一環として、ボランティアの需要と担い手に関する情報提供及びコーディネートを行っている。

### 3 NPO（えぬぴーおー）

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。なお、NPOは、Non Profit Organizationの略語である。

### 4 民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

民生委員は、法律上、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者に対し生活相談、助言を行い、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行うとともに、関係行政機関の業務に協力すること」とされている。児童福祉法により同時に児童委員を兼務する。

### 5 社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうざい）

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

### 6 市民協働（しみんきょうどう）

市民がお互いに、又は市民と行政（市役所）が、それぞれの特性や能力を活かしながら、対等な立場で、お互いの責任と役割分担のもとに協力・協調すること。

## 7 共生社会（きょうせいしゃかい）

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が，積極的に参加・貢献していくことができ，誰もが相互に人格と個性を尊重し，支え合い，人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

## 8 一般世帯（いっぽんせたい）

国勢調査において，総世帯数から「施設等の世帯」を除いた世帯

## 9 年少人口（ねんしょうじんこう）

0～14歳人口

## 10 高齢化率（こうれいかりつ）

総人口に占める65歳以上人口の割合

## 11 核家族世帯（かくかぞくせたい）

国勢調査において，夫婦のみの世帯，夫婦と子どもからなる世帯，父親と子どもからなる世帯，母親と子どもからなる世帯

## 12 三世代同居世帯（さんせだいどうきよせたい）

国勢調査において，世帯主との続き柄が，祖父母，世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母），世帯主（又は世帯主の配偶者），子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち，三世代以上が同居していることが判定可能な世帯

## 13 自主防災会（じしゅぼうさいかい）

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき，市民が自主的に結成する組織であり，災害による被害を予防し，軽減するための活動を行う。災害対策基本法においては，「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として，市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

## 14 市社会福祉協議会支部（ししゃかいふくしきょうぎかいしぶ）

市社会福祉協議会は，市民が主体となって地域福祉を推進するため，19の支部組織を常陸太田市全域で構成している。

### 1 5 地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市区町村および老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

### 1 6 在宅介護支援センター（ざいたくかいごしえんせんたー）

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つで、法律上は老人介護支援センターとして規定されている。地域の老人の福祉に関する問題について、在宅の要援護高齢者や要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等からの相談に応じ、それらの介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス（介護保険を含む）が、総合的に受けられるように市区町村等関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う。

### 1 7 公民館（こうみんかん）

生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として社会教育法に基づいて、市町村が設置することとされている。地域において、各種講座・講習会・講演会・実習会・展示会やスポーツ・レクリエーション等に関する行事の開催、各種の団体、機関等の連絡調整を行っている。

### 1 8 地域コミュニティ（ちいきこみゅにてい）

町会・自治会、市社会福祉協議会、消防団、民生委員・児童委員、公民館、市民ボランティア団体等地域で活動する各種団体をネットワーク化し、地域の様々な課題解決のために連携・協力して活動する市民主体の協議体

## 19 社会福祉法人（しゃかいふくしほうじん）

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される法人よりも、設立要件が厳しくされており、公益性が極めて高い法人である。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置がある。

## 20 放課後児童クラブ（ほうかごじどうくらぶ）

正式には、「放課後児童健全育成事業」といい、児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っている。

## 21 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

生活の基盤が自宅にあって、同居する家族等のみでは円滑かつ迅速に避難することが困難である特に支援を要する者

## 22 団塊の世代（だんかいのせだい）

昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までの間に生まれた世代を指す。この3年間の出生数は、約810万人で「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。介護・医療などにかかる社会保障費の急増が懸念されている。

## 23 認知症（にんちしょう）

一度獲得された知能が、脳の器質的な障がいにより持続的に低下し、失われることをいう。一般に認知症は器質的障がいにに基づき、記銘・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障がいが見られ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。

## 24 介護保険制度（かいごほけんせいど）

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組み。40歳以上の人が支払う「保険料（介護保険料）」と「税金」とで運営される。運営は市町村が行い、都道府県と国が支援する。

## 2 5 訪問介護 (ほうもんかいご)

介護保険制度において、ホームヘルパーとも呼ばれる訪問介護職員による訪問介護や夜間対応型訪問介護などのサービス。介護福祉士の資格をもつ者や、都道府県知事又は都道府県知事の指定する者の行う研修（介護職員初任者研修など）を受け、研修を修了した証明書の交付を受けた者が従事する。

## 2 6 通所介護 (つうしょかいご)

日中、通所介護の施設（利用定員19人以上のデイサービスセンターなど）に通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図っている。

## 2 7 地域支援事業 (ちいきしえんじぎょう)

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため市が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

## 2 8 避難行動要支援者名簿 (ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ)

市町村地域防災計画に避難行動要支援者の対象範囲を定め、安否の確認、避難の支援等避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿

## 2 9 障害者総合支援法 (しょうがいしゃそうごうしえんほう)

障害者自立支援法に代わって、平成25年4月1日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。正式には「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。

## 3 0 障害者差別解消法 (しょうがいしゃさべつかいしょうほう)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。

### 3 1 生活困窮者自立支援制度（せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど）

「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援する。生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなることがないように支援の対象となる。

### 3 2 子ども・子育て支援新制度（こども・こそだてしえんしんせいど）

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

### 3 3 地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしすてむ）

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

### 3 4 虐待（ぎゃくたい）

高齢者・障がい者虐待は次の(1)から(5)まで、児童虐待は(1)から(4)までが定義されている。

- (1)身体的虐待（身体に外傷が生じる又は生じるおそれのある暴行を加えること）
- (2)心理的虐待（著しい暴言、著しい拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
- (3)性的虐待（わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること）
- (4)放棄・放任・ネグレクト（身体を衰弱させるような著しい減食・長時間の放置、必要な擁護を著しく怠る等）
- (5)経済的虐待（財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること）

### 3 5 地域ふくし懇談会（ちいきふくしこんだんかい）

市社会福祉協議会の19支部単位で開催する市民参加のワークショップ

### 3 6 常陸太田市地域防災計画（ひたちおおたしちいきぼうさいけいかく）

災害対策基本法の規定に基づいて、常陸太田市防災会議が作成する計画であって、常陸太田市の地域に係わる災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもと、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害の復旧を図ることを目的としている。

### 3 7 常陸太田市避難行動要支援者避難支援全体計画

#### （ひたちおおたしひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんぜんたいけいかく）

避難行動要支援者の避難支援対策について、平常時の備えから災害発生時の対応等の基本的な考え方や取組み方を示したもので、「自助」と「共助」を基本とし、円滑な情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることを目的としている。

### 3 8 要配慮者（ようはいりょしゃ）

災害発生時に自分一人で避難行動が迅速に行えないおそれがあり、周囲の人の配慮が必要な高齢者（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者等）や身体障がい者（視覚・聴覚障がい者、音声言語機能障がい者、肢体不自由者、内部障がい者、難病患者等）、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語の理解が十分でない外国人等が多く該当する。

### 3 9 避難支援等関係者（ひなんしえんとうかんけいしゃ）

常陸太田市地域防災計画に定めるところにより、災害時に避難支援等に携わる次の機関等をいう。

ア 消防機関（消防団を含む）

イ 警察

ウ 民生委員・児童委員

エ 市社会福祉協議会

オ 自主防災会

カ 町会

キ 市

ク その他市長が認める避難支援等の実施に携わる関係者

#### 4 0 避難準備・高齢者等避難開始（ひなんじゅんび・こうれいしゃとうひなんかいし）

一般住民に避難準備を呼びかけ、要配慮者・高齢者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況に発令される。市民に求める行動としては、特に避難行動に時間を要する人は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する必要がある。

#### 4 1 パブリックコメント

常陸太田市の重要な計画等の策定や改定、基本的な条例等の制定や改正に際して、事前にその案を公表し、広く市民から意見を求めるとともに、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行い、その結果と理由及び市の考え方を公表する制度

#### 4 2 権利擁護（けんりようご）

自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に代わって、代理人が意思表示を支援・代弁し、人権をはじめ様々な権利を適切に保護すること。

#### 4 3 成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない状態にある人や、契約時に判断能力はあるが、将来低下した場合の財産管理、介護等の契約、遺産分割等を本人に代わって成年後見人等が行う。

#### 4 4 日常生活自立支援事業（にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう）

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするもの。社会福祉協議会の事業

#### 4 5 避難行動要支援者避難支援登録制度

##### （ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんとうろくせいど）

避難行動要支援者名簿の情報提供に同意した避難行動要支援者は、災害発生時の情報伝達や避難場所等への避難誘導等、一連の避難支援等の基礎資料となる個別計画を作成するため、避難行動要支援者に関する情報のほか、避難支援者（2人）を自ら選任して同意を得たうえで「避難行動要支援者避難支援登録申請書」を市に提出することとしている。市は、提出された「避難行動要支援者避難支援登録申請書」に基づき個別計画を作成し、避難行動要支援者および避難支援等関係者に配付する。

#### 4 6 共同募金運動（きょうどうぼきんかつどう）

平成28年で運動創設70年を迎えた共同募金は、戦後間もない昭和22年（1947年）に「国民たすけあい運動」として開始された。当初戦後復興の一助として戦災孤児など生活困窮者の支援に充てられ、その後、時代の要請に合わせて、子どもの遊び場、障がい者の小規模作業所、高齢者等への在宅福祉活動から、現在のような多様な地域福祉活動を支える募金となった。

#### 4 7 ふれあいサロン

身近な地域で、高齢者や障がい者、子育て中の親などの当事者と、ボランティアが協働で仲間作りの場を開設し、孤独感の解消、要援護者の見守り、引きこもり予防、介護予防、健康の維持向上を図ると共に、地域福祉コミュニティづくりを目的としている。

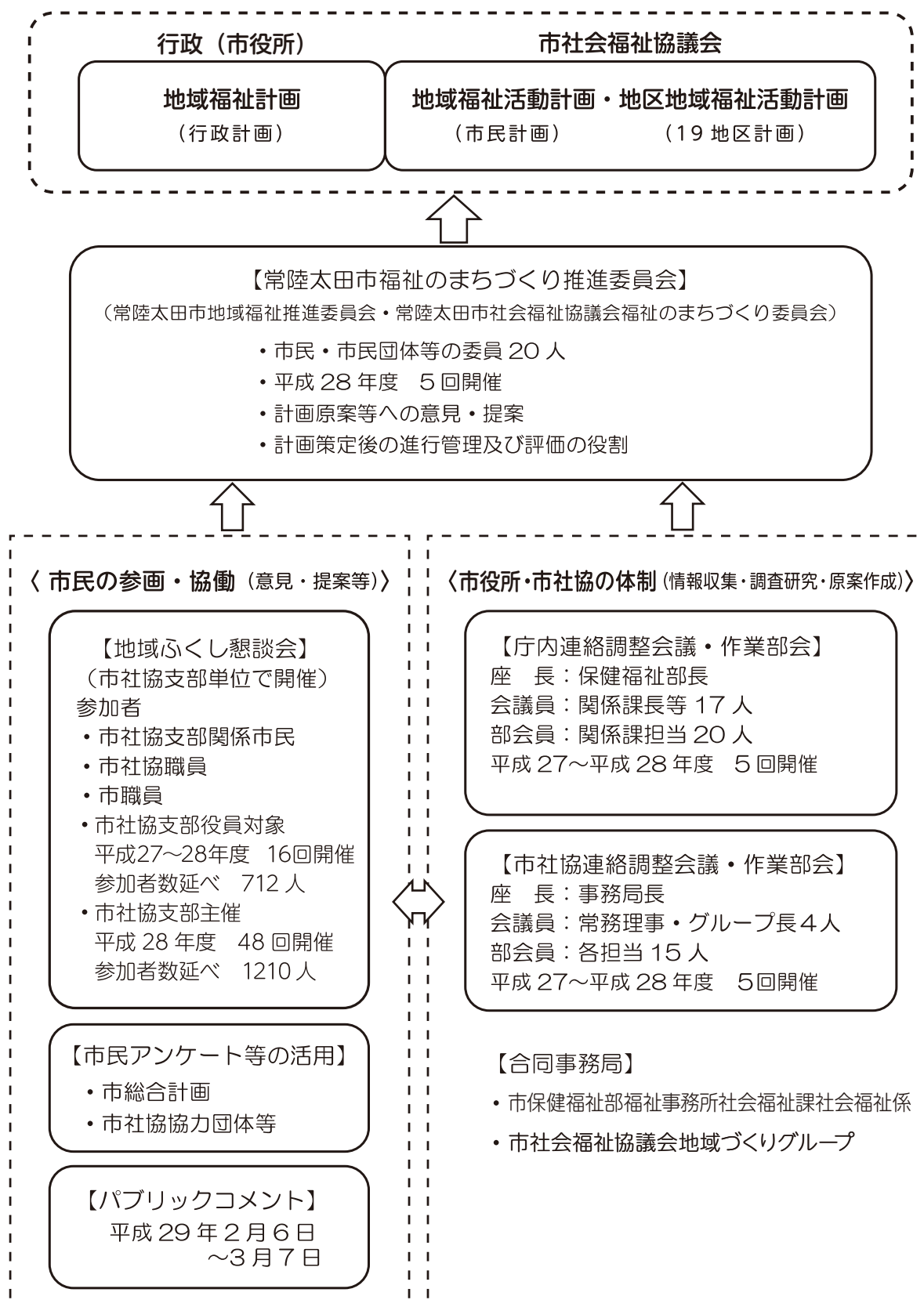
#### 4 8 バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが生活していくうえで、物理的に障壁となる段差などを除去した状態をいう。広義的には、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる場合もある。

#### 4 9 ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、国籍、人種、体格等にかかわらず、予め計画の段階から誰もが利用しやすいよう配慮し設計されたもの。

## ○計画の策定経過



○常陸太田市社会福祉協議会各支部役員を対象とした「地域ふくし懇談会」開催状況

| 期日        | 曜日 | 会議名等                      | 場所              | 市民<br>(人) | 市社協<br>職員<br>(人) | 市職員<br>(人) | 計<br>(人) | 備考<br>(参加支部)       |
|-----------|----|---------------------------|-----------------|-----------|------------------|------------|----------|--------------------|
| H27. 8.24 | 月  | 地域ふくし講演会                  | 常陸太田市<br>総合福祉会館 | 51        | 17               | 8          | 76       | 全支部                |
| H27. 9.30 | 水  | 地域ふくし懇談会<br>(太田 1 - 1 回目) | 常陸太田市<br>総合福祉会館 | 34        | 10               | 5          | 49       | 太田・機初・誉田・<br>佐都・河内 |
| H27.10.22 | 木  | 地域ふくし懇談会<br>(太田 1 - 2 回目) | 常陸太田市<br>消防本部   | 27        | 8                | 2          | 37       | 太田・機初・誉田・<br>佐都・河内 |
| H27.11.10 | 火  | 地域ふくし懇談会<br>(太田 2 - 1 回目) | 常陸太田<br>市役所会議室  | 28        | 6                | 4          | 38       | 西小沢・幸久・<br>佐竹・世矢   |
| H27.12. 8 | 火  | 地域ふくし懇談会<br>(太田 1 - 3 回目) | 常陸太田市<br>消防本部   | 32        | 5                | 4          | 41       | 太田・機初・誉田・<br>佐都・河内 |
| H27.12.21 | 月  | 地域ふくし懇談会<br>(太田 2 - 2 回目) | 常陸太田市<br>消防本部   | 27        | 6                | 4          | 37       | 西小沢・幸久・<br>佐竹・世矢   |
| H28. 1.13 | 水  | 地域ふくし懇談会<br>(太田 2 - 3 回目) | 常陸太田市<br>総合福祉会館 | 27        | 8                | 5          | 40       | 西小沢・幸久・<br>佐竹・世矢   |
| H28. 3.30 | 水  | 地域ふくし懇談会<br>(金砂郷 1 回目)    | 金砂郷<br>保健センター   | 27        | 8                | 10         | 45       | 久米・郡戸・金郷・<br>金砂    |
| H28. 4. 6 | 水  | 地域ふくし懇談会<br>(金砂郷 2 回目)    | 金砂郷<br>保健センター   | 25        | 12               | 6          | 43       | 久米・郡戸・金郷・<br>金砂    |
| H28. 4.19 | 火  | 地域ふくし懇談会<br>(金砂郷 3 回目)    | 金砂郷<br>保健センター   | 27        | 13               | 7          | 47       | 久米・郡戸・金郷・<br>金砂    |
| H28. 5.13 | 金  | 地域ふくし懇談会<br>(水府 1 回目)     | 水府総合センター        | 27        | 11               | 5          | 43       | 山田・染和田・<br>天下野・高倉  |
| H28. 5.19 | 木  | 地域ふくし懇談会<br>(水府 2 回目)     | 水府総合センター        | 27        | 10               | 4          | 41       | 山田・染和田・<br>天下野・高倉  |
| H28. 5.25 | 水  | 地域ふくし懇談会<br>(水府 3 回目)     | 水府総合センター        | 23        | 8                | 4          | 35       | 山田・染和田・<br>天下野・高倉  |
| H28. 5.31 | 火  | 地域ふくし懇談会<br>(里美 1 回目)     | 市役所里美支所         | 23        | 12               | 6          | 41       | 小里・賀美              |
| H28. 6.10 | 金  | 地域ふくし懇談会<br>(里美 2 回目)     | 市役所里美支所         | 31        | 11               | 7          | 49       | 小里・賀美              |
| H28. 6.14 | 火  | 地域ふくし懇談会<br>(里美 3 回目)     | 市役所里美支所         | 29        | 11               | 10         | 50       | 小里・賀美              |
| 参加者数 (延べ) |    |                           |                 | 465       | 156              | 91         | 712      |                    |

# ○常陸太田市社会福祉協議会各支部主催による「地域ふくし懇談会・まとめ会議」開催状況

| 期日        | 曜日 | 内 容                   | 場 所        | 市民(人) | 市社協職員(人) | 市職員(人) | 計(人) |
|-----------|----|-----------------------|------------|-------|----------|--------|------|
| H28. 5.20 | 金  | 佐竹支部 地域ふくし懇談会         | 佐竹公民館      | 34    | 6        | 3      | 43   |
| H28. 6.16 | 木  | 幸久支部 地域ふくし懇談会         | 幸久公民館      | 31    | 3        | 1      | 35   |
| H28. 6.20 | 月  | 西小沢支部 地域ふくし懇談会        | 西小沢公民館     | 27    | 6        | 2      | 35   |
| H28. 6.29 | 水  | 河内支部 地域ふくし懇談会         | 河内公民館      | 16    | 7        | 1      | 24   |
| H28. 6.30 | 木  | 幸久支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 幸久公民館      | 12    | 2        | 1      | 15   |
| H28. 7.22 | 金  | 西小沢支部 地域ふくし懇談会まとめ     | 西小沢公民館     | 15    | 2        | 1      | 18   |
| H28. 7.23 | 土  | 佐都支部 地域ふくし懇談会         | 佐都公民館      | 23    | 4        | 1      | 28   |
| H28. 7.30 | 土  | 久米支部 地域ふくし懇談会         | 久米地域交流センター | 51    | 3        | 2      | 56   |
| H28. 8. 6 | 土  | 高倉支部 地域ふくし懇談会         | 高倉地域交流センター | 20    | 6        | 1      | 27   |
| H28. 8.17 | 水  | 佐都支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 佐都公民館      | 6     | 3        | 1      | 10   |
| H28. 8.18 | 木  | 世矢支部 地域ふくし懇談会         | 世矢公民館      | 35    | 8        | 0      | 43   |
| H28. 8.18 | 木  | 世矢支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 世矢公民館      | 6     | 4        | 0      | 10   |
| H28. 8.20 | 土  | 染和田支部 地域ふくし懇談会        | 水府総合センター   | 23    | 4        | 2      | 29   |
| H28. 8.20 | 土  | 天下野支部 地域ふくし懇談会        | 天下野公民館     | 31    | 4        | 2      | 37   |
| H28. 8.22 | 月  | 山田支部 地域ふくし懇談会         | 山田公民館      | 25    | 6        | 1      | 32   |
| H28. 8.25 | 木  | 太田支部 地域ふくし懇談会         | 市総合福祉会館    | 10    | 7        | 2      | 19   |
| H28. 8.27 | 土  | 機初支部 地域ふくし懇談会         | 機初公民館      | 25    | 4        | 2      | 31   |
| H28. 8.27 | 土  | 久米支部 地域ふくし懇談会（2回目）    | 久米地域交流センター | 51    | 4        | 2      | 57   |
| H28. 8.28 | 日  | 誉田支部 地域ふくし懇談会         | 誉田公民館      | 35    | 5        | 2      | 42   |
| H28. 9. 3 | 土  | 金郷支部 地域ふくし懇談会         | 金砂郷保健センター  | 26    | 4        | 2      | 32   |
| H28. 9. 5 | 月  | 佐都支部 地域ふくし懇談会まとめ（2回目） | 佐都公民館      | 6     | 3        | 0      | 9    |
| H28. 9. 5 | 月  | 世矢支部 地域ふくし懇談会まとめ（2回目） | 世矢公民館      | 13    | 2        | 1      | 16   |
| H28. 9. 6 | 火  | 幸久支部 地域ふくし懇談会まとめ（2回目） | 幸久公民館      | 12    | 3        | 1      | 16   |
| H28. 9. 7 | 水  | 佐竹支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 佐竹公民館      | 16    | 2        | 1      | 19   |
| H28. 9. 8 | 木  | 金郷支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 金砂郷保健センター  | 12    | 2        | 1      | 15   |
| H28. 9.12 | 月  | 機初支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 機初公民館      | 8     | 2        | 1      | 11   |
| H28. 9.13 | 火  | 河内支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 河内公民館      | 9     | 2        | 1      | 12   |
| H28. 9.26 | 月  | 幸久支部 地域ふくし懇談会まとめ（3回目） | 幸久公民館      | 25    | 2        | 1      | 28   |
| H28.10. 6 | 木  | 賀美支部 地域ふくし懇談会         | 里美文化センター   | 18    | 8        | 1      | 27   |
| H28.10.11 | 火  | 河内支部 地域ふくし懇談会まとめ（2回目） | 河内公民館      | 9     | 2        | 0      | 11   |
| H28.10.17 | 月  | 小里支部 地域ふくし懇談会         | 里美保健センター   | 21    | 7        | 1      | 29   |
| H28.10.25 | 火  | 幸久支部 地域ふくし懇談会まとめ（4回目） | 幸久公民館      | 14    | 2        | 0      | 16   |
| H28.10.26 | 水  | 小里支部 地域ふくし懇談会（2回目）    | 里美保健センター   | 20    | 7        | 1      | 28   |
| H28.11.28 | 月  | 機初支部 地域ふくし懇談会まとめ（2回目） | 機初公民館      | 23    | 2        | 0      | 25   |
| H28.12.13 | 火  | 賀美支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 里美文化センター   | 19    | 2        | 1      | 22   |
| H28.12.20 | 火  | 小里支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 里美保健センター   | 8     | 2        | 1      | 11   |
| H29. 1.18 | 水  | 太田支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 太田公民館      | 11    | 2        | 1      | 14   |
| H29. 1.23 | 月  | 誉田支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 誉田公民館      | 7     | 2        | 1      | 10   |
| H29. 1.28 | 土  | 郡戸支部 地域ふくし懇談会         | 工芸交流センター楓  | 17    | 4        | 4      | 25   |
| H29. 1.28 | 土  | 郡戸支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 工芸交流センター楓  | 8     | 3        | 2      | 13   |
| H29. 1.28 | 土  | 佐都支部 地域ふくし懇談会（2回目）    | 佐都公民館      | 23    | 2        | 1      | 26   |
| H29. 2.17 | 金  | 久米支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 久米地域交流センター | 30    | 2        | 3      | 35   |
| H29. 2.18 | 土  | 高倉支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 栃木県防災館     | 31    | 0        | 0      | 31   |
| H29. 2.21 | 火  | 天下野支部 地域ふくし懇談会まとめ     | 天下野公民館     | 20    | 2        | 1      | 23   |
| H29. 2.24 | 金  | 山田支部 地域ふくし懇談会まとめ      | 山田公民館      | 14    | 2        | 1      | 17   |
| H29. 3. 2 | 木  | 染和田支部 地域ふくし懇談会まとめ     | 水府総合センター   | 20    | 1        | 1      | 22   |
| H29. 3.12 | 日  | 金砂支部 地域ふくし懇談会         | かなさ笑楽校     | 29    | 4        | 5      | 38   |
| H29. 3.12 | 日  | 金砂支部 地域ふくし懇談会まとめ      | かなさ笑楽校     | 29    | 4        | 5      | 38   |
| 参加者数（延べ）  |    |                       |            | 974   | 170      | 66     | 1210 |

## ○常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会開催状況

(常陸太田市地域福祉推進委員会・常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会)

| 期日        | 曜日 | 会議名等                                 | 場所                           | 内容                                                                                                                             |
|-----------|----|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H28. 7.25 | 月  | 第1回<br>地域福祉推進委員会・<br>福祉のまちづくり<br>委員会 | 常陸太田市役所<br>全員協議会室            | ・委嘱状交付<br>・委員長・副委員長の選出について<br>・常陸太田市地域福祉計画・常陸太田市社会福祉協議会<br>地域福祉活動計画の基本的な考え方について<br>・地域ふくし懇談会等について<br>・第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について |
| H28.10.13 | 木  | 第2回<br>地域福祉推進委員会・<br>福祉のまちづくり<br>委員会 | 常陸太田市役所<br>大会議室              | ・地域ふくし懇談会の経過報告<br>・第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について<br>第1章～第2章の修正点<br>第3章～第4章の提示                                                       |
| H28.12.15 | 木  | 第3回<br>地域福祉推進委員会・<br>福祉のまちづくり<br>委員会 | 常陸太田市役所<br>大会議室              | ・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について<br>・基本理念の設定について<br>・計画の通称（サブタイトル）について<br>・「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び<br>「常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会」<br>の統一名称について  |
| H29. 1.26 | 木  | 第4回<br>地域福祉推進委員会・<br>福祉のまちづくり<br>委員会 | 常陸太田市<br>商工会館大会議<br>室        | ・地域福祉計画・地域福祉活動計画計画（案）について<br>・概要版について                                                                                          |
| H29. 3.16 | 木  | 第5回<br>地域福祉推進委員会・<br>福祉のまちづくり<br>委員会 | 常陸太田市役所<br>分庁舎<br>203・204会議室 | ・地域福祉計画・地域福祉活動計画計画（案）について<br>・概要版について                                                                                          |

## ○常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議・作業部会

及び常陸太田市社会福祉協議会地域福祉推進連絡調整会議・作業部会

| 期日        | 曜日 | 会議名等                                              | 場所                           | 内容                             |
|-----------|----|---------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| H28.2.22  | 月  | 第1回<br>地域福祉推進庁内連絡調整会議                             | 常陸太田市役所<br>分庁舎<br>201・202会議室 | ・計画策定の趣旨、経過報告等について             |
| H28.3.22  | 火  | 第1回<br>地域福祉推進庁内連絡調整会議<br>作業部会                     | 常陸太田市役所<br>分庁舎<br>201・202会議室 | ・計画策定の趣旨、経過報告等について             |
| H28.3.30  | 水  | 第1回<br>常陸太田市社会福祉協議会作業部会                           | 常陸太田市<br>総合福祉会館              | ・計画づくりについて                     |
| H28. 7. 7 | 木  | 第2回<br>常陸太田市社会福祉協議会作業部会                           | 常陸太田市<br>総合福祉会館              | ・計画策定の進捗状況                     |
| H28. 7.14 | 木  | 第2回<br>地域福祉推進庁内連絡調整会議員<br>及び作業部会合同会議<br>＊市社協と合同開催 | 常陸太田市役所<br>分庁舎<br>201・202会議室 | ・経過報告（地域ふくし懇談会等）<br>・計画策定の方向性等 |
| H28. 9.16 | 金  | 第3回<br>地域福祉推進庁内連絡調整会議員<br>及び作業部会合同会議<br>＊市社協と合同開催 | 常陸太田市<br>総合福祉会館              | ・講話<br>・グループワーク                |
| H29. 1.13 | 金  | 第4回<br>地域福祉推進庁内連絡調整会議員<br>及び作業部会合同会議<br>＊市社協と合同開催 | 常陸太田市役所<br>大会議室              | ・地域福祉計画及び<br>地域福祉活動計画（案）について   |

## 常陸太田市地域福祉推進委員会設置要綱

平成28年2月3日  
常陸太田市告示第2号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、常陸太田市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 法107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の策定、推進及び改定に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 社会福祉を推進する市民団体に属する者
- (3) 社会福祉事業に属する者
- (4) 保健医療事業に属する者
- (5) 社会教育に関係する者
- (6) 地縁団体に関係する者
- (7) 地域福祉に識見を有する者
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に常陸太田市情報公開条例（平成11年常陸太田市条例第20号）第7条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときはこの限りではない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、福祉のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の策定、推進及び改定に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

### (委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから常陸太田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 社会福祉を推進する市民団体に属する者
- (3) 社会福祉事業に属する者
- (4) 保健医療事業に属する者
- (5) 社会教育に関係する者
- (6) 地縁団体に関係する者
- (7) 地域福祉に識見を有する者
- (8) その他会長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に個人・団体の権利利益を害する恐れのある情報が含まれる場合はこの限りではない。公開については常陸太田市情報公開条例（平成11年常陸太田市条例第20号）を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、常陸太田市社会福祉協議会地域づくりグループにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成17年6月1日施行の常陸太田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は廃止する。

常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会委員  
(常陸太田市地域福祉推進委員会委員)  
(常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会委員)

※敬称略

任期：平成 28 年 7 月 25 日～平成 31 年 7 月 24 日

| 区分     | 所属団体等                | 氏名       | 団体等役職 | 備考                                     |
|--------|----------------------|----------|-------|----------------------------------------|
| 1 号委員  | 市民委員                 | 後藤 百合子   |       |                                        |
|        | 市民委員                 | 生天目久美子   |       |                                        |
| 2 号委員  | 市社会福祉協議会（常陸太田地区）     | 大曾根 愼    | 支部長   |                                        |
|        | 市社会福祉協議会（金砂郷地区）      | 石井 彰     | 支部長   |                                        |
|        | 市社会福祉協議会（水府地区）       | 大森 定夫    | 支部長   |                                        |
|        | 市社会福祉協議会（里美地区）       | 鈴木 一     | 支部長   | 副委員長<br>兼里美地区民生委員・児童委員協議会長             |
|        | 常陸太田地区民生委員・児童委員協議会   | 和田 行雄    | 会 長   | H28.7.25 ～ H28.11.30                   |
|        | 〃                    | 潮田 凱生    | 会 長   | H28.12.15 ～                            |
|        | 金砂郷地区民生委員・児童委員協議会    | 畔野 文雄    | 会 長   | H28.7.25 ～ H28.11.30 ※委員長              |
|        | 〃                    | 松本 幸雄    | 会 長   | H28.12.15 ～                            |
|        | 水府地区民生委員・児童委員協議会     | 大森 定夫    | 会 長   | H28.7.25 ～ H28.11.30<br>兼市社会福祉協議会山田支部長 |
|        | 〃                    | 井上 幸則    | 会 長   | H28.12.15 ～                            |
|        | 里美地区民生委員・児童委員協議会     | 鈴木 一     | 会 長   | 兼市社会福祉協議会賀美支部長                         |
|        | 常陸太田地区ボランティア連絡協議会    | 大兼 郁子    | 会 長   |                                        |
|        | 常陸太田市人権擁護委員協議会       | 大須賀 治    | 会 長   | H28.7.25 ～ H28.12.31                   |
|        | 〃                    | 井野宮よう子   | 委 員   | H28.1.26 ～                             |
| 3 号委員  | 特別養護老人ホーム誠信園         | 平根 雅史    | 施設長   |                                        |
| 4 号委員  | 常陸太田市医師会             | 根本 義勝    | 会 長   |                                        |
| 5 号委員  | 常陸太田市学校長会            | 檜村 毅     | 会 長   |                                        |
| 6 号委員  | 常陸太田市常陸太田地区町会長協議会    | 篠原 勝幸    | 会 長   |                                        |
|        | 常陸太田市金砂郷地区町会長協議会     | 小藺 寿嗣    | 会 長   |                                        |
|        | 常陸太田市水府地区町会長協議会      | 井上 佳之    | 会 長   |                                        |
|        | 常陸太田市里美地区町会長協議会      | 鈴木 敏一    | 監 事   |                                        |
| 7 号委員  | ひたちなか市北部地域包括支援センター   | 富永 信子    | センター長 |                                        |
| アドバイザー | 茨城大学特任准教授            | 長谷川 幸介 氏 |       |                                        |
|        | 茨城県社会福祉協議会地域福祉アドバイザー | 外岡 仁 氏   |       |                                        |

※区分

- (1) 市民
- (2) 社会福祉を推進する市民団体に属する者
- (3) 社会福祉事業に属する者
- (4) 保健医療事業に属する者
- (5) 社会教育に関係する者
- (6) 地縁団体に属する者
- (7) 地域福祉に識見を有する者
- (8) その他市長が必要と認めた者

## 常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議設置要項

平成28年2月3日  
常陸太田市訓令第2号

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定、推進及び改定に関する事項について、庁内関係部課等による連絡調整を図るため、常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議は、次に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 地域福祉に関する調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉に関する庁内関係部課等の事務調整に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第2条 調整会議の長（以下「座長」という。）は、保健福祉部長を充て、副座長は、地域福祉担当課長を充て、会議員は、次に掲げる分野の担当課長等の長を充てる。

- (1) 防災対策
- (2) 市民協働
- (3) 生活環境
- (4) 健康づくり
- (5) 地域福祉
- (6) 生活保護
- (7) 障害者福祉
- (8) 高齢者福祉
- (9) ひとり親・児童福祉
- (10) 就労等支援
- (11) 都市整備
- (12) 生涯学習
- (13) 学校教育
- (14) その他必要な分野

2 座長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 調整会議は、保健福祉部長が招集する。

2 調整会議は、会議員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第4条 調整会議の補助機関として、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため作業部会を置く。

2 作業部会の部会員は、第2条第1項各号に掲げる分野の庁内関係部課等の担当職員等をもって充てる。

3 作業部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選により定めるものとする。

5 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 調整会議及び作業部会の庶務は、地域福祉担当課において行う。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議員

| 部等    | 課等          | 職  | 氏名     | 備考                      |
|-------|-------------|----|--------|-------------------------|
| 保健福祉部 |             | 部長 | 西野 千里  | 座長                      |
| 総務部   | 防災対策課       | 課長 | 塩原 正己  |                         |
| 政策企画部 | 企画課         | 課長 | 綿引 誠二  |                         |
| 〃     | 少子化・人口減少対策課 | 課長 | 福田 洋昭  |                         |
| 市民生活部 | 市民協働推進課     | 課長 | 岡部 光洋  |                         |
| 〃     | 環境政策課       | 課長 | 小泉 秀明  |                         |
| 保健福祉部 | 健康づくり推進課    | 課長 | 成井 宏光  | H28.2.3 ～ H28.3.31      |
| 〃     | 〃           | 課長 | 中嶋 みどり | H28.4.1 ～               |
| 〃     | 福祉事務所社会福祉課  | 参事 | 西野 文浩  | H28.2.3 ～ H28.3.31 ※副座長 |
| 〃     | 〃           | 課長 | 根本 勝則  | H28.4.1 ～ 副座長           |
| 〃     | 福祉事務所高齢福祉課  | 課長 | 岡崎 泰則  | H28.2.3 ～ H28.3.31      |
| 〃     | 〃           | 課長 | 廣木 浩   | H28.4.1 ～               |
| 〃     | 福祉事務所子ども福祉課 | 課長 | 会沢 栄一  |                         |
| 商工観光部 | 商工振興・企業誘致課  | 課長 | 荷見 久志  |                         |
| 建設部   | 都市計画課       | 課長 | 小林 則之  |                         |
| 金砂郷支所 | 金砂郷地域振興課    | 課長 | 関 勝則   |                         |
| 水府支所  | 水府地域振興課     | 課長 | 岩間 勇二  |                         |
| 里美支所  | 里美地域振興課     | 課長 | 澤野 秀典  |                         |
| 教育委員会 | 教育総務課       | 課長 | 江尻 伸彦  |                         |
| 〃     | 指導室         | 室長 | 西連寺 有  |                         |
| 〃     | 生涯学習課       | 課長 | 佐藤 芳孝  | H28.2.3 ～ H28.3.31      |
|       |             | 課長 | 関 勝仁   | H28.4.1 ～               |

## 作業部会員 (◎ H27 部会長 ○ H28 部会長)

| 部等    | 課等          | 係等          | 職    | 氏名     | 備考                 |
|-------|-------------|-------------|------|--------|--------------------|
| 総務部   | 防災対策課       | 防災係         | 係長   | 鈴木 邦彦  |                    |
| 政策企画部 | 企画課         | 企画係         | 係長   | 引田 桂子  | H28.2.3 ～ H28.3.31 |
| 〃     | 〃           | 〃           | 係長   | 田辺 宏明  | H28.4.1 ～          |
| 市民生活部 | 少子化・人口減少対策課 | 少子化・人口減少対策係 | 係長   | 梶山 満   | H28.2.3 ～ H28.3.31 |
| 〃     | 〃           | 〃           | 係長   | 池田 誠一  | H28.4.1 ～          |
| 市民生活部 | 市民協働推進課     | 市民協働推進係     | 係長   | 竹林 正貴  |                    |
| 市民生活部 | 環境政策課       | 環境企画係       | 副参事  | ◎中野 亘  | H28.2.3 ～ H28.3.31 |
| 〃     | 〃           | 〃           | 係長   | 今川 貴博  | H28.4.1 ～          |
| 保健福祉部 | 健康づくり推進課    | 健康企画係       | 課長補佐 | 中嶋 みどり | H28.2.3 ～ H28.3.31 |
| 〃     | 〃           | 〃           | 係長   | 茂又 一海  | H28.4.1 ～          |
| 〃     | 福祉事務所社会福祉課  | 社会福祉係       | 係長   | 富永 靖史  |                    |
| 〃     | 〃           | 生活支援係       | 係長   | 富岡 英和  |                    |
| 〃     | 〃           | 障害福祉係       | 主査   | 石井 賢   |                    |
| 〃     | 福祉事務所高齢福祉課  | 高齢福祉係       | 係長   | 岩間 正   |                    |
| 〃     | 〃           | 介護保険係       | 係長   | 武藤 圭子  |                    |
| 〃     | 福祉事務所子ども福祉課 | 子ども家庭係      | 係長   | 馬場 賢仁  |                    |
| 商工観光部 | 商工振興・企業誘致課  | 商工振興・企業誘致係  | 係長   | 茂又 一海  | H28.2.3 ～ H28.3.31 |
| 〃     | 〃           | 〃           | 課長補佐 | 山口 宏造  | H28.4.1 ～          |
| 建設部   | 都市計画課       | 計画整備係       | 係長   | 古川 寿行  |                    |
| 金砂郷支所 | 金砂郷地域振興課    | 市民生活係       | 主査   | 永田 真理子 |                    |
| 水府支所  | 水府地域振興課     | 市民生活係       | 主査   | 柴田 雅美  |                    |
| 里美支所  | 里美地域振興課     | 市民生活係       | 課長補佐 | 大金 博紀  |                    |
| 教育委員会 | 教育総務課       | 企画総務係       | 課長補佐 | 木村 久男  | H28.2.3 ～ H28.3.31 |
| 〃     | 〃           | 〃           | 副参事  | ○弓野 政人 | H28.4.1 ～          |
| 〃     | 指導室         |             | 指導主事 | 山崎 誠   | H28.2.3 ～ H28.3.31 |
| 〃     | 〃           |             | 指導主事 | 梶山 啓   | H28.4.1 ～          |
| 〃     | 生涯学習課       | 生涯学習係       | 課長補佐 | 関 勝仁   | H28.2.3 ～ H28.3.31 |
| 〃     | 〃           | 〃           | 主査   | 佐藤 玲子  | H28.4.1 ～          |

## 常陸太田市社会福祉協議会地域福祉推進連絡調整会議要項

### (設置)

第1条 常陸太田市地域福祉活動計画の策定に関する事項について、グループ間の連絡調整を図るため、常陸太田市社会福祉協議会地域福祉推進連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議は、次の事項について連絡調整を行う。

- (1) 地域福祉活動計画策定に関すること
- (2) その他地域福祉推進に関すること

### (組織)

第2条 調整会議の長（以下「座長」という。）は、事務局長を充て、会議員は常務理事、各グループ長を充てる。

### (会議)

第3条 調整会議は、事務局長が招集する。

2 調整会議は、会議員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

### (作業部会)

第4条 調整会議の補助機関として、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため作業部会を置く。

2 作業部会の部会員は、各グループの職員をもって充てる。

3 作業部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選により定めるものとする。

5 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第5条 調整会議及び作業部会の庶務は、地域づくりグループが行う。

### (その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要項は、平成28年3月1日から施行する。

## 常陸太田市社会福祉協議会 地域福祉推進連絡調整会議員

| グループ・職           | 氏 名    | 備考 |
|------------------|--------|----|
| 常務理事兼地域包括支援グループ長 | 福地 壽之  |    |
| 事務局長             | 綿引 勝雄  | 座長 |
| 総務グループ長          | 大金 博典  |    |
| くらしさぽーとグループ長     | 富岡 淳子  |    |
| 地域づくりグループ長       | 多賀谷 豊臣 |    |

## 作業部会員

| グループ・職          | 氏 名    | 備考  |
|-----------------|--------|-----|
| 総務グループ長         | 大金 博典  |     |
| 総務グループ係長        | 井上 佳信  |     |
| 地域づくりグループ長      | 多賀谷 豊臣 |     |
| 地域づくりグループ係長     | 橋本 重信  |     |
| 地域づくりグループ係長     | 菊池 幸子  |     |
| 地域づくりグループ主任     | 福田 浩己  |     |
| 地域づくりグループ主任     | 深澤 大   |     |
| 地域づくりグループ主任     | 四倉 大光  |     |
| 地域づくりグループ主任     | 岩間 幸恵  |     |
| 地域包括支援グループ社会福祉士 | 富岡 まゆみ |     |
| 地域包括支援グループ保健師   | 綿引 由美子 |     |
| くらしさぽーとグループ長    | 富岡 淳子  | 部会長 |
| くらしさぽーとグループ主事   | 小室 茂之  |     |
| 金砂郷支所           | 和田 良子  |     |
| 里美支所            | 秋山 友美子 |     |

# 常陸太田市社会福祉協議会 支部

H28.4.1 現在 ※敬称略

| 支 部 | 支部長名           | 支部の地域                                                           |
|-----|----------------|-----------------------------------------------------------------|
| 太 田 | 石井 勝三          | 宮本町・内堀町・中城町・栄町・東一町・埜町・金井町・東二町・東三町・木崎一町・木崎二町・山下町・西三町・西二町・西一町・寿町  |
| 機 初 | 鈴木 守<br>(副支部長) | 幡町・四季の丘はたそめ・三才町・西宮町・田渡町・長谷町・高貫町                                 |
| 西小沢 | 小祝 要人          | 岡田町・小沢町・内田町上・内田町中・内田町下・落合町・堅磐町・上土木内町・沢目町                        |
| 幸 久 | 大曾根 愼          | 上河合町・下河合町・藤田町・栗原町・島町                                            |
| 佐 竹 | 土田 惣一          | 磯部町・谷河原町・天神林町・佐竹南台・稲木町                                          |
| 誉 田 | 桐原 弘           | 馬場町上・馬場町下・馬場町真淵・新宿町上・新宿町下・増井町・下大門町一・下大門町二・上大門町一・上大門町二・瑞竜町一・瑞竜町二 |
| 佐 都 | 武藤 貞一          | 里野宮町・白羽町・茅根町・常福地町・春友町                                           |
| 世 矢 | 川又 善行          | 小目町・亀作町・真弓町・真弓町真弓ヶ丘団地・大森町                                       |
| 河 内 | 豊田 捷司          | 町屋町・町屋町北・西河内下町・西河内中町・西河内上町                                      |
| 久 米 | 石井 彰           | 久米町・薬谷町・大里町1・大里町2・大平町・玉造町・芦間町・大方町・岩手町                           |
| 郡 戸 | 鈴木 幸一          | 花房町・新地町・松栄町・中野町・小島町                                             |
| 金 郷 | 矢部 章           | 高柿町・竹合町・箕町・下利貝町・中利貝町・千寿町                                        |
| 金 砂 | 菊池 勝美          | 上利貝町・下宮河内町・赤土町・上宮河内町                                            |
| 山 田 | 大森 定夫          | 松平町・和田町・東連地町・棚谷町・国安町                                            |
| 染和田 | 石澤 修           | 和久町・町田町・西染町・中染町中南・中染町中東・中染町中西・東染町                               |
| 天下野 | 小林 隆男          | 天下野町一区・天下野町二区・天下野町三区・天下野町四区・天下野町五区・天下野町六区                       |
| 高 倉 | 井上 久夫          | 上高倉町第1・上高倉町第2・下高倉町第1・下高倉町第2                                     |
| 小 里 | 佐川 孝文          | 里川町・徳田町・小妻町・小中町・大中町・大中町白幡台                                      |
| 賀 美 | 鈴木 一           | 折橋町・小菅町・上深荻大菅町                                                  |



**第2期常陸太田市地域福祉計画  
第2期常陸太田市地域福祉活動計画**

発行年月：平成 29 年 3 月

編 集：常陸太田市 保健福祉部福祉事務所社会福祉課  
〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690 番地  
TEL 0294-72-3111 FAX 0294-72-3083  
社会福祉法人 常陸太田市社会福祉協議会  
〒313-0041 茨城県常陸太田市稲木町 33  
常陸太田市総合福祉会館内

TEL 0294-73-1717 FAX 0294-72-5449

表紙イラスト挿絵：なる（常陸太田市地域おこし協力隊）